

明日のために改革を

1. 『誰ひとり取り残さない』視点での施策展開

(質問数16-26)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	市長の政治姿勢 (1) 施政方針について ① 区制施行20周年について ② 組織改正について	① 「もっと身近に、もっとしあわせに」のキャッチフレーズのもと、区役所の更なるサービス向上に取り組んでいきたい。デジタル技術の活用、行政手続のオンライン化等。区役所窓口では、スムーズな手続きができるように。区民にとってのしあわせコーディネーターとしてサービス向上に取り組んでいきたい。 ② 新たな社会的課題に迅速に対応しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応についても一層強化する必要があると判断をし、保険福祉局を保健衛生局及び福祉局に改正するに至った。地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を引き続き図っていきたい。保健福祉局で所掌していた子育て支援医療費助成事業等を子ども未来局に一元化するなど、市民にとっても分かりやすい組織体制を構築した。
2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	市長の政治姿勢 (4) 思い残しある政策課題について ① 敬老祝い金支給事業	① 超高齢化社会という現状において、今後の高齢者福祉施策をどのように行っていくか、考えており、敬老祝金についても高齢者福祉施策全体の枠組みの中で必要な検討を行っていきたい。高齢者が住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を送ることのできる社会の実現を目指し、引き続き検討し、そうした社会の実現に努めていきたい。
2023年 2月定例会	総合政策	議案外	高柳	『誰ひとり取り残さない』市政運営に向けて一外国人市民委員会について	外国人市民委員会の委員の方に、多文化共生施策のアドバイザーとしての役割を務めていただくことについて、委員の任期は2年であり、1回に限り再任が可能となっている。これまで多くの方が再任を希望され、2期にわたって活躍いただいているため、4年という比較的長い期間務めていただいております。1期目の活動を踏まえた意見をいただいております。委員には、任期終了後も海外姉妹友好都市の方々の受入れの際などの活動や、国際ふれあいフェアなどのイベント運営への協力など、様々な形で本市の多文化共生施策に関わりながらアドバイス等をいただいております。今後も公益社団法人さいたま観光国際協会国際交流センターの通訳・翻訳ボランティアに登録いただくなど、任期終了後も引き続き活動していただけるよう積極的に取り組んでいく。
2023年 6月定例会	本会議	代表質問	高柳	(1) 差別禁止の規範と制度化について (2) 障害者福祉と介護保険のはざまにあって	(1) 人権侵害については、さいたま地方法務局が管轄している。人権侵害事件として新たに受理した件数については、令和4年には163件、令和3年は74件、令和2年は、149件。内容については、SNSによる誹謗中傷等、インターネットをめぐる事件が45件。職場におけるパワーハラスメント等の労働関係が30件、同和問題が22件。差別事案が発生した際に、メッセージの発出を含め、市長による毅然とした対応を行っていく。 人権関連条例の制定状況については、民間団体の調査によると、人権全般を対象とした条例を制定しているのが375自治体、部落差別の解消等に向けた条例を制定しているのが144自治体、性的少数者への差別の禁止等に向けた条例を制定しているのが71自治体。本市の取組としては、「人権教育及び人権啓発推進 さいたま市基本計画」、及び「同和問題の早

					<p>期解決に関する基本方針」を定めており、それぞれの実施計画に事業を位置づけ、実施をしてきた。</p> <p>(2) 5年度から令和7年度の3年間に65歳となり介護保険サービスへの移行が見込まれる障害者は、225人。介護保険サービスにおける利用者負担について、障害者サービスでは利用者負担が生じない住民税非課税世帯等においても、介護保険サービスへの移行により、一定の利用者負担が生じていく。「新高額障害福祉サービス等給付費」制度により、後日還付して、負担の軽減を図っていく。また、障害福祉サービスに相当するサービスを優先して利用いただく。個別の状況に応じ、障害福祉サービスを引き続き利用いただくこととしている。</p>
2023年6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	JR無人駅のバリアフリー化	本市としては、これまで鉄道事業者に対して、係員不在時間等をなくすような係員の配置を含めた、ホームや駅構内の安全確保への配慮を要望してきている。今後も引き続き強く要望していく。
2023年9月定例会	本会議	代表質問	添野	<p>人権にもとづく男女共同参画の推進</p> <p>(1) ジェンダー平等推進施策について</p>	(1) 本市では、第5次男女共同参画のまちづくりプランにおいて、政策・方針決定過程への助成の参画拡大を積極的に進めていくとともに、ワークライフバランスの推進や、働く場における男女の均等待遇の促進に取り組むことにより、政治および経済分野における女性の参画を促進していきたい。職員研修については、新規採用職員向けの研修を実施し、新たに新任課長を対象にジェンダーの課題について研修を行うことで、組織としてジェンダー平等の意識を広げていくことができるものと考えている。今年度内には、全庁の職員を対象に、ワークライフバランスを推進するための研修も予定している。
2023年12月定例会	本会議	一般質問	相川	<p>「生きること」を諦めようとしている人をつなぐために</p> <p>(1) 自損行為に対応した消防職員へのケア等について</p> <p>(2) つなぐ支援について</p>	<p>(1) 消防職員が災害現場での強い精神的ショックを受けたりするストレスに対応するため、ストレスケアに関する知識及び技術を習得させるための職員養成研修を実施している。この養成研修を受けた職員が、ストレスケアの必要な職員に対し、グループミーティングを行うことにより、心的外傷性ストレス障害などのケアを実施している。併せて、産業医による定期的な健康相談、保健師による面談は、いつでも相談できる体制としており、この他、メンタルヘルスに関する研修も実施している。</p> <p>(2) 自殺未遂者の再企図を防ぐためには、市と関係医療機関が相互に、連絡調整を図るため、「さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議」を設置するほか、庁内横断的な対応を推進するため、「さいたま市自殺対策庁内検討会」を設置している。消防職員に向けたゲートキーパー研修を行うほか、消防職員が、救急活動の中で、参考にできるよう精神科医療機関や相談先の情報が掲載されている「こころの健康ガイド」を配布している。</p>
2023年12月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>(1) 空襲被害の本市の現在の実態把握について</p> <p>(2) 戦地体験DVD作成の経緯と教育委員会等との連携について</p>	<p>(1) 本市における空襲被害については、合併前の旧4市が作成した市史の記述により把握をしていて、市史に空襲被害が記載されていない旧岩槻市を除く旧3市について被害状況を把握しているところ。</p> <p>(2) 戦争を経験された方の体験談を募集して収録を行い、平和学習の教材となるDVDビデオの制作を行った。活用実績としては、市内全ての市立学校へ配付し、各学校における平和学習教材として活用しているほか、全ての市立図書館に配架し貸出しを行っている。引き続き、</p>

					小中学校の校長会における活用の呼びかけ、各小中学校への活用状況のアンケート調査の実施など、教育委員会と連携しながらDVDの活用を促進し、子供たちが戦争の悲惨さと平和の尊さについて学ぶ機会の充実を図っていく。
2023年 12月定例会	市民生活	議案外	高柳	犯罪被害者支援の取組について (1) 国県市の連携とすみ分けについて (2) 支給対象から家族関係が除かれている理由について (3) 男性に対するハラスメントについて	(1) 実際の支援に当たり、犯罪被害者等基本法に基づき、埼玉県、さいたま市はそれぞれの条例を制定し、施策の策定や支援の実施を行っている。埼玉県は埼玉県警察、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと一体となり、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターを運営し、犯罪被害に遭われた方やその御家族への支援を行っている。本市は見舞金の支給等、条例に基づく支援を行うほか、各種保健医療福祉制度の実施主体であることから、庁内関係部局が所管する制度の案内等を行っている。個別の支援策については、より犯罪被害者等のニーズに合ったものにするために、見直しについて検討していきたい。 (2) 犯罪被害者または見舞金や助成金の給付を受けようとする者、法律相談を利用しようとする者と加害者との間に家族関係がある場合は、それらの支援を行わないことができるとしている。家族関係がある場合に、見舞金や助成金の給付を行うことで、被害者等だけでなく加害者が利益を受けるおそれがあるため設けているもの。 (3) 男女共同参画相談室では、男性を対象とする相談として、男性の公認心理士による男性の悩み電話相談、主に男性の弁護士による男性の法律相談を実施している。過去3年度の件数は、悩み相談、法律相談を合わせ、令和2年度が57件、令和3年度が77件、令和4年度が113件。内容としては、離婚等半配偶者との問題や精神的な問題が多く、性被害やハラスメントを主訴とするものは受けていない。
2023年 12月定例会	保健福祉	議案外	西山	平和と福祉行政の取組について (1) 平和と福祉行政の取組について	(1) 本市の戦没者追悼式は、本市にゆかりのある軍人等をはじめ、戦争により被害に遭われた方を追悼するため、本市と浦和、大宮、与野、岩槻の4遺族会との共催により開催をしている。戦没者追悼式で追悼の対象としておりますのは、軍人や軍属であった方に限らず、空襲 その他の戦争被害者全ての方々を対象としている。市独自の戦災傷害者に対する見舞金制度創設に対する考えについては、軍人等に限らず空襲被害などの戦争被害に遭われた民間の方々を対象とした独自の見舞金制度を設置している他自治体がある。今後とも、国や他自治体における援護事業に関する動向を注視していきたい。
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	阪本	市長の政治姿勢について (1) 4期目最終年度を迎えての市長の想いは	(1) 「運命の10年」そして次なる「シンカの10年」は、さいたま市が、人口減少、そして一層の少子高齢化が進む中であって、様々な政策課題を解決するための、希望の未来を引き継いでいくための期間だと捉えている。さいたま市の更なる「シンカ」を前に進めるために、市民の皆さんからいただいた市長任期4年の残り1年を全力で取り組む覚悟だ。
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	西山	(1) さいたま市の難民支援について (2) 社会全体で子ども、若者を支えるまちづくりについて	(1) 東京出入国在留管理局からの通知において、令和5年4月から12月までの間で14名。ウクライナから本市へ避難されている方は現時点で12名 把握しており、うち11名の方が特定活動の在留資格となっている。現在、避難民の方々からニーズが高まっている就労や日本語習得についても、他機関とも連携し、きめ細やかな支援を行っている。さいたま観光国際協会国際交流センターにおいて、在留資格を問わず、外国人の暮らしをサポートする相談

					<p>窓口として、英語、中国語、韓国・朝鮮語のほか、テレビ電話を用いた多言語相談を実施しており、埼玉県国際交流協会が運営する「外国人総合相談センター埼玉」とも協力・連携を図り、情報交換等を行っている。この度、出入国管理及び難民認定法が改正され、要件を満たす方が難民に準じて保護されることとなり、こうした方も本市に定住されるケースも想定されるので、今後も他機関とも連携を図りつつ、安心して本市で暮らしていただけるよう支援を行っていく。</p> <p>(2) 今年度は、子ども食堂やフードパントリー等へ支援をさらに拡大した。令和6年度には、新たに常設型の居場所支援のモデル事業を予定している。まずは、子どもたちが歩いて通える小学校区に1つの割合で、居場所を確保できるように取り組んでいる。フードパントリーなど支援対象を拡大している。引き続き、各支援対象の困り事を把握した上で、活動場所の確保など、各団体の活動継続に必要な支援を行っていききたい。</p>
2024年6月定例会	本会議	一般質問	相川	<p>相談者の声から市政提言していくことについて</p> <p>(1) 本市の相談支援体制について</p> <p>(3) アウトリーチ支援について</p>	<p>(1) DV被害者を含む困難な問題を抱える女性への支援において、「さいたま市DV防止対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、相談の中から見えてきた課題について話し合いを深め、各関係機関における今後の相談対応のありかた等に活用している。女性の悩み相談での相談内容を、男女参画の推進施策に反映させている。</p> <p>(3) ひきこもり支援については、相談を受けた個々の状況に合わせ、きめ細く対応し、必要に応じてアウトリーチ支援も行っている。今後も段階に応じた丁寧な支援を行えるよう努める。</p>
2024年6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	<p>誰一人取り残さないさいたま市に</p> <p>(1) さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例の改正について</p>	<p>(1) 障害のある方及びその介護者の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図るため、さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例を制定し、市内96か所の公共施設で使用料等の減免を実施しているが、指定難病の受給者は含まれておらず、埼玉県の減免対象と異なっているのが現状。今後、関係部局と連携しながら、指定難病の受給者を減免対象に含めることについて検討を行っていく。</p>
2024年9月定例会	本会議	代表質問	高柳	<p>ジェンダー平等と人間擁護の取組について</p> <p>(2) 不当な差別表現への厳しい対処を</p>	<p>(2) 北足立郡同和対策推進協議会からさいたま地方法務局、及び埼玉県に対して、差別的な書き込みの削除要請を、令和元年度から令和5年度までに合計118件行っており、そのうち、これまでに52件が削除されている。従来のプロバイダ責任制限法が改正され、情報流通プラットフォーム対処法が成立した。このことから、法の施行により、インターネット上の誹謗中傷等の削除について、迅速性かつ透明性が確保され、被害者の救済や人権の擁護につながることを期待をされている。本年5月17日の公布から起算して1年を超えない範囲で施行することとされており、今後、より具体的な実施方法やガイドライン等が国から示される予定。ハイトスピーチについて、本市においても、差別的な事案が生じた場合には、メッセージの発出を含め、市長による毅然とした対応を行っていく。</p>
2024年9月定例会	市民生活	議案外	高柳	<p>犯罪被害者支援条例について</p> <p>(1) 運用状況について</p>	<p>(1) 令和3年4月1日に、さいたま市犯罪被害者等支援条例を施行後、相談件数は、令和3年度、犯罪被害に関する相談54件、その他の相談22件、計76件、令和4年度、犯罪被害に関する相談40件、その他の相談11件、計51件、令和5年度、犯罪被害に関する相談45件、その他の相談4件、計49件。令和3年度、見舞金として4件40万円、日常生活等支</p>

			<p>(2) 条例見直しについて (3) 性暴力犯罪被害者への支援について</p>	<p>援に係る助成金の支給として1件20万円、令和4年度、見舞金として3件50万円、法律相談1回、令和5年度、見舞金として3件30万円、法律相談3回を実施している。これまでの相談件数や支援の実績等を踏まえ、課題としては、対象となる被害者の方に情報を届けるための広報啓発、支援内容が実態やニーズに合っているかの見直し、警察をはじめとする関係機関との連携の強化等があると考えている。</p> <p>(2) 今後の見直しや取組については、日常生活等支援及び法律相談について、不同意性交等の未遂や不同意わいせつの被害者も対象に含める、性犯罪の定義や遺族の範囲などの要綱の記載内容を見直し、啓発用のリーフレット以外に被害者や遺族向けのものを懇話会委員や関係機関と協議しながら作成する等を行きたいと考えており、関係課と協議し進めていく。</p> <p>(3) 懇話会での意見を踏まえ、日常生活等支援及び法律相談について、不同意性交等の未遂や不同意わいせつの被害者も対象に含めることや性犯罪の定義の見直しを行い、性犯罪被害者への支援を一層進めていく。</p>
--	--	--	--	--

明日のために改革を

2. 市政の透明化・情報発信強化と市民参画の推進

(質問数22-45)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	添野	<p>市政のガバナンス強化について</p> <p>(1) 政策形成過程への市民参画の現況について</p> <p>(2) 職員力の発揮について</p>	<p>(1) 各種審議会、パブリック・コメント、タウンミーティング、ワークショップなどあらゆる手法を用いて、市民参加・参画をうながしてきた。全庁を挙げて、政策形成過程への市民参画に取り組んだ結果、現在では、審議会等に公募委員に参画してもらうことが、全庁的に定着をしてきたところ。</p> <p>(2) 制度移行後についても、任用所管課から給料等の増額の要望があったら、随時、各任命権者において協議を行い、適正な給与水準の確保に取り組んでいる。</p>
2023年 2月定例会	総合政策	議案外	高柳	<p>統一地方選挙を前に一投票の権利を保障するために</p> <p>(1) 有権者数・投票率の推移</p> <p>(2) 投票弱者への配慮について</p>	<p>(1) 直近の選挙人名簿登録者数は、令和4年12月1日現在110万9590人。前回の平成31年執行、さいたま市議会議員一般選挙における有権者数及び投票率ですが、有権者数は105万8237人で、投票率は38.16%。また、前々回の平成27年執行、さいたま市議会議員一般選挙における有権者数及び投票率は、有権者88万4635人で、投票率は40.39%。令和3年に実施したさいたま市民の政治・選挙に関する意識調査によると、20歳代は、選挙があることを知らなかった、政治や選挙へ関心がないなどが主な理由として挙げられている。また、80歳以上では、病気などで体調がよくなかったが最も多い理由として挙げられている。市選挙管理委員会では、投票率向上のための取組として、若年層への啓発に力を入れており、市公式ツイッターやLINE、フェイスブックを積極的に活用し、選挙啓発ポスターコンクールの参加や寄附の禁止などの選挙に関する情報提供を行うとともに、選挙の際には、投票日の周知と投票参加の呼びかけを行っている。また、将来の有権者への啓発も重要なことから、中学3年生への選挙副読本の配布や、児童生徒を主な対象とした職員等による選挙啓発出前講座などの啓発活動に取り組んでいる。近年では、選挙啓発出前講座の内容を動画化し、教員や児童生徒に配布されたタブレットで視聴できる環境を提供することで、学校の都合に合わせて自主的に主権者教育に活用できるよう取り組みを進めている。</p> <p>(2) 投票所にアクセスすることが困難な場合への対応だが、要介護者は訪問介護サービスの通院等乗降介助を利用して選挙の投票を行うことができるため、所管課を通じて介護保険の利用を案内する市ホームページにその旨を掲載するなど、利用できるサービスについて周知している。そのほかに、一定の障害の者や要介護5の要介護者は、事前に登録することで、自宅等の現在する場所で郵便等による不在者投票をすることができる。施設や病院に入所・入院者への対応ですが、入所や入院中の施設等が県選挙管理委員会から指定を受けている場合は、その施設において不在者投票をすることができる。市選挙管理委員会においては、選挙の際に、市内の指定施設に対して説明会や通知により不在者投票の適正な実施について周知を行っている。指定施設の数、12月時点で、110件。それから、カテゴリーで分けると、病院で28件、介護老人保健施設で17件、特別養護老人ホームで42件、その他で23ということで、全部で施設が110か所となっている。指定を受けるための要件は、おおむね50床、入所定員50人以上の規模の施設であるこ</p>

					と。それから、施設内に投票記載場所として使用できる共用スペースがあること、それから、選挙時に不在者投票事務を行う人員が確保できること、その他適正な不在者投票の実施に支障がないと認められることが要件となっている。50床未満の場合でも相談に乗っていただける。
2023年 6月定例会	本会議	代表質問	高柳	<p>市政運営の透明化と市民参画の推進に向けて</p> <p>(1) 公文書は誰のものか</p> <p>(2) 文書管理の強化について</p> <p>(3) 出資法人や指定管理者等は対象外となるのか</p> <p>(4) 歴史文書にはファイリングや開示請求などの規定がないが問題はないのか。</p> <p>(5) 公文書機能の整理について、具体的な取組を伺う。</p>	<p>(1) 地方公共団体も同法の趣旨にのっとり、保有する文書の適正な管理等に努めるよう規定されていることから、本市においても、その目的は同法と同様の認識</p> <p>(2) 平成30年12月に文書の取り扱いの厳格化を図るための改正を行っている。具体的強化が図られたところで、主に事案の処理に伴う文書の作成の明確化について規定をした。その他、整理及び保存の徹底、廃棄時の確認の強化について、改正をしたところ。</p> <p>(3) 今年度、外郭団体主催の研修に講師を派遣し、文書管理研修を実施する予定。</p> <p>(4) アーカイブズセンターが引き継いだ歴史資料の法令上の規定について、現在、利用の手続き等を規定した「利用要綱」を定めている。今後は他の政令市の状況を調査し、歴史資料の規定について一層の充実を図っていく。</p> <p>(5) 公文書館の整理については、学識経験者等の専門家と協議を重ねながら公文書館機能の整理を進めていく。歴史資料はすべて公開の対象ではなく、さいたま市歴史資料利用要綱で4項目目規定していて、制限している場合がある。</p>
2023年 6月定例会	本会議	代表質問	高柳	<p>市政運営の透明化と市民参画の推進に向けて</p> <p>(1) (2) 市民意見の反映について</p>	<p>(1) (2) 「わたしの提案」については、3,007件、4,055項目の提案があり、「パブリック・コメント」のうち、23.2%にあたる941件を反映している。「パブリック・コメント」については、19件を実施し、そのうち、結果公表済の17件については、506項目の意見をいただいている。素案の修正を行った項目としては、15.8%に当たる80件。パブリック・コメント制度の対象事業の選定について、制度要綱で規定しており、これに照らして、実施について各事業で判断することとなる。</p>
2023年 6月定例会	本会議	代表質問	高柳	<p>(1) 投票困難者への合理的配慮について</p>	<p>(1) 投票所においては、段差解消のためのスロープや老眼鏡、点字器等を設置しているほか、聴覚障害のある方とのコミュニケーションを円滑にするため、投票の流れを記載した「指差し案内表」を配置している。また、全従事者に対し「介助等が必要な方への対応マニュアル」を配布している。心身の故障等により、選挙人自ら投票用紙に候補者の氏名を記載することができない場合、投票所の係員が代筆する代理投票の制度がある。さいたま市内全体で547名が利用した。投票所へ行くことが困難な方に対する取組、事前に登録することで、自宅等の現在する場所で郵便等による不在者投票については、今回の市議会選挙では、104名の方が投票した。県選挙管理委員会から指定を受けている施設や病院に、入所・入院されている方は、その施設内で不在者投票を行うことができる。今回の市議会選挙では、79施設において713名が投票している。</p>

2023年 6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	若者の投票率アップについて ① 取組の現状について ② 声を形に。	① 今回の市議会議員選挙では、過去の意識調査から、若者の情報収集がSNSが主流であるとの結果を踏まえて、従来のヤフージャパンのバナー広告に加え、新たにライン、ツイッターのバナー広告を利用して、投票行動につなげるための取組みを進めた。 ② タウンミーティングにおいても、中学3年生以上を対象として参加できるようになり、子供たちは毎回しっかり下調べをして自分自身の意見もしっかり発表して素晴らしい意見も出ている。若者議会は子供や若者の意見を様々な施策に反映し、その実現を図る仕組みであると同時に、社会参画意識の向上につながる大変興味深い取組みであると考えている。
2023年 6月定例会	総合政策	議案外	相川	シティセールスの推進について (1) さいたま市の公共施設利用者数について (2) 訪問意向形成事業による公共施設の誘因について	(1) 無料とした19施設の本年5月1日の利用者数については、8,555人。コロナ禍前の令和元年の平均来場者と比較したもので単純な比較はできないが、おおむね26%の増。区分を設けている方の施設において集計したところ、おおむね9割程度は市内在住の方となっている。 (2) インターネット広告などの活用によって、本市の魅力あるイベントや観光資源などの情報を市内外へ発信をしている。多くの来場者でにぎわうイベントの開催時においては、市内の主要駅において 懸垂幕の掲出のような魅力発信を併せて行うことで、本市への訪問人口や交流人口の拡大を図っている。
2023年 6月定例会	総合政策	議案外	相川	選挙事務について (1) 無効票や按分票について (2) 電子投票の採用について	(1) 記号式投票は、有権者の意思を正確に反映できること、あと自書が困難な選挙人も容易に投票できるものと考えている。一方で、記号式投票は投票日当日のみ導入することができるが、投票用紙の種類が2種類になってしまうこと等、コスト面や運用面での課題がある。記号式投票の導入については、現状考えていない。 (2) 電子投票の導入に際しては、電子投票を管理するシステムを新規に導入し、各投票所の記載台に足りる数のタブレット端末や投票記録を保存するサーバーを設置する必要があり、機器の調達やコスト面での課題があるものと認識している。現在電子投票を導入している自治体はない。
2023年 6月定例会	総合政策	議案外	相川	広告事業の推進について (1) 新規での広告事業の検討について	(1) 広告事業については、本市の資産を広告媒体として活用することで、新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として実施している。また、ネーミングライツ、施設命名権についても野球場やサッカー場などの公園施設、体育館、歩道橋に導入することで財源確保に努めている。現時点での直近の実績は令和3年度決算となるが、令和3年度の広告事業の実績のうち最も高額だった事業については、市報さいたまへの広告掲載で年額は1346万4000円。
2023年 6月定例会	総合政策	議案外	相川	広聴事業について (1) 市民参加型合意形成プラットフォームについて	(1) 市民と市長が直接対話をするタウンミーティングや市長への提案制度、わたしの提案をはじめ、様々な形で市民の御意見を伺うための取組みを行っている。
2023年 6月定例会	文教	議案外	佐々木	学校の教員の応募状況と意識調査について (1) 意識調査アンケートについて	(1) 教員の意識調査のほうについて、教育委員会では全ての市立学校を対象に、さいたま市教員等の勤務に関する意識調査、これを毎年実施している。本調査では、やりがい、満足感、

				<p>(2) 栄養教諭の意識調査の結果について</p> <p>(3) スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの役割</p>	<p>負担感、多忙感について、それぞれの複数の具体的な場面、また要因等の選択肢から回答できるようにしているので、自由記入欄、これがなくとも調査対象者の気持ちにしっかりと寄り添って回答が得られるものというふうに考えているので、自由記入欄は設けていない。</p> <p>(2) 教員等の勤務に関する意識調査の結果において、やりがい、満足感の項目は、栄養教諭で88.9%、全職種で92.8%。また、負担感、多忙感については、栄養教諭で89.1%、全職種で88.1%というふうになっていて、職種による違いは見られるものの、極めて大きな差異ではないというふうには捉えている。栄養教諭は各校に1人配置、また職務の特殊性、日々の些細な疑問、こういったことを解消することが非常に難しく、悩みを抱えることがある場合もあると認識している。</p> <p>(3) スクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーは、児童生徒の複雑化・多様化した課題を解決するために大変重要な役割を担っており、その存在はチーム学校の一員として教職員を補助する貴重な存在になっているというふうには認識している。児童生徒、また保護者への対応について専門的な知見を生かして教職員への適切な助言、これを行うことで、教職員を助ける大きな力になっているというふう思う。</p>
2023年 6月定例会	保健福祉	議案外	松本	<p>医療分野のデジタル化とDXについて</p> <p>(1) 医療分野のデジタル化について</p> <p>(2) お薬手帳アプリについて</p>	<p>(1) (2) 個人の健康増進に資する医療分野のデジタル化に向けては、これら国の動向を注視するとともに、他市の事例等の情報収集をしながら、閲覧アプリの導入なども含めて関係各課、医師会、薬剤師会等の団体とも連携をして進めていきたい。</p>
2023年 9月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>未利用地について</p> <p>(1) さいたま市が所有している未利用地について</p> <p>(2) 市民への貸し出しについて</p>	<p>(1) 本年8月末時点での未利用地総数は211件、このうち10年以上活用されていないものは158件。その内訳は、事業未着手等の行政財産が118件、利用用途未定の普通財産が40件となっている。また、最も長く活用されていないものは、取得から60年が経過している状況。</p> <p>(2) 貸付けの可否については、未利用地の状況、申込みの内容等を踏まえ検討、判断する。貸付条件としては、1年未満の貸付けとし、貸付料は普通財産貸付料算定基準により算出することとなっており、具体的な一時貸出しの例としては、事業者の資材置場や駐車場用地などで、件数は僅少。未利用地の有効活用は、積極的に推進すべきものと認識している。市のホームページでも公表して、市民の方から広場、グラウンド等の利用の要望があった際には、スポーツ文化局が実施している未利用市有地を活用した多目的広場の整備事業を活用するなど、関係所管と連携を図りながら適切に対応していきたい。</p>
2023年 9月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>質の高い行政運営のために</p> <p>(1) 会計年度任用職員制度について</p> <p>(2) ハラスメント対策について</p>	<p>(1) 会計年度任用職員の数だが、増加傾向にある。障害者の雇用については、例えば図書館や市立病院で雇用をしている職のほかに、民間企業等で就労を目指す知的障害者や精神障害者をステップアップオフィスにて雇用しているところ。</p> <p>(2) 職員からハラスメントの関係ある相談については、各人事担当課に設置してある相談窓口で受け付けをしている。ハラスメント相談に対する対応について、さいたま市職員のハラスメントの防止に関する要綱というものがあり、これに基づいて実施している。実際に相談があった場合には、秘密保持に十分留意した上で相談者と面談を行い、事案の詳細な相談</p>

				(3) メンタルヘルス対策について	<p>者から希望する対応であるとか、事案の詳細であるとか、相談者が希望する対応などについて複数名で聞き取りを行っている。対応については、相談者の希望を尊重しながら方針を決定して、相談者への助言、関係者に対する具体的な調査、所属長を通しての指導などについて、職務の環境の改善に図っている。カスタマーハラスメントに関する相談件数は、令和4年度については3件。その内容については、事務処理ミスに関する過度の謝罪の要求が1件、要望事項に関する過度の要求が2件。</p> <p>(3) 病気休業者への復職に向けた支援としては、まず産業医や保健師等の健康管理スタッフによる健康相談を実施して、病気休職者の体調や復職意欲の確認を行い、状況に応じて所属長等と職場環境の調整を実施している。その後、復職に向けた準備が進むと、医療関係のリワークデイケアの活用や職場リハビリテーションの実施後に復職となり、復職後についても、再発せずに勤務が継続できるよう健康管理スタッフによるフォローアップ面談等を定期的実施している。</p>
2023年 9月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>パブリック・コメントについて</p> <p>(1) パブリック・コメントの意見提出数について</p> <p>(2) 今後のやり方について</p>	<p>(1) 意見提出数が10件以下だったもの、令和4年度は19件中12件。一つ一つの意見について、内容を項目別に分類した上で精査をして、それぞれの意見に対するその市の考えを取りまとめている。</p> <p>(2) チェックリストに関する進行管理をしっかり行い、効果的な周知がされるようにより一層意識して取り組んでいきたい。LINEをはじめとして、SNSの活用はしっかり図って周知していきたい。</p>
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	永井	(1) SNSを活用して若者が広げるさいたま市の魅力について	(1) 若い世代に人気のあるインスタグラムなどを活用し、市内の魅力ある風景やお勧めスイーツの投稿企画などを実施している。大学生との意見交換では、SNSを使った写真コンテストや宝探しなど、若者視点からのアイデアをいただき、現在実現に向けて検討を進めている。
2024年 2月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>行財政シンカ進会議について</p> <p>(1) 本会議の効果検証について、この会議が例えばきっかけとなって変わった行財政の案件はあるか。</p> <p>(2) 「若手中堅職員の取組（報告）」のその後について</p>	<p>(1) 電子申請と窓口で従来どおり紙で受け付けるケースというのがある。そういった場合には、紙を印刷して持ってきていただくといった手法もあるとは考えているので調査検討したい。フィッシングサイトの注意喚起というのは、埼玉県警のほうをはじめとして広くやっている。市のデジタル改革推進部としても、埼玉県警との連携は密に取っている。誤って入力してしまった場合、なるべく事前の啓発というタイミングで、もし万が一の場合は、例えば信販会社とか、カード会社なのか金融機関との連絡を密にするようにということも併せて啓発することで、こういった事件が起こらないような方向に何とか導いていきたい。</p> <p>(2) クールビズ、ウォームビズについては、クールビズ、ウォームビズ取組推奨期間を設定して、冷暖房に頼り過ぎないビジネススタイルを市職員が率先して推進することとして、既に実施している。これを通年化するというものだったが、市民に不快感を与えない服装とするという観点も必要だといった上で取り組んでいて、実施に当たっては、市民の皆様の感じ方を考慮した上で検討する必要があると思う。</p>

2024年 2月定例会	市民生活	議案外	高柳	町名の変更等について (1) 失われた町名について (2) 旧町名の復活について (3) 具体的な手続きについて	(1) 区画整理等の実施により町名が継承されなくなった町名については、旧与野市の大字与野、旧浦和市の西浦和及び大字井沼方の3町名となっている。大字与野については昭和62年10月、西浦和については昭和53年7月、大字井沼方については平成18年9月となっている。現在の町名は、大字与野の現在の町名は桜丘、本町西、円阿弥、本町東、下落合。西浦和は内谷、曲本、四谷。大字井沼方は東浦和である。 (2) 金沢市以外の市町村において旧町名を復活した事例としては、東京都千代田区や長崎県長崎市、埼玉県内では鴻巣市で旧町名を復活させた事例がある。県内の鴻巣市においては、直近の事例ですが、平成27年8月に旧町名である鞠子及び新屋敷を街区符号として復活させたとのこと。 (3) 住民から町名を変更する要望書を提出していただく際には、住居表示に関する法律に規定される住所の表示が住民の日常生活に不便を与える地域であり、地域住民が住所を変更することについて合意していることが条件であると考えている。また、町名や町界は地域住民の生活や地域コミュニティに直接影響があることから、町名や町界の変更を要望する際は、変更案を住民から提案いただくことを想定している。その際、新たな町名の案が住居表示に関する法律に規定される。できるだけ従来の名称に準拠し、できるだけ読みやすく、かつ簡明なものに該当すれば、旧町名の使用も可能となると考えている。さいたま市町名町界審議会条例では、委員は、学識経験を有する者、地縁による団体の代表者、関係行政機関または市内の公共的団体の代表者と規定しているので、所管としては、いずれかの規定に合致し、かつ歴史的見地から意見をいただける方を委員として選任させていただきたいと考えている。
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	堤	住民の合意形成プロセスについて (1) 政策実施の合意形成プロセスについて (2) 住民参画の土壌をつくる、地域の担い手育成のために (3) 住民の意見を取り入れた内容の伝え方について	(1) 市民ファシリテーターの手法も、政策に関する丁寧な合意形成を図る上で効果的な手法の一つであると考えている。今後とも、それぞれの政策に応じた適切な手法を用いながら、市民の皆様の声に丁寧に耳を傾け、施策や事業を進めていきたい。 (2) 引き続き市民活動団体との協働により実施する。対象は高校生に限定せず、小学生から大学生を対象とし、年6回の講座を開催する。地域の担い手育成は大変重要であると認識しており、今後も引き続き本事業を実施し、市民活動を担う人材を育成するとともに、市民活動の活性化を図っていく。 (3) 武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校設置について、広く市民に説明する機会を設け、いただいた意見を建設計画に反映してきたところ。沼影公園屋内プールの存続や利用できない期間の短縮を求める声に対し、浦和大里小学校プールを温水化することとし、市民にも利用いただけるよう対応した。利用できない期間が約1か月となり、大幅な短縮をすることができ見込みとなった。新設校舎の設計において通学時の混雑を心配する声に対して、分散を図れるよう学校敷地への入り口を複数設けるなど、安心して過ごせる環境づくりにも努めている。これまでの説明会開催やホームページへの資料掲載に加え、今年3月より新たに開校準備の進捗状況等をまとめた通信を発信し、情報提供に努めている。

2024年 9月定例会	本会議	代表質問	高柳	分権と自治を重視する市政について (1) 2024年地方自治体改正について (2) 自治基本条例論議の再開について	<p>(1) この度の改正で新たに設けられた、国の地方公共団体に対する補足的な指示は、その行使に当たって、限定的かつ必要最低限の範囲で行われるべきものと考えている。そのため、昨年9月に、国と地方公共団体の対等・協力の関係という地方分権改革の目的・理念が後退することがないように、「極めて限定的かつ厳格な運用となるよう慎重に検討すること」等を指定都市市長会として国に要請をしたところ。今後も、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理することを基本とする地方分権の理念に沿って市政を推進していきたい。</p> <p>(2) 2012年5月には、自治基本条例素案の趣旨も踏まえた、さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例が新たに制定され、さらに令和3年には、市制施行20周年を機に、市民としての心がけや志をうたう行動指針として、市民憲章が制定されるなど、自治基本条例を取り巻く状況は現在まで大きく変化していると考えている。自治基本条例素案に盛り込まれた事項の多くが、既存の条例や実施事業等によって既に具現化されているため、現段階で直ちに自治基本条例制定に向けた検討を再開する状況には至っていないと考えている。自治基本条例の制定に向けては、市民や議会の理解をいただき、本市全体の気運の高まりも必要と考えている。住民投票の条例化や総合振興計画についての条例化がされていないことは認識している。この必要性については、タイミング等を含め、しっかり情勢を含めて整理しながら検討していきたい。</p>
2024年 9月定例会	本会議	代表質問	高柳	行革推進と透明性向上の市政について (1) 行政改革の推進について	<p>(1) 公共サービスに対する市民ニーズに的確かつ持続的に応えていくためには、厳しい競争の中でノウハウを積み重ねた民間事業者などの力を最大限に活用していくことが重要である。PFIは公民連携の代表的な手法のひとつであり、取組を更に推進することとされている。一方で、近年の建設資材や人件費等の高騰により、適正な利益の確保が見通せないことから、民間事業者の手が挙がりづらい状況にあると認識をしている。令和6年6月に内閣府において「PPP・PFI推進アクションプラン」が改定され、「民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築」の推進について、方向性が示された。これを踏まえて、事業構想段階からの官民対話の促進や、物価変動にかかる適切なリスクの分担、また、地域プラットフォームの積極的な活用などにより、民間事業者にとって魅力的な事業となるよう努めていきたい。歳入に占める「使用料・手数料」の割合について、他の指定都市との比較において、本市の使用料、手数料の構成比が低い状況にある。公の施設に係る維持管理経費に対して、負担のあり方などに関する基準を設けている他都市もあり、本市においても一定の基準が必要ではないかと認識している。当該基準の検討においては、単に維持管理経費に対する負担のあり方だけでなく、施設の満足度や利用者数の向上に向けた検討も同時に行う必要があると考えている。公共施設マネジメント基金の各年度の積立に関する基本的な考え方について、今後の財政見通し等も踏まえ、これまでのように機械的に目標額を定め、毎年度一定の額を基金に積み立てるという運用ではなく、当面の予防保全に必要な基金残高を一定規模維持しつつ、毎年度の一般会計決算における実質収支の状況や各年度の予算編成の状況等を踏まえ、その都度、柔軟かつ適切に対処していきたい。公共施設の老朽化対策については、従来の「時間計画保全」の考え方に、「状態監視保全」の考え方を加味し、建物の劣化状況などにより、緊急度の高い施</p>

				(2)「公文書」の拡大に向けて	<p>設の予防保全を優先的に実施するよう運用改善を図るとともに、外壁、屋根、空調設備、トイレ等、適宜必要な維持改修等を実施することにより、限られた資産を有効活用し、「公共施設の適切な保全」の観点と「持続可能な財政運営」の観点、「事務執行体制」の観点を両立させながら、安心・安全で持続可能な公共サービスを提供していきたい。地域プラットフォームの積極的な活用について、「公民連携セミナー」を開催するなどしており、今後も公民連携の推進に向けて、積極的に「さいたま公民連携コミュニティ」を活用していきたい。</p> <p>(2) 文書管理研修の参加団体は、本市の外郭団体である、スポーツ協会、スポーツコミッション、文化振興事業団、浦和地域医療センター、社会福祉協議会、社会福祉事業団、シルバー人材センター、産業創造財団、観光国際協会、公園緑地協会、都市整備公社、与野都市開発、北浦和ターミナルビル、岩槻都市振興、土地区画整理協会の15団体、また、埼玉水道サービス公社合わせて16団体。研修の内容について、本市で行っている文書事務の一連の流れの基礎的な知識について講義。今年度8月にも研修をして、保存期間満了後の歴史的資料の収集についても取扱った。出資法人の中には永年保存の規定がない団体がある。現状でできることとして、外郭団体職員を対象とした文書管理研修の中で、文書保存の重要性や歴史文書の永年保存について周知し、対応に努めている。出資法人の重要文書については、本市アーカイブズセンターで引継ぎ、保管をすることが適切なのか、各団体が主体的に保管をすることが適切なのか、その他にどのような方法があるのかについて、まずは、他の政令指定都市等の状況を調査研究していきたい。協議会を設立し、定期的に意見交換を行っている。</p>
2024年9月定例会	本会議	一般質問	佐々木	<p>市民参画でつくるまち～みんなの声でつくる公園について～</p> <p>(1) 住民参画で作る身近な公園について</p> <p>(2) 公園の機能、価値を高める活用について</p>	<p>(1) 地元自治会や近隣住民を中心に意見交換会を実施し、広く意見聴取を行っており、意見交換会以外にもワークショップ等による地元の意見聴取も行っている。多様な利用団体が多く活動している別所沼公園では、協議会を設立し、定期的に意見交換を行っている。規模が大きく利用者が多い公園等では、指定管理者が中心となり連絡協議会を開催している。</p> <p>(2) 民間事業者との連携について、民間事業者の創意工夫を取り入れ、賑わいを創出するため、Park-PFI 制度を活用した公園整備や指定管理制度を導入して公園管理を行っている。Park-PFI 事業においては、開園前の段階からイベントなどを行い、公園に親しみをもってもらえる取組を実施している。指定管理者の自主事業においては、キッチンカーやマルシェの開催等、花火やバーベキューができるスペースの開放など、公園の楽しみ方を広げるための取組を実施している。指定管理者の裁量による許可において、地域のお祭りなどで公園を活用できる取組も行っている。市民団体との連携については、プレイパークの実施団体と協定を締結し、別所沼公園で週2回通年開催をしている。令和4、5年度には、市民局、子ども未来局と連携し、さいたまマッチングファンド助成金を活用した移動型プレイパークを3か所の公園で開催した。今後も引き続き民間事業者や市民団体と連携を深めることで、公園の楽しみ方を広げ公園機能を高め、まちの活力や賑わい創出につながる取組を実施していく。</p>

明日のために改革を

3. 事業等の見直しによる新たな財源確保

(質問数16-26)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	市長の政治姿勢 (1) 令和5年度当初予算の編成について	(1) 大変厳しい状況のなかで予算編成をしなければならないために、しっかり準備し、未来のために基礎を築いていかなければならない。市民の生活状況などを踏まえて、大変強い決意のもと、今回の予算編成方針を示した。
2023年 6月定例会	総合政策	議案外	相川	公民連携手法による取組の推進 (1) 成果連動型民間委託契約方式(PFS)の導入実施について (2) SIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)の活用について	(1) モデル事業については、働き盛り世代の運動習慣の獲得や高齢者のいる介護予防による健康寿命の延伸を目的として、令和3年度にPFSを取り入れて実施したもの。今後もモデル事業で得られた結果も参考としながら、各種情報収集を行うとともに、事業者、所管課と協議し、PFS導入の可能性を検討していきたい。内閣府の講師派遣制度については、庁内での理解を深めるため、今後の活用を検討している。 (2) 現時点では、SIBの導入については、かなり課題が多いというところで、現時点ではまだ行財政改革推進部の方で研究等している状況。
2023年 6月定例会	文教	議案外	佐々木	学校給食について (1) R6年度からの給食費の公会計化の目的と意義 (2) 発注や支払いなど栄養教諭の業務について (3) 調理委託業者の選定基準について	(1) 学校給食費の徴収、管理業務、また未納の保護者への督促業務を市が行うこととなるため、学校職員の業務負担の軽減につながる。また、納付方法の多様化により保護者の利便性が向上するとともに、管理監督体制や監査機能の充実によって会計の透明性の向上が図られる。 (2) 栄養教諭が担っている業務、食材納入業者への食材発注業務や支払業務、また出納簿の作成業務、ほか、献立作成などの学校給食の管理、また食育に関する指導などの食に関する指導等、業務内容は多岐にわたっている。そのような状況の中、公会計制度移行後については、市で管理する財務会計システムからの支払いが可能となるため、栄養教諭の食材納入業者への支払業務、また出納簿等の作成業務がなくなるものというふうに、負担が軽減されると考えている。 (3) 学校給食調理業務の契約については、地方自治法施行令により、不信用又は不誠実な業者が参加することで、業務の履行ができなくなるおそれがあるなど、一般競争入札に付することが不利というふうに認められるため、指名競争入札で行っている。調理委託業者の選定基準は、学校給食調理の履行能力あるいは衛生管理体制、また、過去の学校給食調理業務実績、こういったことを総合的に加味した上で、指名業者を選定している。
2023年 9月定例会	本会議	代表質問	添野	水道事業の充実について (1) 少子・超高齢社会の影響について (2) 水道庁舎・施設の配置について (3) 職員の配置について	(1) 人口減少の加速化、加えて、増大する老朽施設の更新需要を考えると、独立採算性の下で、原則水道料金で運営される水道事業にとって、一段ときびしい経営環境となると考えている。令和6年4月1日より、国における水道行政の書簡が厚生労働省から国土交通省へ移管、この省庁移管が運営面の向上や施設整備の加速化に結び付くことを期待している。 (2) 今後も水道事業全体の効率的な配置について、引き続き検討を行っていきたい。

					(3) 現在、人材確保が困難な状況にある。このため、水道局において、計画的に人材育成を実施するとともに、業務量や事業進捗状況などを再確認し、弾力的、かつ適切な組織再編や職員配置に努めている。
2023年 9月定例会	文教	議案外	佐々木	学校給食の委託業者の運営について (1) 急な撤退を招かないための対策について	(1) 契約準備段階において、委託業者の履行能力、それから衛生管理体制、また過去の実績等を総合的に加味した上で安定した業者の選定を心がけている。また入札の執行に当たっては、全ての案件で最低制限価格を設定し、不当に低い価格での落札を防止する措置を講じることによって、給与の未払いなど受託業者の経営状況に直接影響が出ないように慎重に実施している。
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	相川	企業会計における医療費の未収金を発生させないために (1) さいたま市立病院における入院の手続きに関して (2) 入院医療費保証サービスについて	(1) 市立病院では債権回収に関する専門的なノウハウを活かし、効果的に回収事務を進めることができるよう、債権回収業者に未収金回収業務を委託している。昨年10月以降、約3,400万円の回収を委託したところ。未収金の回収業務は基本的には市立病院の職員で行っており、債権回収業者への未収金回収業務の委託については、回収した金額の一定割合を委託料として債権回収業者へお支払いしている。未収金は年々増加しており、病院経営の課題となっている。 (2) 債務保証会社が提供する入院医療費保証サービスについては、既にいくつかの病院で導入されており、有効な手段の一つであると考えている。導入の可能性について検討していきたい。
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	永井	市民ニーズに合わせたキャッシュレス決済（スマホ決済） (1) スマホ決済のさいたま市のこれまでの取り組みについて	(1) 令和3年8月に市税・国民健康保険税においてスマホ決済を導入し、また、令和5年4月には介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、放課後児童クラブ指導料、墓地管理料の5科目を拡大した。今後についても、スマホ決済に対応する公金の種類を増やし、納付手続きにおいて、更なる市民の利便性向上を図っていききたい。
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	永井	(1) 市立小中学校の給食費のスマホ決済導入と今後の教育委員会の対応について	(1) 令和6年4月の学校給食費公会計化実現に向けて、現在準備を進めている。学校給食費の納付方法については、口座振替を原則としているが、スマートフォン決済については納付義務者である保護者等の利便性向上の観点からも多くのメリットがあるため、こちらも公会計化に併せ、導入の準備を進めている。日本スポーツ振興センター保護者負担金についてもスマートフォン決済を導入し、関係各課と連携を図りながら、保護者等の利便性向上を図っていく。
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	松本	(2) 市有地の積極的な活用による財源の確保について (3) 事業の出口戦略について	(2) さいたま市財産規則に基づき、市有地の用途や目的を妨げない限度において市有地の貸付けを行っている。市有地の積極的な有効活用と財源創出を目的として、自動販売機やデジタルサイネージの設置、キッチンカーの出店など公募による貸付けを行っている。市有地の積極的な活用は、魅力あるまちづくり、地域のにぎわい創出にもつながり得る。財政局だけでなく、個別の市有地を所管する部局とも連携して、公募貸付けが可能なものを掘り起こしながら、積極的に推進していきたい。 (3) これまでに廃止や見直しした事業について、自己所有の施設整備に対し交付していた保育所整備促進助成金の廃止や、放置自転車の撤去業務などの見直しを実施した事業の見直しに伴

					<p>当初予算編成時における見直し額は、令和3年度が約6億9000万円、令和4年度は約9億5000万円、令和5年度は約2億8000万円となっている。当初予算編成においても、既存事業全般にわたり、これまで以上にPDCAサイクルに基づく大胆な見直しと優先順位づけを徹底して、創意工夫による経費節減を行うよう働きかけを行っている。</p>
2023年 12月定例会	文教	議案外	佐々木	<p>学校のDXについて (3) 給食費の公会計化について</p>	<p>(3) 徴収を一元管理できる学校給食費徴収管理システムを導入する。令和6年3月より本格稼働できるように準備を進めている。このシステムでは、学校給食費の口座振替の一括処理を行うだけではなく、口座振替ができなかった場合についても例えばコンビニエンスストアとか、スマートフォン決済で支払いができるような納付書付の督促状の発行、また定期的に催告書を発行することで収納率の確立これを確実に図っていききたい。</p>
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	阪本	<p>市長の政治姿勢について (2) 人口減少・少子高齢化をどう乗り越えていくのか (3) 将来の財政状況について市長の認識は</p>	<p>(2) 本市の財政状況は、人口増加等によります市税収入の増加が歳入として見込まれる一方、歳出面では、扶助費を中心とした義務的経費の増加のほか、公共施設の老朽化対策や多様化、また、複雑化する行政課題への対応が求められるなど、中長期的には、これまで以上に厳しい財政運営が予想されるため、現在の行政の在り方を絶えず見直しをしていく必要がある。既存事業全般にわたりこれまで以上に、PDCAサイクルに基づく大胆な見直しと優先順位を徹底し、事業の必要性を常に点検し、事業のスクラップも含めた見直しを行っていかねばならない。新たな時代に対応する市役所に進化をしていくことが、本市の次なるステージに向けての課題であると考えている。そのためにも、公民連携やDXの推進なども含め、従来の行政の在り方を絶えず見直しをしていく、新たな時代にふさわしいさいたま市の創造に取組み、「選ばれる都市」として「シンカ」し続けていきたい。</p> <p>(3) 歳入面では、市税の収納率の更なる向上や国庫補助・自主財源の最大限の確保、市債の積極活用、公民連携による民間資金の更なる活用、社会経済情勢等を踏まえた使用料・手数料の適正化に取組み、歳出面では、既存事業全般、特に市単独事業の政策効果の検証と見直し、エネルギーコストの削減、学校施設等の老朽化対策を含む投資的事業の事務執行体制も踏まえた平準化に取組み、相応の結果を出し続けながら、本市にとって真に必要な事業を着実に推進し、持続可能で規律ある財政運営を進めていく。</p>
2024年 2月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>住民参加型予算について (1) 住民参加型予算の導入について</p>	<p>(1) 住民参加型予算については、行政の資源配分を決める重要な政策過程である予算編成に市民が直接関与する新たな手法として近年注目を集めている。他都市の事例では、自治会等が地域課題解決に向けたプランを提案し、審査の上、一定の交付金を支給するものや、市民の提案に対して投票を行うなど、幾つかの取組が行われており、市民の市政への参加意識や当事者意識を高める契機にもなるものと考えているが、一方で、政策のテーマにより市民の関心度に差が生じる点や、特定の団体や個人からの意見が集中する可能性、事業を投票で決める場合の投票率の有効性など、一定の課題もあると聞いている。このため、引き続き他都市での導入事例の動向を注視し、導入効果等について研究していききたい。</p>
2024年 2月定例会	まちづくり	議案外	出雲	<p>水道行政関連について (1) 指定給水装置工事業業者や修繕工事対応給水装置工事業業者について</p>	<p>(1) 令和5年度における指定給水装置工事業業者や修繕工事に対応して修繕工事業業者の対応に係るトラブルとしては、請求書の内訳、金額の内容が不透明、見積金額より高く金額が請求さ</p>

					<p>れたといった料金関係が7件、また工事予定日数の超過、工事施工が思っていたものと違ったといった工事施工関係が2件、その他1件として、インターネット上の評価が悪いのに指定給水装置工事事業者に登録されているといったトラブルや意見が寄せられている。このようなトラブルが発生しないための取組として、指定登録の更新の際に市民の皆様とトラブルにならないよう事例を参考にした必要な情報提供等を行うなど注意喚起を行っている。さらに、指定給水装置工事事業者の資質の維持向上を図るため、日本水道協会埼玉県支部が主催する指定給水装置工事事業者研修会の受講を少なくとも3年に1回は義務化することで適正な給水装置工事の確保に努めている。市民の皆様に対しても、トラブルを防ぐためのポイントについて、広報紙「水と生活」、ホームページへの掲載に加え、水道局漏水対応ハンドブックを各区のくらし応援室、または情報公開コーナー及び水道局の各窓口に配置して伝えている。</p>
2024年6月定例会	総合政策	議案外	佐伯	<p>デジタル地域通貨「さいコイン」の利用者拡大にむけて (1) 学校との連携（教材費の支払いに利用しては）</p>	<p>(1) 学校での教材費の支払いで、さいコイン利用可能になるということは、もちろん利用者の拡大に大変効果的なものだと考えている。保護者の利便性の向上はもちろん、集金管理を行う教職員の負担軽減効果も見込まれると思われるので、デジタル地域通貨の運営主体である株式会社つなぐと連携して、学校教材費での支払いでも利用可能なサービスとしてぜひとも仕組みを構築していきたい。導入に向けては、教育委員会と調整をして、小中それぞれの校長会に私ども営業でセールスに出向く予定としているので、各学校にサービスを紹介して、各校長先生、各学校での判断にはなるが、デジタル地域通貨の導入につなげていきたい。</p>
2024年9月定例会	総合政策	議案外	佐伯	<p>デジタルデバインド対策について (1) 対面でのアプリの使用方法への対応</p>	<p>(1) 多種多様な機種の部分の操作だとか、そこまで含めた知識を持った人材というのは、なかなか養成するのが難しい。限定的にアプリの部分とか、個別の部分で対応できるような体制は取れるかと思うが、いろんなパターンの場合については、難しいと思っている。地域ICTリーダの方の協力を得てアプリの関係する所管課で研修会とか説明会を実施するタイミングでやっている。相談窓口設置については、実施場所の確保、知識を有している人材の育成、確保というのが課題である。</p>
2024年9月定例会	総合政策	議案外	堤	<p>デジタル地域通貨について (1) 特に小さな店は現金が必要との声があったことに対する対応は (2) 市民と事業者にとってのメリットをもっとわかりやすく周知してほしいとの声があった今後の対応 (3) マイナンバーカードがなくてもチャージと図書館カードを使えるようにして欲しいとの声に対する今後の対応</p>	<p>(1) (2) 小さな店舗ではキャッシュレス決済の導入により、精算まで現金が不足するのではないかといった不安の声も、意見として実際にあることから、さいコインとたまポンの精算というのは、月に、通常より多く月に2回、原則振込手数料を無料としている。市民と事業者両方にとってメリットを分かりやすく、株式会社つなぐのホームページとか、市のホームページ、市報、それから市の各種SNS、あとは自治会の掲示板とか、駅とか公共施設へのポスター掲示、それからチラシの配架、こういったことにより周知を図ってきたが、引き続きメリットについて周知していきたい。</p> <p>(3) 安全に利用するために不可欠というふうに考えるので、マイナンバーカードでの本人認証は現在必須であると考えている。免許証などによる本人確認については、マイナンバーカードでの本人認証を基本として構築、しているということや、民間事業としても、そのシステムの改修等の事業収益性といった点から、現状ではちょっと難しいと考えている。</p>

			(4) デジタル通貨カメイ店舗のもっとわかりやすいように、でかいのぼり旗などを用意してほしいとの声に対する対応	(4) 加盟店の店頭に設置する大きなのぼり、今は小さなのぼりしかないので、こちらについては、事業周知、普及啓発、こういった観点からも株式会社つなぐに対応を求めている。
--	--	--	---	---

明日の世代を育みます

4. すべての子どもに学びと成長の機会充実

(質問数32-52)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	添野	人権を基本にすえた学校教育の推進について (1) 包括的性教育の推進について	(1) 学校教育においても、包括的性教育と関連させながら、発達段階に応じて教科等横断的に指導している。「生命の安全教育」については、子どもたちを性犯罪・性暴力の当事者にならないため、命の尊さや素晴らしさ、自分と相手を尊重し、大事すること、一人一人がかけがえのない存在であることなどを、発達段階に応じて子どもたちに指導するものである。生命の安全教育をより一層推進していきたい。「思春期保健教室」に実施については、令和4年度は、市立学校20校が実施している。実際に授業を受けた生徒にとって大変有意義で心に残るものであるため、引き続き、実施校数の拡大や、それに伴う予算措置なども含めて、保健福祉局との連携を強化していきたい。
2023年 6月定例会	本会議	代表質問	高柳	(1) 外国ルーツの子どもへの「初期対応」について	(1) 市立小中学校に在籍する外国籍児童生徒数について、令和3年度は1,355人、令和4年度は1,465人、令和5年度は暫定値ではあるが、1,662人と年々増えてきている。主な国籍については、中国、ベトナム、フィリピン等である。教育委員会では、学校からの要請に基づき、日本語指導や学校生活への適応支援を行う日本語指導員を派遣している。現在では1週間程度で学校に派遣できるようになっている。今年度、具体的な取組について、子ども一人ひとりのニーズに応じて一層きめ細やかな支援をするために、日本語指導員研修会の回数を倍増し、研修内容も充実させている。さらに、教育委員会事務局内の日本語指導コーディネーターを1名から2名に増員し、学校生活への適応に向けたキーパーソンとして丁寧な支援を行っている。
2023年 6月定例会	本会議	一般質問	出雲	その子らしく育つための環境の充実へ (1) こどもたちの政策、立案に当事者がかかわるために	(1) 来年度末までに予定している第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プランの策定に向けて、今年度実施予定の次期計画策定に係る基礎調査については、未就学児の保護者や小学生、中学生とその保護者、15歳以上の未成年者、青年、妊婦、独り親等幅広い調査対象の状況について調査する予定。今後については、次期計画の策定に限らず、こども基本法における子供も社会の主体であるという、こどもまんなかの趣旨を尊重した形での施策展開をしていくことが必要と考えている。議員御提案の学校で使用しているタブレット端末を使用した双方向的な意見聴取など、日常的な子供との意見交換についても教育委員会などとも連携しながら、手法等の検討を進めていきたい。子育て楽しいさいたま市をキャッチフレーズとして、子育て施策、様々取り組んできているところ。子供の意見をきちんと施策に反映させるといったところも踏まえて、キャッチフレーズの検討については考えていきたい。
2023年 6月定例会	本会議	一般質問	出雲	2 学びの保障について (1) タブレットの活用について	(1) 現在、破損等によって修繕申請をしている児童生徒用端末台数は2,151台。教育委員会が修繕代替機を1,881台貸し出し、現在、約270人の児童生徒の手元に端末のない状態。今年度は予算を確保し、9月までに児童生徒用端末の修理代替機を新たに1,500台調達する予定で、速やかに対応していきたい。端末が手元にない児童生徒への学びの保障について、学習に支障がないよう各学校において工夫している。評価の方法についても、課題

				(2) 化学物質過敏症児童、生徒への合理的配慮について	<p>の提出をクラウド上でやっているが、もちろん紙での提出もできるようにしている。児童生徒の取組の様子を総合的に評価している。個人所有の端末の学校への持ち込みについて、持ち込んだ端末を学校のネットワークに接続することは、セキュリティーポリシー上、できない状態。教育委員会としては、修繕代替機が速やかに子供たちの手に届くように最善の努力はしている。もう一つ、子供たちが端末を適切に扱えるようなことも大変重要で、この点も学校にきちんと指導していきたい。</p> <p>(2) 市立学校における化学物質過敏症を持つ児童生徒についての把握状況について、令和4年度は比較的軽症な児童から、頭痛や吐き気により登校に支障が出るような児童生徒まで、合わせて16人が化学物質過敏症であるとの報告を学校より受けている。シックスクールガイドラインについての更新と遵守について、現在、化学物質過敏症の児童生徒への対応については、埼玉県教育委員会が策定したシックスクール問題対応マニュアル等を参考にしている。化学物質過敏症対応シートについては、学校での活用がしやすいよう質問項目等も含め検討を進めていく。学校で使用する消耗品、備品等については、化学物質過敏症対応の教科書等の配布や教室の床で使うワックスの種類の選定、つくりつけの家具等の塗料の選定など、最大限配慮することを改めて徹底していく。</p>
2023年6月定例会	文教	議案外	佐々木	<p>学校給食について</p> <p>(4) 使用する食材の安全性について</p> <p>(5) 石鹸の使用について</p>	<p>(4) 遺伝子組換え食品と表示があるもの、あるいはゲノム編集技術応用食品、これは使用しないことを示していて、安全な給食の提供に努めている。食材の選定については、その基準に基づき、各学校の栄養教諭等が配慮している。</p> <p>(5) 市立学校の石けんの使用については、現在17校、10.6%の学校が使用している。</p>
2023年9月定例会	本会議	一般質問	堤	<p>学習に遅れのある生徒に対する施策推進を</p> <p>(1) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業について</p> <p>① 現状と課題について</p> <p>② 学校との連携について</p>	<p>(1) ①中高生教室は週2回、小学校教室は2週間に1回の開催頻度で、市内の公共施設など、10区で展開している。令和4年度には、中高生教室では327名、小学生教室では44名の利用申込みがあった。対象者全体からみると、利用申込者が中高生教室では21.5%、小学生教室では10.5%にとどまっており、より多くの子どもたちを支援に繋げていくことが課題。</p> <p>②子どもたち一人ひとりに寄り添った支援が必要だと考えている。そのため、福祉局をはじめとして、教育委員会や関係機関と連携して、様々な角度からアプローチし、誰一人取り残さないという強い決意をもって、全庁一丸となって取り組んでいく。</p>
2023年9月定例会	本会議	一般質問	堤	<p>学習に遅れのある生徒に対する施策推進を</p> <p>(2) チャレンジスクールについて</p>	<p>(2) 大学生ボランティアの拡充のため、市外を含む近隣大学11校にボランティア募集リーフレットの配架を依頼してきた。今後は、市内の大学へ積極的に働きかけていきたい。中学校の土曜チャレンジスクールと部活動との両立については、部活動が休止となる定期テスト期間中の放課後や日曜に開催するなどの工夫をしている事例がある。校長や協力を依頼するなど、各学校の実態に応じてチャレンジスクールが実施できるよう働きかけていく。</p>

2023年 9月定例会	文教	議案外	佐々木	スポーツ奨励金について (1) 子ども向けスポーツ奨励金のあり方について	(1) 小中学生の全国大会出場の奨励金については、スポーツ振興基金を原資として行っている事業。このスポーツ振興基金の在り方、また、他市の事例も参考にしながら、研究、検討を進めていきたい。
2023年 9月定例会	文教	議案外	佐々木	中学校における男女で参加する性教育プログラムについて (1) 中学校で実施している性教育プログラムについて (2) 男女一緒に参加する意義	(1) 各学校では学習指導要領に基づいて、いわゆる教育課程の中に位置づけて、発達段階に応じて計画的系統的に学習を行っている。連携については、特に養護教諭と連携し、男女の体の機能や発達について指導したり、産婦人科や助産師、また保健師、また大学関係者などの外部講師を招いた指導などを実施したりしている。 (2) 思春期における心や体の変化について、男女と一緒に学習し協働して学習課題を解決することは、多様性への理解という意味が深まるということで、大変教育的効果が高いものと考えている。思春期保健教室の状況は、令和4年度の実施学校数については、小学校11校、中学校8校、中等教育学校1校の計20校である。今年度は35校実施する予定。外部講師の方との入念な打合せを行うための日程調整や、打合せのしっかりとした時間を確保するために十分必要であるということが課題である。
2023年 9月定例会	文教	議案外	佐々木	中学校におけるワークルーム教育について (1) 中学校で実施しているキャリア教育について (2) ワークルール教育の意義	(1) 学ぶことや働くことの意義、これを理解することはもちろんのこと、いわゆる人間関係を形成する力、また、自己を理解し管理する力、また、課題を生み出し対応する力、また、自らのキャリアを見通す力、こういった子供たちが将来、社会的職業的に自立していくために必要な能力や態度を育むことを目指して、各学校ではキャリア教育を推進している。 (2) 市立中学校では、各学校において様々な工夫を凝らしながら働くことの意義や働く際のルール、マナーについて学習を行っている。特に第2学年の特別活動の中で、未来(みら)くるワーク体験と関連づけながら実施している。埼玉県社会保険労務士会の出前講座についても、働く人の心得や働くときの決まりなどについて、こういった時間を活用して講演されている。
2023年 9月定例会	文教	議案外	佐々木	臨時採用の先生の指導・育成について (1) 臨時採用の先生の現場配置の実態について (2) 正規採用の先生との役割の違い (3) 課題と対応策について	(1) 臨時的任用教員の配置人数については、令和5年5月1日時点で小学校593名、中学校278名、特別支援学校31名、中等教育学校9名、高等学校22名、合計933名。年度途中の配置は、令和5年度、当初配置数は933名。5月1日時点での欠員数が17名。その後、5月2日以降、中途欠員数が100名で、中途配置数を52名で補っている現状。 (2) 正規採用教員は、いわゆる複数年同一校に在籍し長期的に学校運営に携わるという立場。一方、臨時的任用教員は、正規採用教員と異なり任期期限が定められているため長期的な視点で学校運営に関わる役割を担うことはない。しかしながら、臨時的任用教員も学級担任や教科指導、その他の公務等について正規採用教員と同様の職務に当たっているため、教育委員会としては臨時的任用教員も正規採用教員も本市の学校教育において重要な役割を担っていると捉えている。 (3) 市立学校の新規採用教員に対しては、法が定めるところで指導教員が配置され、各学校において初任者への指導が行われているが、臨時的任用教員には同様の仕組みがないということ

					<p>は一部課題であると考えている。本採用と臨時的任用の区別なく受講できる研修、授業づくり講座、生徒指導と教育相談講座といった教員の希望により受講することができるテーマ別研修を77講座用意している、学びの機会を確保している。初めて教職に就く臨時的任用教員については、現在は教育委員会が作成する実施計画、これに基づき、校長に指名された指導教員を中心に学校の実情に合わせた学校研修は行っている。校内のフォロー体制についてはしっかりと対応できるように、充実できるように努めていきたい。</p>
2023年 9月定例会	文教	議案外	佐々木	<p>教師の子どもへのパワーハラスメントへの対応について (1) 不適切な指導があった場合、教育委員会の対応は</p>	<p>(1) 教育委員会は学校を通して体罰、暴言等不適切な指導に関する相談票を年度当初に各家庭に配付している。いつでも相談ができる体制を整えている。相談票を通じて学校に、あるいは教育委員会に相談が上がるということになる。もちろん相談票以外でも、教育委員会の電話とかメール等による相談も随時受け付けている。相談票や電話連絡等によって不適切な指導に関する相談を受けたら、まずは学校と教育委員会が連携しながら、届いた相談内容の不明点あるいは詳細について情報の収集、整理を行う。そして、学校に対する聞き取りあるいは児童生徒へのアンケート等による詳細な事実確認を行う。これは教育委員会の直接的な介入も含めて、関係課とも連携しながら、事実の対応について協議を行う。必要に応じて保護者と面談を行うような場合もある。これら事実確認を確実に行った上で、事実確認に基づいて不適切な指導があったというふうに判断した場合については、当該教員あるいは管理職への指導措置または処分ということで行っている。まずは学校が相談者に徹底的に寄り添うということ、そして丁寧に組織的に対応することが大切だと思うので、教育委員会としては指導、助言を徹底している。毎年7月に前年度の体罰、暴言等不適切な指導の発生状況について把握、整理し公表している。引き続き学校と連携をして、学校における人権尊重の視点に立った指導の確立に努めていきたい。</p>
2023年 9月定例会	保健福祉	議案外	西山	<p>思春期保健事業について (1) 助産師の活用について</p>	<p>(1) 実際に学校で行う思春期保健教室と関係者間の協議の場である思春期保健に関する連携会議の2本立てで実施している。これは、少子化対策としても、非常に重要な事業だと考えている。助産師の役割について、実際の事業の中で助産師から生徒へ直接講義していただくのが中心。ただ、その際に、教職員も参加して、性教育に関する知識を得ることや生徒たちへの伝え方など、教職員が学ぶ機会となっていると言われている。</p>
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	相川	<p>一条校へ登校しないという選択を子供たちができることについて (1) 不登校児家庭への初期対応について</p>	<p>(1) 児童生徒の欠席が長く続いている場合や、心配な状況が見られる場合には、校内で支援方法等を検討するケース会議を開き、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の参加を得て、当該児童生徒や家庭の状況に適した外部機関やその接続方法について検討をしている。スクールソーシャルワーカーは、各区の支援課に設置されている「子ども家庭総合支援拠点」や福祉課と連携している。虐待の疑われるなどの特殊なケースについても、教職員と「子ども家庭総合支援拠点」の専門職とが連携して家庭訪問を実施し、多角的に情報を集めていて、虐待をはじめ長期間児童生徒と会えない、または保護者の存在が感じられないなどのケースについては、迅速に児童相談所や警察と連携して、チームとして安全確認と支援を行う体制を整えている。</p>

				(2) フリースクールマップや民間団体との連携について (3) 訪問看護による不登校支援について	(2) 各学校および市内6か所の教育相談室にフリースクール等の案内を置いて、周知に努めている。今後については、情報発信強化の第一歩として、市のホームページに、子どもが見ても分かりやすいように工夫した「フリースクール等の一覧」を掲載していく。 (3) 訪問看護の情報については、市内6か所の教育相談室での提供に加え、家庭訪問をする機会の多いスクールソーシャルワーカーには、研修を通して、その有効性等について情報提供を行ったところ。不登校児童生徒とその保護者が孤立することのないよう、学校内外の機関に確実に「つなぐ」ということが重要と考えている。保護者の選択肢の幅が一層広がりますよう、訪問看護による不登校支援を新たな選択肢の一つとして周知をしていく。
2023年 12月定例会	文教	議案外	佐々木	(1) 就学指定校変更・区域外就学許可の基準について (2) 校内教育支援センター（Solaる一む）の設置について (3) 空気清浄機もしくは中性能フィルターの設置について	(1) 地域が望まないような形とか、あるいは距離をもってのみ近距離の学校を選択できるようにするという点については、結果として学校規模の不均衡の拡大とか、自治会、子供会などの地域コミュニティへの活動への影響、様々な影響があることから、基準の追加は難しいものではないか。特定地域の設定について、まず1つは、児童等の通学距離の短縮が見込まれること、2つ目に、指定校が小規模校にならないと見込まれること、そして3つ目に、許可校が過大規模校にならないと見込まれること及び教室数に不足が見込まれない等の要件を満たしている場合に、さいたま市立小中学校通学区域審議会の承認を得ることによって設定することになる。そのため地域から要望があって、かつこの要件を満たす場合には、設定についての検討を行うものというふうに捉えている。 (2) 校内教育支援センターは、不登校の未然防止、あるいは学校に登校できるようになった児童生徒の居場所として大変重要である。そこで本市では、校内教育支援センターをSolaルームと名づけ、令和6年度に全ての市立小中学校に導入することを目指している。 (3) 空気清浄機やエアコンへのフィルターを設置することについては、中長期的な視点に立ち、整備方法や事業費、設置効果などまた他自治体の事例も参考としながら研究をしていきたい。
2023年 12月定例会	文教	議案外	佐々木	学校のDXについて (1) スクールダッシュボードについて (2) ICT支援員の拡充について	(1) 児童生徒の個人情報を扱う主体、これは教職員、教育委員会、システム開発事業者、この三者になる。教職員は、児童生徒の学習や生活の状況これらをデータで把握して、個に応じた指導、また学級経営等に生かしていくということになる。教育委員会は、そういったデータに基づき、教育施策の成果と課題の検証を行い、今後の教育政策の立案に役立てていく。 (2) ICT支援員については、情報モラルなどの学習内容について児童生徒に直接指導することはできない。ICT支援員の知見に基づく支援が直接児童生徒への指導に関わる教員の指導力向上につながっていくと思うので、例えばインターネットやSNSでの適切な情報発信の仕方、あるいはルールやマナーを守った利用の仕方など教員が実際に指導する場面を想定したような実践的な校内研修を企画、実施していくことなどが考えられる。ICT支援員による教職員への支援の内容の拡充について検討していきたい。
2023年 12月定例会	文教	議案外	三神	(1) 平和都市宣言を行ったさいたま市としての平和教育、平和学習の基本方針は	(1) さいたま市の学校教育推進の指針、指導の努力点、こちらを策定して、その中に、生命を尊重する心、あるいは他人を思いやること、互いのよさや個性、多様な考えを認め合うこと、

				(2)市内の空襲被害や歴史遺産に関連する学習活動について	<p>そして、互いの伝統や文化を尊重し、異なる文化を持つ人々と共に生きていくといった資質能力を育成することなどを掲げている。</p> <p>(2)市内の空襲被害に関連する学習活動として、さいたま市民による戦争等体験証言映像、「平和を守って!」ですが、こちらを市立の小中高等特別支援学校それぞれで活用している。市内の歴史遺産に関連する学習活動として、中島飛行機大宮工場についても、多くの中学校が社会科歴史分野の第二次世界大戦と日本、この学習の中で年間指導計画に位置づけて授業で取り扱っている。市内にある歴史遺産について学ぶことは、平和に関する学習においてとても有用であるというふうに考えているので、その一層の充実を図っていきたい。</p>
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	西山	<p>(1) 竹居教育長が描く公教育とは</p> <p>(2) さいたま市の教育について</p>	<p>(1) 「子どもの Well-being (幸せ) を保障する教育」こそ、公教育が果たすべき役割であると考えている。そこで、コロナ禍が私たちに教えてくれたデジタルの有効性と対面・対話と本物に触れることの価値を生かしたデジタルとリアルの強みを融合させることで、誰一人取り残すことなく全ての子どもたちのために「学びの場と居場所」を生み出していく。そして、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、持続可能な未来社会の創り手の育成に努めていく。「教え方改革」「働き方改革」併せて、子どもの声が、学校運営や地域活動などに反映されるような仕組みづくりと、子どもが主役となりエージェンシーが発揮される機会の創出など、子どもの視点で、子どもにとって最適となる「子どもどまんなかの教育施策」の実現にも努めていく。私たち教育委員会は学校とスクラムを組み、その実現に向け、挑戦を続けていく。</p> <p>(2) 大宮国際中等教育学校における教育活動の成果の還元としては、国際バカロレアが示している、生涯にわたる学び方を学ぶ教育、特に探究的な学びや英語教育の指導方法を身に付けた教員を、人事異動により積極的に他の市立学校に配置することで、教育の成果を全市に広めていく。教育格差の是正についても、公教育の果たすべき役割であり、重要な課題であると認識をしている。そこで、市立小・中学校においては、学習面に困難や課題を抱える児童生徒への対応として、一人ひとりの学びを大切にするためのスクールアシスタントを、また、児童生徒の心のケアと子どもと保護者を孤立させないための対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった心理や福祉の専門家を、全校に配置してきた。令和6年度当初予算においては、スクールカウンセラーの重点配置をはじめ、小・中学校に在籍する医療的ケアの学校生活を支援するための看護師や、教員業務を支援するスクール・サポート・スタッフの増員のほか、学習支援や体験活動等を実施しているチャレンジスクール運営費も拡大していく。併せて、世帯収入が少なく、学資の負担が困難な学生に対する「大学等進学『夢』支援」も新規に予算措置し、自身の夢や志を叶えようという熱意のある学生を応援していく。</p>
2024年 2月定例会	文教	議案外	佐々木	<p>不登校の児童生徒の支援について</p> <p>(1) 自宅でのオンライン学習の出席扱いについて</p>	<p>(1) 自宅でのオンライン授業の出席扱いについて、令和4年6月、不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係るガイドラインを改定し、ICT機器を活用し在籍校の授業を自宅に配信して行う学習と、これらを追記した。例えば生徒が配布された1人1台端末を活用して、自宅に配信された学校の授業に参加し、学校がその学習の様子や状況について家庭と連絡を取り合い、把握することができれば、出席扱いというふうになる。</p>

				(2)不登校の原因となりうる様々な病気への理解を広げることについて	(2) 起立性調節障害や化学物質過敏症、脳脊髄液減少症などは、不登校につながりかねない様々な症状について、知識を得るということは教職員はもちろんのこと、子供を支える保護者にとっても大変重要であると考えているので、教育委員会としては、今後、総合教育相談室で開催している、例えば教育相談主任研修会とか、保護者向けの教育相談室が開催している子育て学習会において、健康障害と不登校との関連について取り上げる等検討を進めていきたい。
2024年 2月定例会	文教	議案外	佐々木	より良い学びの環境を整えるために (1) 振り返りの目的 (2) 学習評価の観点から (3) 授業評価の観点から	(1) 授業アンケートの目的は大きく二つ。一つは、児童生徒の視点として、自らの学びを振り返り、学習内容の理解、定着や学習への取組方について確認をし、その後の自身のより深い学びへとつなげる。もう一つは、教師の視点として、子供のアンケートの回答状況から児童生徒一人一人の理解度、あるいは定着度、また取組状況を把握して、その後の個に応じた指導、また授業改善に生かしていく。 (2) (3) 各学校はこれまでも授業の終末場面において、例えばノートとかワークシート等を用いて授業の振り返りを行ってきた。児童生徒は、自身の理解度や学び方などを評価し、次の学習への見通しを持ったり、学ぶ意欲を高めたりしている。また教師も、児童生徒の振り返りに基づいて一人一人の支援方法を検討したり、また自らの指導方法の工夫改善につなげたりしている。教育委員会としては、スクールダッシュボードの運用開始、これに伴い、4月からスタートする授業アンケートについて、本格実施になるわけだが、各学校の実施状況、また、活用する教師の声、これを把握しながら児童生徒、教師相互にとって効果的で分かりやすいアンケートにするために、例えば質問項目の数とか、内容とか、また、実施方法等について、しっかりと研究を進めていきたい。
2024年 2月定例会	文教	議案外	佐々木	美味しい学校給食を提供し続けるために (1) 給食運営や食塩推進のために保護者や子どもたちの意見を聴くことについて	(1) 各学校では、保護者を対象に実施している給食試食会において、給食の品数や量、味等についてのアンケートを実施し、学校給食に反映している。また、各学校で開催している学校給食運営協議会や物資選定委員会には、保護者の代表の方に入っただき、良質で衛生的な食品の選定や献立の充実、喫食の状況、アレルギー対応等について意見をいただき、学校給食に反映している。また、児童生徒へのアンケートを実施し、例えば苦手な食べ物や喫食状況の実態把握を行ったり、給食委員会が全校生徒にアンケートを実施し、子供たちが考えたメニューや意見を給食に反映したりしている。また、学校栄養教諭、栄養職員が中心となり、全校児童生徒にもう一度食べたいメニューのアンケートを取り、人気の献立を提供するリクエスト給食としたり、家庭科の授業において献立の立て方を学習した児童生徒が考案したメニュー、これを給食に取り入れたりしている。また、多くの学校で行われているバイキング給食とかセレクト給食を実施している。
2024年 2月定例会	文教	議案外	佐々木	インターネットリテラシー教育について (1) ネット上の見守り活動について	(1) 教育委員会では現在、ウェブサイト等監視業務を実施している。ネット上での個人を特定した誹謗中傷のほか、個人情報などの不適切な公開等について、教育研究所の指導主事が定期的に監視するもの。いじめ、中傷、不法行為、トラブル、個人情報の流布など、リスクの高い書き込みを発見した場合には、即時、学校に報告をして、事実確認を依頼するとともに、削除

				(2) リテラシー教育を担う人材確保と相談窓口について	<p>の仕方、また内容に応じた学校での対応、関係機関等との連携について指導助言を行っている。県のように、こういう情報がホームページ等で見られるよう、研究を進めていきたい。</p> <p>(2) 全ての市立学校において、特別活動や特別の教科、道徳の時間を中心に情報モラル計画を指導計画に位置づけ、発達段階に応じた系統的な指導を行っている。また、全市立学校に対し、インターネットを安全に利用する方法やトラブルの未然防止、対象方法を学ぶスマホ・タブレット安全教室を実施したりしている。また、子供たちの情報モラルを直接指導する教職員の資質能力の向上が欠かせないことから、教職員用ポータルサイトを通じて文部科学省指導資料とか、LINEみらい財団のGIGAワークブック、こういった指導用教材、また指導事例を提供するとともに、初任研、あるいは希望研修、こういった校内研修を通しながら教職員のリテラシー向上を図っている。子供たちからの相談や訴えに対しては、スクールソーシャルワーカーやさわやか相談員が学校や関係機関と連携して対応できるように指導していきたい。</p>
2024年6月定例会	本会議	一般質問	相川	<p>2. 中高生、若者の居場所づくりについて</p> <p>(1) 校内居場所事業「校内カフェ」設置について</p> <p>(2) 第3の大人をつくることについて</p>	<p>(1) 令和6年4月に児童生徒が落ち着いた空間で学習・生活できる場として、校内教育支援センター（Solarるむ）を市立小・中・中等教育学校に導入をした。Solarるむの運営に当たっては、教員やスクールアシスタントに加え、地域の方々や保護者、大学生に運営のお手伝いをいただいているケースもある。このように地域人材を活用した取組は自己肯定感や受容感を持ちにくい児童生徒に対する有効な対策のひとつになると考えているので積極的な周知に努めている。</p> <p>(2) 地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、子どもや若者が地域コミュニティの中で育つことが難しくなっている現状において重要なことは、様々なニーズや特性を持つ子どもや若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を持つことができることであり、少子化や核家族化によって希薄となった多世代との交流や、地域とのつながりのある居場所づくりを進めることであると考えている。</p>
2024年6月定例会	本会議	一般質問	相川	年度内に離任式を行うことについて	お世話になった先生へ児童生徒が年度内に挨拶したいという気持ちは大切にしたいと考えている。現在は埼玉県と時期を合わせて公表し、4月または5月には離任式を開催している。個別の在り方等については研究していく。
2024年6月定例会	文教	議案外	三神	<p>不登校対策について</p> <p>(1) 校内教育支援センター（Solarるむ）の実施状況</p> <p>(2) Solarるむの支援体制について</p>	<p>(1) (2) 参加状況、支援体制等、小学校43校に122人、中学校並びに中等教育学校の前期課程45校に329人、計88校に451人に令和6年4月末の段階でアンケートを行った。小学校、中学校ともに主にスクールアシスタント、また教員が支援に当たっている。そのほか、小学校では養護教諭やスクールソーシャルワーカー、また中学校ではさわやか相談員も支援に当たっているという状況。人員の不足等々の点は、スクールアシスタントや複数の教員で役割を分担しながら支援を行っている。また、学校によってはボランティアを活用して行っているという例もあるので、そういった例をしっかりと周知する中で、それぞれの学校が円滑に運用できるように働きかけている。地域との関わりの中で人材を募ったり、地域と共に子どもたちを育むというようなことをしっかりと推進していきたい。加えて不登校児童生徒等の学びの継続</p>

					事業、国の動向も注視しながら補助金の活用等についても研究を進めて、人材の拡充に努めていきたい。
2024年 6月定例会	文教	議案外	三神	<p>スクールダッシュボードについて</p> <p>(1) スクール ダッシュボードにおける教育データのアクセス権限について</p> <p>(2) 教育データの活用状況について</p> <p>(3) スクールダッシュボードの成果指標について</p>	<p>(1) (2) (3) アクセス権限について、教育用アカウントを付与された教職員、また教育委員会の職員に与えられている。セキュリティ確保の観点から、在籍する学校内、また教育委員会施設内のみのデータ閲覧の可能というふうになっている。多くの教職員が一人ひとりの子どもを見取り、その個々の課題の早期発見、きめ細かな指導・支援、これにつなげるために権限を付与しているということ。また、教育委員会については、一覧をもって教育データを俯瞰的に見ることができる。データを踏まえて、いわゆるエビデンスに基づく教育策の立案、検証、こういったものに資するようにするためにアクセス権限を付与しているという理由。活用状況について、ダッシュボードは案内のとおり欠席日数とか、例えば 保健室の来室日数、また健康生活に関するアンケート、授業アンケート、こういったものが一覧で見ることができる。成果指標について、しっかりと子どもの学び方、ペースに合った学習支援、あるいは児童生徒の悩みに寄り添った支援、また学校全体で子どもの情報や様子を共有した組織的な支援を実現することがある意味、私たちの目指す姿ということになっている。そういった教職員の姿とか児童生徒の姿が見られるようになることをゴールにしていきたい。K P Iを設定して、その中でしっかり目標管理をして進めていく。</p>
2024年 6月定例会	文教	議案外	三神	<p>特別支援教育について</p> <p>(1) 特別支援教育に関する情報提供について</p> <p>(2) 児童生徒の情報の引継ぎについて</p> <p>(3) 教員の専門的知見やスキルの向上について</p>	<p>(1) 選択を迷っているケースあるいは判断の難しいケースについてはより詳しい審議内容をあらかじめ学校に伝えて、保護者との相談に臨めるように支援していきたい。それに加え、それぞれの学びの場における学校生活をイメージすることが重要かと思うので、しっかりとイメージできるように、教育委員会としても支援、進路に関する相談も含めて行っていきたい。通級指導教室の適切な情報提供について、校長会においては、学校全体で情報共有ができるように校内委員会の重要性について、しっかりと指導・助言を図り、学校内における適切な運営ができるように働きかけていきたい。また組織の問題だけではなく、教員一人ひとりの課題もあるので、学校訪問等において、しっかりと担任はもとより一人ひとりの指導力、また専門性を高めるための指導・助言を行っていきたい。</p> <p>(2) 情報の引継ぎの現状について、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために作成する個別の教育支援計画、また児童生徒一人ひとりに対してきめ細かに指導するために作成する個別の指導計画、また児童生徒の学習状況、使用教材等についてしっかりと引継ぎの内容として盛り込んでいる。進級する場合については年度はじめに校内において旧年度と新年度の担当教員間で共有を図るようにしている。また、小学校から中学校への進学の際には、小学校、中学校の特別支援学級担当教員だけではなく、特別支援教育コーディネーター、また養護教諭等の関係する教員間で共有を図っている。</p> <p>(3) 特別支援学級担当の教員については、研修会において大学教授等の専門家を招いての講義とか、専門機関への見学、協議等を実施している。通常の学級を担当する教員、これにおいては研修会もさることながら、学校訪問等において、個別の指導・助言、学校の実態に併せた講義を行っている。加え、特別支援教育研究ネットワークを構築して、それぞれの専門性が</p>

					高まるような好事例、実践事例を掲載して全ての教員が閲覧できるような形で現在進めている。
2024年 6月定例会	保健福 社	議案外	佐々木	思春期保健事業について (1)遊んだり触れたりしながら学べるツールの活用について	(1) 埼玉県助産師会さいたま市地区に委託して実施している。本事業については、令和5年度は35校で実施している。思春期保健に係る専門的な知識と経験を有し、かつ講師としての技術を持ち合わせる人材に限られていることもあり、なかなか市内全校での実施は難しく、より多くの子供たちへの知識の普及が現在課題となっている。現在、講義の形式にとらわれず、広く効果的に子供たちに伝えることが可能な啓発ツールや、動画などを用いた手法を行うことができるような性教育の実施方法等も検討している。実際に子供たちが遊んだり触れたりしながら学ぶようなことができる環境、具体的にはかる等のツールも含め、思春期の保健事業のより具体的な取り方、取り組み方について検討していきたい。
2024年 9月定例会	本会議	代表質問	高柳	多様性と社会的包摂に向けた取り組みについて (1) 外国ルーツの子どもの進路について	(1) 各学校において、日本の入試や就職制度について詳しく説明するため、進路面談の回数を増やしたり、複数の教員で対応したりしているほか、埼玉県国際交流協会が行っている、「日本語を母語としない子どもと保護者の高校進学ガイダンス」を案内している。高等学校への進学率については、過去3年間の平均で、日本国籍の生徒は99.1%、外国籍の生徒は95.6%であり、令和5年度においては98.4%という状況。中学校卒業後の具体的な進路としては、過去3年間の卒業生計343名のうち、高等学校進学者が328名、専修・各種専門学校進学者3名、就職2名、転出・帰国等6名、その他4名。児童生徒の国籍、在留資格の把握については、教育委員会では、児童生徒の国籍について、学校基本調査を元に確認をしているが、在留資格については、把握はしていない。教育委員会では、令和5年度に市立高等学校に対して、卒業後に日本で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取り扱いについて、関係文書を周知した。中学校段階においても、これらの制度について理解を深めることは、生徒にとって有益であると認識をしているので、改めて中学校にも周知をしたいと考えている。
2024年 9月定例会	本会議	一般質問	佐々木	子どもの育ちを見守るまちづくり～子どもの学びの保障と選択権の尊重について～ (1) 多様な居場所と学びの選択肢を	(1) 校内教育支援センターSolaるーむ、教育支援センター、不登校等児童生徒支援センターGrowth等、多様な学びの場の充実に尽力している。令和8年4月の学びの多様化学校開校に向けて、準備を進めている。一方で、民間のフリースクールの利用者や事業者に対して助成金を支払う仕組みは、本市では現在ない。教育委員会では、教育支援センターや不登校等児童生徒支援センターGrowthにおいて、保護者を対象とした「子育て講座」を開催したり、不登校を経験した学生の体験談を聞く機会を設けたりしている。連絡協議会に保護者が参加できる仕組みづくりについて、検討していく。児童生徒の転校については、児童生徒本人や保護者が転校を希望する場合は、学校では、教育委員会と連携し児童生徒本人や保護者よりの聞き取り等を行い、教育的配慮による転校が当該児童生徒にとって適切であるのかを判断し、判断に基づき、教育委員会では指定校の変更を行っている。このような取組について保護者に積極的に発信していくとともに、関係所管と連携をとりながら、子どもたちの多様な居場所と学びの選択肢の幅を広げられるよう努めていく。

				(2) 教育委員会と市長部局との連携について	(2) 平成24年度から学習支援事業を実施し、学習の支援や居場所の提供、生活習慣の改善支援等を行っている。学校と市長部局との連携については、小中学校の校長やスクールソーシャルワーカーに対し会議等の場で事業の説明を行い、不登校などの子どもが必要な支援に繋がるよう働きかけるとともに、学習支援教室での子どもの様子を共有する等、緊密に連携を図っている。令和5年度から、福祉局、子ども未来局及び教育委員会の3部局から構成される、「支援の必要な子どもに係る連携強化ミーティング」を定期的で開催し、各局が所管する支援施策に関する意見交換や情報共有を行っている。教育委員会と市長部局とが連携し、子どもたち誰一人取り残さないために、課題のある子を早期発見し、確実に支援につなげていきたい。
2024年 9月定例会	文教	議案外	三神	学校において子どもの安全を守るために (1) 防犯カメラやAED等の機材の配置	(1) 教育委員会では、防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱を定めていて、これに従い、学校の安全な管理運営と犯罪予防、これを目的にいたしまして防犯カメラを設置、運用している。特に台数についての記載はないが、現在、小学校は各校2台以上、中学校は各校1台以上、計332台、これを学校の実情に応じて校門とか、死角となる場所に撮影できる位置に設置している。増設については、子どもの安全を一層確保するために大変重要というふうに捉えている。AEDの設置基準については、さいたま市自動体外式除細動器整備方針及び整備計画、あとASUKAモデルを踏まえ、こちらについては5分以内に電気ショックができる場所に各学校設置されている。台数については、小学校が1台以上、中学校が2台以上、合計300台が設置されている。AEDの設置台数が増えることで、安全度がさらに高まることにつながるというふうにはもちろん認識しているので、台数とか事業費含め設置効果を他自治体の事例を参考にしながらしっかりと研究していきたい。

明日の世代を育みます

5. 社会全体で子どもと若者を支えるまち

(質問数 22 - 41)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	社会全体で子どもと若者を支えるまち (1) 放課後児童クラブへの更なる支援策の充実について	(1) 来年度については、新規開設する物件の改修工事費に対する補助金の上限額を、現在の130万円から240万円まで引き上げるなど、新規開設等に係る物件確保の支援を拡充する。次に、加配支援員への支援については、現在、障害児を受け入れているクラブにおいて、担当の放課後児童支援員等を配置した場合に、その人件費に相当する額を委託料の一部として加算している。加配支援員の継続雇用など、今後、運営事業者との協議の中で状況の把握に努め、国への要望を含めて、必要な支援に取り組んでいきたい。
2023年 2月定例会	本会議	代表質問	添野	人権を基本にすえた学校教育の推進について (2) ヤングケアラー支援について	(2) 市長部局との連携については、「ケアラー・ヤングケアラー支援に向けた検討プロジェクトチーム」において、福祉総務課や子ども家庭支援課等と連携をしてきた。さらに、10区に設置された子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、スクールソーシャルワーカー地域連携会議に参加し情報共有を行ったり、スクールソーシャルワーカーと子ども家庭総合支援拠点職員が共に家庭訪問を行い、本来受けることが可能な社会福祉サービスなどを適切につないだりするなど、連携を強化しているところ。今後も関係機関との連携を深め、ヤングケアラーの状況や気持ちに寄り添ったきめ細やかな支援の充実に努めていく。
2023年 2月定例会	保健福祉	議案外	佐伯	プレイパークの市内での拡充について (1) プレイパークの意義について ① あいぱれっとでの状況について (2) 今後の拡充について	(1) ①プレイパーク、冒険はらっぱは、プログラムや禁止事項などをなるべくつくらず、子供たちがやってみたいと思う遊びを子供たちが考えてつくる遊び場として運営している。この冒険はらっぱは、子供たちが伸び伸びと遊ぶことで自己の発見や成長を促すとともに、子供の居場所づくりにも寄与している。また、子どもと一緒にいる保護者同士のつながりや見守ってくださる地域の方々とのつながりが生まれ、子供の健全な成長に加え、地域の絆で子供を育み、世代間での交流もできる場としても機能している。保護者、この大人も含めて、令和3年度で2万6,928名の利用があった。市民の方からの感想としては、年齢が違う子供と触れ合えるとか、おおむね好評をいただいている。 (2) マッチングファンド助成金一般助成事業というのを活用して、これは都市局とも連携しながらですが、ほかの場所、移動型のプレイパークを今、実施しているところ。
2023年 2月定例会	保健福祉	議案外	小川	D×推進について (1) 子ども未来局におけるD×推進について (2) AIの活用(三重県AIを活用した児童虐待対応応援システム)について	(1) 子育て世帯への給付事業などの電子申請、AIを活用した保育所の入所選考や保育関連AIチャットボット、保育コンシェルジュによるオンライン相談など、デジタルを活用した取組を実施しているところ。 (2) 児童相談業務における、AIとかICTの導入によって、経験の浅い職員に対するサポート、それから関連業務を含めた業務の効率化、それから3つ目は、例えば一時保護対応などの迅速化などが期待されるというふうに考えている。既に導入されている自治体に情報収集を行うなどして、本市の児童相談業務に適した積極的なAIやICTの導入に向けて研究していきたい。

				(3) DXに関する施策を展開	(3) DXに関する施策を展開するに当たっては、民間企業等が有する、そういったDXの知見や技術が必要であるものと認識している。子ども未来局においても、市民サービスの向上と行政運営の効率化に資するよう、そういった民間企業との連携による行政サービスのデジタル化を引き続き推進していきたいと考えている。
2023年 2月定例会	保健福 社	議案外	小川	放課後児童クラブについて (1) 令和4年5月1日厚労省調査「利用できなかった児童 50人以上いる市町村の結果について (2) 今後について	(1) 本市の児童クラブの待機児童が311人、全国で3番目に多いことが明らかになった。人数の把握をこれからやるようなスケジュールになっているので現時点で、例えば2月の頭ですが、この時点でもちょっと実際、来年度どうなるかというのは、今の時点では把握できないような進め方になっているところが現状。 (2) 北区の事例で申し上げますと、同じ学区内で他のクラブで受入れ可能人数が最も多い運営事業者に対して、可能な範囲での受入れを行うための支援員追加配置などの体制整備について、今協議を行っているところ。そういった形で、そのほかにも、将来的な利用人数を踏まえながらも、新規クラブの開設を目指していきたいというような形で今考えている。放課後児童クラブの在り方というところをちょっと見直しさせて、放課後子ども教室と放課後児童クラブの両方の性質を持つ新たな一体型事業の導入について、こちら教育委員会とも連携しながら検討を進めるなど、早期に待機児童解消を図れるような形で努めていきたい。
2023年 2月定例会	保健福 社	議案外	小川	青少年育成について (1) 非行等の経緯がある少年の立ち直り支援、就学支援について	(1) 自治体として実施すべき主な支援としては、資格取得等を含む就学支援、就労支援、そのほかにも円滑な自立を目指すための生活改善支援などがあると整理したところ。資格取得のための学費支援については、非行少年を含む広く社会生活を営む上で困難を抱える若者に対する支援を行っている若者自立支援ルームにおける支援プログラムの一環として実施可能かどうか現在検討しているところ。引き続き困難を抱える子供、若者を地域で連携し、支援していくことが目的に制定されているさいたま市子ども・若者支援ネットワークが3月に開催予定なので、こちらに意見聴取を行った上で制度設計を詰めていきたい。
2023年 6月定例会	本会議	一般質問	出雲	ママ、パパに寄り添った放課後児童クラブの体制や運営支援の充実 (1) 事故が発生した場合の責任の所在について (2) 発達障害や医ケア等の支援や対応について (3) 外国ルーツの子どもたちや保護者への支援について	(1) 児童が利用中に事故やけが等が起きた場合には、その責任については役員個人ではなく、クラブを運営する法人が負うものと考えている。なお、運営法人によっては、保護者会運営であるという特性上、役員に責任を求めることはしない旨を規定しているところ。 (2) 医療的ケア児については、受入れのための医療行為に対応可能な看護師等の配置だけではなく、設備の整備等にも対応可能なクラブにおいて受入れを行っている。こうした支援が必要な児童を受け入れるための担当の放課後児童支援員や看護師等を配置した場合には、その人件費に相当する額を委託料の一部として加算している。対象児童退所後の加配支援員の継続雇用については、放課後児童クラブの安定的な運営に関わる内容でもあるので、引き続き運営事業者との協議において運営状況の把握に努め、国に対する要望も含め、放課後児童クラブの運営全般に対して必要な支援に取り組んでいきたい。 (3) 基本的には各クラブにおいて対応していて、個々の状況にもよるが、外国語を話すことができる職員による対応や学校との連携による対応のほか、翻訳アプリの活用や、別の保護

				<p>(4) 委託基準見直し変更に伴った情報共有について</p> <p>(5) 新たな法人等への運営委託について</p>	<p>者や児童自身が間に入ってコミュニケーションを取るなどにより対応している。さらに支援が必要である御家庭がいる場合には、公益社団法人さいたま観光国際協会や地域のボランティア団体等を紹介している。</p> <p>(4) 昨年度の民設放課後児童クラブの委託実施基準の見直しにより、遊び及び生活の場の消毒、清掃、おやつが発注、購入、会計事務等の運営に関わる業務等、育成支援の周辺業務を担う職員の配置等に必要な経費を支援する育成支援体制強化加算を新たに追加した。昨年度、活用実績のなかった法人に対して個別に活用事例を御紹介するなど、さらなる制度の周知に取り組んでいく。</p> <p>(5) 運営事業者においてクラブ数を増やして運営することは困難である、あるいは新規開設に係る物件の確保が困難な場合などについては、公募により広く事業者を募り、放課後児童クラブに対する需要ニーズに適切に対応している。今後についても、放課後児童クラブの新規開設に当たっては、クラブや運営事業者と協議を重ねながら整備に努めていきたいと考えている。</p>
2023年6月定例会	本会議	一般質問	出雲	<p>命と暮らしを守るさいたま</p> <p>(1) 託児付きの手話講習会・要約筆記者講習会の導入について</p> <p>(2) 化学物質過敏症への理解と対応について</p>	<p>(1) 本市としては、託児を必要とする方をはじめ、幅広い年齢層の方に安心して受講できる体制づくりについて、他自治体等の実施状況を参考にしながら、引き続き調査研究していく。</p> <p>(2) 保育所等では、化学物質過敏症に重点を置いた周知・啓発は市としてこれまで行っていない。情報収集したうえで、保育所、幼稚園、放課後児童クラブをはじめとした子どもの通う施設職員に向けて、周知、啓発を図っていきたい。</p>
2023年6月定例会	保健福祉	議案外	西山	<p>生理用品の無償配布について</p> <p>(1) 生理用品の無償配布について</p>	<p>(1) 生理用品の無償配布の取組については、経済的な理由などで生理用品を入手できない方に対して配布するとともに、必要な支援をつなぐことを目的としている。配布場所によって区役所の福祉課とかというあたりですと生活にお困りの方などが取りに来る方が多かった。また、保健センターなどですと、女性に関する教室とか事業をしているので、そういう方たちが取りに来た。年代層の話になりますが、はっきりと住所、氏名、年齢ですとかを確認しないでお渡ししているので、はっきりとしたことは言えないが、20代から50代の方まで総じて同数程度の方が取りに来ている。引き続き必要な予算の確保に努めていく。</p>
2023年6月定例会	保健福祉	議案外	松本	<p>子ども家庭総合拠点について</p> <p>(1) 組織的な位置付けについて</p>	<p>(1) 児童福祉法及び国の要綱に基づき、子ども家庭総合支援拠点の設置及びその運営に関して、令和4年にさいたま市でさいたま市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱を定め、各区役所の支援課児童福祉係において運営することにしている。児童相談所については、都道府県それから政令市、中核市の一部、特別区等で示されたもので、子ども家庭総合支援拠点については市町村で設置するというふうなことになっている。さいたま市の場合は市区町村ということで、区役所の方に設置をしたという状況。さいたま市は若い職員が多いので、そのあたりの人材育成のことが課題ということと、あと、新しい組織であるので、児童相談所と子ども家庭総合支援拠点の業務の連携の在り方が課題である。</p>

				(2) 児童相談所からの業務移管について (3) 人材育成について	(2) 業務の児童相談所と拠点の業務の連携の仕方とか、あるいは人材育成のところというのが課題と認識している。 (3) 各区の支援拠点の担当者同士が集まるような 養護担当者会議というのを定期的に行っているのははじめ、各区の取組事例等の共有を行い資質の向上を図っているほか、子ども家庭総合支援拠点の新任の担当者を対象とした研修会も実施している。また、児童相談所との連携強化という観点から、児童相談所が主催している新任職員児童相談研修会とか、あとアセスメントプランニング研修等があるが、それに支援拠点の職員も参加している。それから、今年度新たに支援拠点における係長を対象にして、スーパーバイザー研修の開催を新たに予定している。安定した運営や支援の質を確保するために、引き続き支援拠点職員の人材育成には取り組んでいきたい。
2023年 9月定例会	本会議	代表質問	添野	子どもが施策のまん中に (1) 子どもの権利条例の制定について (2) 子どもの権利を守る行動計画の策定について	(1) 基本理念に限らず、子ども会議に代表される子どもの意見反映の仕組みや、子どもの権利擁護委員会等の第三者機関の設置などを規定する条例が主流となっているので、実情に即した、本市にふさわしい取組を含めて、検討を進めていく。 (2) 来年度予定している「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」の策定にあたり、子どもや子どもの養育者等からの意見を多く取り入れることやワークショップを開催する等、当事者ととも検討を進めていく。子ども・アクションプログラムの策定についても検討していく。
2023年 9月定例会	本会議	一般質問	佐々木	子どもの権利を守り、育ちを見守るまちづくり～子どもの人権擁護委員会の設置について～ (1) いじめや不登校等で悩む過程の相談窓口としての第三者機関について	(1) 毎日24時間相談できるさいたま市24時間子どもSOS窓口や、さいたま市SNSを活用した相談窓口を設置し、子供たちがいつでも相談しやすい環境づくりを行っている。本市においては、既に埼玉県が子供の権利に関する第三者機関である埼玉県子どもの権利擁護委員会を、本市を含んだ全県域を対象として設置していることから、二重行政を避ける意味からも、県の委員会の周知PRに積極的に協力するとともに、役割分担を意識しながら、市の相談機能の充実強化を図っていきたいと考えている。いずれにしても、悩みを抱えた子供たちがどこに相談したらいいか迷わないように、そしていつでも相談できるよう、引き続き埼玉県とも連携し積極的に制度の周知に取り組んでいきたいと考えている。
2023年 9月定例会	保健福祉	議案外	松本	配慮が必要な若者の居場所について (1) 義務教育の若者の居場所について	(1) 社会生活を営む上で困難を有する若者の場所として市内2か所においてさいたま市若者自立支援ルーム事業を実施し居場所を提供するとともに、自立に向けた支援を行っている。引き続き自立支援ルームを含め関連機関等の担い手の育成を図り、若者の自立に向けた取組全体の自立に努めていく。それから、自立支援ルームの整備について、現事業の成果とか、それから利用者の動向、それから利便性等も踏まえながら今後の方針について検討していきたい。
2023年 9月定例会	保健福祉	議案外	松本	子ども家庭総合支援拠点について (1) 相談件数と職員の配置数について	(1) 職員の配置数については、国に示されている基準に沿って大体3名から5名程度、区によって違っているが、配置されている。区ごとでは一番多い区は岩槻区の760件、それから真ん中ぐらいの5番目の大宮区で572件、それから10番目に緑区の287件、287件から760

				(2) 子ども家庭総合支援拠点の判断について	<p>件までちょっと開きがある。まだ1年ちょっとなので、これから実績を見ながら検討していきたい。</p> <p>(2) 児童虐待の相談、連絡があった場合については、さいたま市子ども家庭総合支援拠点の運用マニュアルというものを作成していて、それに沿って児童やその家庭の状況などについて詳細を把握し、具体的には緊急度のアセスメントシートを作成して評価を行っている。さらに過去に対応したことがあるかなどの追加調査を行い、拠点でケースカンファレンスを行って、それで児童相談所への通告あるいはどう対応するかということ必要性等について判断しているという状況。児童相談所への通告は必要だと判断したのが全体で25件、子ども家庭総合支援拠点の対応に児相の方からそちらでということに戻された件数は5件あった。それで、この数の増減傾向については、令和4年度は10区開設の初年度なので、現時点で増減は申し上げにくいですが、今後推移を見ていきたい。</p>
2023年 9月定例会	保健福 社	議案外	西山	<p>若者自立支援ルームについて</p> <p>(1) 就労等の社会参加について</p> <p>(2) 施設の設置場所について</p>	<p>(1) 支援ルームの方からサポステの方につないだケースというのが、令和4年度、実質利用者数が128人、そのうち8名がサポステの方を利用している。サポステから就職に結びついても長続きができずに、サポステではなく、ルームに戻ってくる方については、サポステにおいて可能な支援を継続して案内している。サポステのいわゆる支援が難しい利用者などについては、自立支援ルームのスタッフが個々の利用者の状況を丁寧に確認しながら、本人に合った自立支援プログラムを検討し、段階的に次のステップに向けた支援を行っている。</p> <p>(2) 若者自立支援ルームの桜木ルームについて、当該利用については、再開発地事業に該当していて、令和5年3月の準備組合が設立されたと聞いている、当面は、まちづくりが具現化して実際に事業が開始される段階までの暫定利用を継続する方向で、都市局と協議を進めている。今後については、これまでも地元自治会と良好な関係が構築されていることから、施設や利用者の特性も考慮すると、現在の近隣を中心に移転先の検討を進め、今後も事業を継続できるようにしていきたいと考えている。</p>
2023年 12月定例会	保健福 社	議案外	松本	<p>配慮の必要な子どもへの支援について</p> <p>(1) 東部療育センター準備状況について</p> <p>(2) 医療的ケア保育支援センターについて</p>	<p>(1) 来年2月1日の開設を控え、現在、診察に必要な病院システムやエックス線装置等の導入に向けた準備を行っているほか、診療所の開設許可申請や各種届出などの手続を進めている。また、総合療育センターひまわり学園及び療育センターさくら草に通院中で、東部療育センターひなぎくへの転院を希望する患者さんの転院手続を並行して進めており、ハード面・ソフト面ともに開設日に向け、鋭意準備に取り組んでいる。地域連携の準備状況について、東部療育センターひなぎくでは、初診待ち期間の解消に向けて国の事業を活用し、地域において積極的に障害福祉の活動を行っている事業所と連携をしている。また、1月の下旬、主に東部地域の小児科の医療機関を対象に説明会を実施するなど、継続的に地域の医療機関と連携を深め、地域全体でさらなる支援につなげていけるよう体制の整備を進めている。</p> <p>(2) 医療的ケア児に関する保護者からの相談機能については、これまでさいたま市保育所等における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインというものに基づき、各区支援課と</p>

					<p>あとは医療的ケア児の受入れ施設が随時担ってきたところ。当センターにおける支援事業の内容については、医療的ケア児とその家族への支援として、保育施設への入所とか育児に関する相談、あるいは医療的ケア児の一時預かりなどの事業を実施している。また、医療的ケア児の提携を行う保育施設等への支援として、研修などの事業も行っていく予定。各区への展開は、各区支援課とか保育施設等を連携していくことで、支援体制を構築していきたい。 6</p>
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	相川	<p>(1) 養育里親を増やすことについて (2) 週末里親制度や季節里親制度の導入について</p>	<p>(1) 本市における養育里親は平成25年度は134組でしたが、令和4年度には196組となり、10年間に、約1.5倍に増加し、令和3年度には委託率が46%で、全国第3位ということ。里親制度の普及啓発活動としては、様々な方法で周知啓発活動に取り組んできた。養育里親を更に増やすため、子育て経験を有する方に対する、里親制度の周知啓発が効果的であると認識している。</p> <p>(2) 週末里親制度や季節里親制度の取り組みは有効と認識しておりますことから、今後、他自治体の先進事例などを参考に、検討していきたい。</p>
2023年 12月定例会	まちづくり	議案外	出雲	<p>都市公園におけるボール遊びの検討状況 (1) 公園の禁止事項についての考え方</p>	<p>(1) 公園の禁止事項についての考え方について、都市公園における禁止行為は、都市公園法や都市公園条例において規定しているもの。法や条例で定めた事項のほか、ボールの隣接家屋への飛び込みによるトラブルなどを公園管理者が管理上必要と判断した場合には、ボール遊び禁止などの禁止事項を設定している。一方、本市としても、公園内の禁止事項が多過ぎるといった課題を認識している。地域特性、あるいは公園の状況に応じた柔軟な公園のルールづくりができる仕組みの構築を目指している。本市では、身近な公園のルールづくりガイドラインの作成に取り組んでいる。この策定に当たり、地域の皆様と協働を進めていく必要があるところから、これまでその調整を進めながら素案の検証を行ってきた。現在、既存の公園におけるケーススタディーの取組を進めていて、本年の9月に地元自治会と意見交換を行い、11月に現地立会いを行い、課題を共有しているところ。今後、利用者、また近隣住民の方々に周知を行った上で、ワークショップの開催を予定している。</p>
2024年 2月定例会	保健福祉	議案外	松本	<p>家庭内に問題を抱える若者について (1) 家出について (2) 居場所について</p>	<p>(1) (2) 令和4年度について、児童本人からの相談は17件、警察からの通告は39件。その対応については、児童本人やその保護者からの相談があった場合は、児童の安全の確保とか、家出の理由、それからどのような支援が必要なのかなどについて、本人それから保護者から話を伺い、双方と話し合い、場合によっては家庭内のルールを設定とか、地域等での支援者の確保など調整するなど、児童が安全安心に生活できることを最優先に適切な対応に努めている。一方で、警察のほうで家出行方不明届を受理し、捜索により児童を発見した場合には、児童本人が、あるいは警察に保護を求めた場合とか、警察の判断で保護者の引き渡しが適切でないと判断されると、児童相談所のほうに通告されることになり、この場合も児童本人、それから保護者からの相談と同様の対応を行って、必要に応じて一時保護等も実施している。最近では、市として家庭内の虐待の状況に応じた様々なニーズの対応として、一時保護とかその施設入所に代わる新たな居場所、あるいは支援のスキーム</p>

					<p>みたいなものが必要との議論もあるので、本市でも研究して、家出を含め問題を抱える若者の支援を進めていきたい。</p>
2024年6月定例会	本会議	一般質問	相川	<p>相談者の声から市政提言していくことについて (1) アウトリーチ支援について</p>	<p>(1) ひきこもり対策については、ひきこもり相談センターにおいて、本人、家族、関係機関からの相談に応じている。個々の状況に合わせたきめ細やかな支援を行う中で、必要に応じてアウトリーチ支援を行っている。また、各学校においては不登校児童生徒を把握し、電話・家庭訪問により対象児童の状態に合わせた支援を行っている。</p>
2024年6月定例会	保健福祉	議案外	添野	<p>放課後子ども居場所事業について (1) モデル事業の今後について (2) 運営事業者の選定について (3) 民設クラブ、公設クラブ、放課後チャレンジスクールなどへの影響と対応について (4) 保育の生活の質確保について</p>	<p>(1) 今年と来年のモデル事業について、放課後居場所事業のいろんなパターン、大規模校とか、専用室を学校内に設けなければいけないような、パターンの検証をしながら、全市展開を視野に順次導入を進めていく。待機児童が生じる見込みのある学区から優先して整備を行うことを予定している。今年度のモデル事業の検証を引き続き進めながら、どうやって組み込んでいくかしっかり検討していきたい。</p> <p>(2) 市のプロポーザルの選考人のマニュアルにのっとり行い、応募された結果としては、個別にももちろん通知し、ホームページでも周知している。</p> <p>(3) それぞれの学区内にある民設クラブの入室児童数というのが、増えたところもあるし、それほど影響がなかったということもある。民設クラブに対する影響についても引き続き検証して、どのような支援が必要なのか、このモデル事業の実施状況を引き続き注視していく中で検証を深めていきたい。</p> <p>(4) 職員配置について、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業ということなので、少し最低基準といった面、配置基準といった面では、放課後児童クラブよりは少し下がるのは心配だとは思いますが、今モデル事業をやっている運営事業者からの報告では、放課後児童クラブに当てはめた場合の人員配置と変わらない配置を行いながらやっていることを確認している。障害のある児童についても、放課後児童クラブと同様、同じ基準の加配の職員というのを配置して、この事業が安全・安心にできるように今取り組んでいる。</p>
2024年9月定例会	本会議	一般質問	出雲	<p>子どもたちの満足な遊びのために (1) プレイパーク・ボール遊びができる環境の確保に向けて (2) ハード対策の充実 (3) (仮称) 身近な公園のルールガイドラインの作成について</p>	<p>(1) (2) (3) プレイパークを市内各地に展開できる仕組みづくりに取り組んでいく。公園内の禁止事項が多過ぎるといった課題を認識しており、今後のこどもまんなか社会を実現していくためにも、地域特性や公園の状況に応じた柔軟な公園のルールづくりができる仕組みの構築を目指している。地域が主体となって定めることができる「(仮称) 身近な公園のルールづくりガイドライン」の作成に取り組んでいる。ガイドライン作成に向けて、実施事例を作っていけるよう取り組んでいく。現在、さいたま市では、ルールづくり促進に併行し、早期に実現可能な取組として、実験的に、近隣や他者への影響が少ない公園において、ボール遊びのルールを掲載した看板を設置し、ルールの緩和を行っている。公園のハード整備の件について、防球ネット設置や利用者間のすみ分け等のハード対策を充実させることについては、隣接する住宅へのボールの飛込みを防ぐ方法としても、快適な公園利用を促進する方法としても、有効な手段であるが、ボール遊びに伴う近隣への騒音や他の公園利</p>

					<p>ユーザーへの影響について、地域の方々の理解が必要であるため、まずは、公園利用者や近隣に住むの方々が納得できるルールづくりを地域主体で進めるとともに、地域から理解が得られるなどの条件が整うようであれば、公園の新規整備やリニューアルに際して、子供たちが遊びやすいハード整備についても検討していきたい。</p>
--	--	--	--	--	---

明日の世代を育みます

6. 子育て世代に行き届く支援体制の構築

(質問数17-34)

2023年 6月定例会	本会議	一般質問	出雲	<p>その子らしく育つための環境の充実へ</p> <p>(1) 保育運営のあり方について</p> <p>(2) 保育施設の財務情報やモデル賃金の公表について</p>	<p>(1) 通常、認可保育所等の設置者が保育施設の運営を廃止または休止しようとする場合には、事前の協議が必要となり、当該設置者に対し、全ての在園児が卒園または転園するまでは運営を継続するように指導、助言をしている。万が一、保育施設が事前の相談、協議すらくなく閉園した場合には、まずは近隣の各保育施設、関係部署と連携し、配慮が必要な児童も含め、現に保育を必要としている在園児が安心して保育を受けられるよう努めていきたい。次に、保育施設の突然の閉園を防ぐための市の対策について、保育内容や施設運営に関する相談、定期的な監査や指導、助言は、運営に課題を抱える保育施設にとって課題解決の一助となることから、引き続き適切な運営に向けたサポートを行っていく。</p> <p>(2) モデル賃金の公表については、保育士が安定的、継続的に働くことができる処遇の実現のために適正な給与水準を示すことは必要なことと認識しており、実態把握のための広域的な調査の実施について国へ要望しているところ。引き続き保護者や保育士が園を選ぶ際によりよい情報提供を行うよう努めていきたい。</p>
2023年 6月定例会	本会議	一般質問	出雲	(1) 単独型子育て支援センターの委託の考え方	<p>(1) 債務負担行為を設定した5年間の業務委託契約となっている。令和5年度から新たに締結する運営業務委託契約の委託料については、施設運営の安定化を図るため、国の実施基準等を参考に物価動向等の社会経済状況を踏まえ、適切に予算を計上したところ。社会情勢の変化や施設を取り巻く環境の変化等により、単独型子育て支援センターの運営業務委託料を変更すべき事由がある場合については、引き続き適切に対応していきたい。</p>
2023年 6月定例会	保健福祉	議案外	松本	<p>子ども家庭総合支援拠点について</p> <p>(1) 組織的な位置づけについて</p> <p>(2) 児童相談所からの業務移管について</p> <p>(3) 人材育成について</p>	<p>(1) 令和4年にさいたま市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱を定め、各区役所の支援課児童福祉係において運営する。児童相談所については、都道府県、政令市、中核市の一部、特別区等で示されたもので、子ども家庭総合支援拠点については市町村で設置することになっている。一つは人材のことが課題、若い職員がまだ多いので、そのあたりの人材育成のことが課題ということと、新しい組織なので、児童相談所と子ども家庭総合支援拠点の業務の連携の在り方が課題である。</p> <p>(2) 児童相談所と拠点の業務の連携の仕方とか、あるいは人材育成のところというのが課題</p> <p>(3) 各区の支援拠点の担当者同士が集まるような養護担当者会議というのを定期的に行っているのははじめ、各区の取組事例等の共有を行い資質の向上を図っているほか、子ども家庭総合支援拠点の新任の担当者を対象とした研修会も実施している。また、児童相談所との連携強化という観点から、児童相談所が主催している新任職員児童相談研修会とか、あとアセスメントプランニング研修等があるが、それに支援拠点の職員も参加している。それから、今年度新たに支援拠点における係長を対象にして、スーパーバイザー研修の開催を予定している</p>

2023年 6月定例会	保健福祉	議案外	松本	子育て支援拠点について (1) 地域子育て支援拠点について (2) 地域におけるプラネタリウムの意義について	<p>(1) 保育所に併設されている子育て支援センターについて、公立保育所に併設している施設が2施設、私立の認可保育所に併設されている施設が54施設、合わせて56施設ある。4年度の利用者数で、公立2施設で延べ2,033人、私立54施設で延べ5万8716人、合わせて6万749人となっている。事業内容について、子育て親子の交流の場の提供、また交流の促進、子育て等に関する相談とか援助、地域の子育て関連情報の提供を行い、開所日については1週間に3日から6日となっている。公立保育所2施設の中では、親子で一緒に遊ぶことができ、子育てに関する相談もすることができる子育てサロンとか、また子育てサークル等を実施していて、週に5日間、月曜日から金曜日まで開所している状況。</p> <p>(2) 岩槻児童センターでは、市内で唯一プラネタリウムがある。毎週日曜日の上映会のほか、幼稚園、保育園などの依頼に応じた随時の上映も行っていて、来場者による年齢層に応じたベテラン解説員による生解説などが好評いただいている。このプラネタリウムの設備については、毎年2回投影機のメンテナンスを行っている。昨年度においては、施設の中規模修繕工事を行い、その際、プラネタリウムの天井内側の局面スクリーンのクリーニングとか床や観覧席の改修、スピーカーの更新などを実施している。上映中の解説、投影機の操作に長年携わっているスタッフの高齢化対応が課題となっていることを指定管理者の方からも伺っている。今後、プラネタリウムを継続していくためには、いかに技術やノウハウを伝承していくか検討していく必要があると認識している。</p>
2023年 9月定例会	本会議	代表質問	添野	産後ケアの充実について (1) 産後ケア事業について (2) デイサービス型、宿泊型産後ケアの利用料設定について (3) 産後ケアを行う助産院、医院への助成について	<p>(1) 受皿となるデイサービス型、宿泊型産後ケア事業の委託先の拡充に取り組んでいて、令和4年4月の12か所から現在19か所に増え、利用者数も大幅に増加している。現在施設数の増加に伴い、利用者数も急増している。見込みの推計について少々難しいものと考えているが、今後他市の状況も参考に、数の把握に努めていきたい。希望する方への周知方法については、母子健康手帳交付の際の事業案内、ホームページなどによる周知、パパママ応援ギフトの申請時の御案内や産後ケア事業のサービス提供事業者からの情報提供等を実施しているが、より効果的な周知方法について今後も検討している。</p> <p>(2) 自己負担額の軽減に努めている。さらに、令和4年度にはデイサービス型の自己負担額を6800円から5,000円に減額している。あわせて、産後ケア事業の利用も検討いただけるよう、現金で支給しているパパママ応援ギフトの活用事例リーフレットについて、この事業について案内をしている。利用者の増加に伴うサービス提供事業者の供給量の問題、心身の不調などにより、緊急性がある方など、真に必要な方へサービスを提供できなくなる事態、減免を実施する場合の財政負担など、様々な課題、問題等を整理した上で対応するための時間が少々必要であると考えている。</p> <p>(3) 修繕の必要性などについて、事業者の声を聞きながら適切な事業の実施になるよう努めていきたい。</p>
2023年 9月定例会	本会議	代表質問	添野	包括的性教育と思春期保健事業の連携強化について	保健衛生局と連携し、思春期保健教室を推進しており、学校数も年々増えてきている。また、本教育の全校実施を目指した計画を着実に進めるためには、現行の助産師の学校派遣に加え、各学

					校の養護教諭等が専門的な知識を身につけ、学級担任等とともに授業をつくり上げていくことが効果的だと考えている。
2023年 9月定例会	保健福祉	議案外	西山	産後ケア事業について (1) 我が子をなくした方への産後ケアについて (2) 産後ケア施設の運営について	<p>(1) 保健所、各保健センターの保健師、母子保健相談員などを対象に、外部講師による流産、死産をされた方への寄り添い方、支える立場でできることをテーマとした研修を行った。研修会の目的は、流産、死産を経験した女性や不妊症、不育症治療中の女性等に対するきめ細かなサービス、支援の必要性を学び、母子保健活動に生かすこととしている。こうした研修で得た知識を支援に生かしながら、保健所、各区保健センターの職員が配慮のある対応ができるように努力していきたい。</p> <p>流産、死産の方に対応可能ということでこちらに情報提供していただいている施設としては、5施設ある。構造的に出口、入り口を分けるとか、そもそも場所の距離を置くといったような対応までしているところは、2施設。死産に関する情報の連携、情報共有後の運用について、妊娠12週以降の死児の出産の場合は、死産の届出に関する規程により届出が義務づけられており、本市では、各区役所区民課に死産届が提出される。提出された死産届は、保健所内の人口動態統計の所管課に月2回送付され、国の人口動態統計調査の資料となる。</p> <p>(2) 全体で産後ケア事業の対象事業所としては19か所のサービス事業所と契約している。これは宿泊、デイサービスの数だが、このうち、多胎の対応が可能な施設は10施設となっている。多胎を受け入れる場合、受入施設の負担が大きくなるということで、2人目以降、お子さん1人につき多胎加算として、通常の委託料に加えて1日につき4,550円、1泊2日の宿泊型利用の場合は9,100円を上乗せしている。多胎を受け入れる際には、AEDの機器とか様々な配慮で、また安全確保のための人手もかかるということは理解していて、そのための加算ということになっている。</p>
2023年 9月定例会	保健福祉	議案外	西山	就労証明書の共有化について (1) 保育園における手続き (2) 放課後児童クラブにおける手続き	<p>(1) 本年5月に、こども家庭庁により標準的な様式が示され、この9月15日より、マイナポータルでの提出についてもこの様式を活用するよう、併せて示された。本市におきますこの標準的な様式の導入の有無とか、導入の時期ですが、本年10月から開始し、令和6年4月入所申込分より実施する。単身赴任の有無とかいった項目を追加する予定となっている。</p> <p>(2) 公設の放課後児童クラブでは、市が定めた統一の様式によって勤務証明書を提出。民設クラブにおいては、各運営事業者の判断で、市に準じた形でそれぞれがその様式を作って、保護者から提出していただく。入室選考を民設のほうで行う場合に当たり、市が定めた審査基準にのっとってやるということは統一であり、今後、保護者の利便性の向上のためにも、公設クラブで使用している様式について、民設クラブの事業者にも極力使っていただけるように、運営事業者へ周知していきたい。放課後児童クラブの利用手続における標準的な様式の活用によるオンライン提出も検討していく。保育との連携も何かの形でできるのではないかとということで、積極的に検討していきたい。</p>

2023年 12月定例会	本会議	一般質問	永井	ひとり親家庭の充実した支援を先駆けるために (1) 政令市ならではの経済的支援策 (2) 就業的支援策の今後の展開について	(1) ひとり親家庭の経済的基盤の安定化を図るための取組として、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成、小中学校の就学援助費の支給、家計や子どもの学費等に関する資金の融資等に加えて、本市独自の施策として非課税世帯のひとり親家庭の児童が中学校に入学するときの就学支援金事業を実施している。支援を必要とするひとり親家庭の実情を踏まえた持続可能な独自施策について検討していきたい。 (2) 明石市の事業は養育費の不払い解消に向けた先進的な取組であり、ひとり親家庭への効果的な支援であると認識している。本市としても、速やかに子供に救済の手を差し伸べるためにも、早期の実施に向けて検討を進めていく。
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	相川	育児中の働き方体系について (1) 育児中の職員の把握と配慮について (2) 育児中の働き方体験について	(1) 小学生以下の子供を持つ職員数は、教職員を除き、全体の約3割が小学生の子どもを持つ職員となっている。育児中の職員への配慮としては、制度として、育児による短時間勤務、あと休暇の取得、あと時間外勤務の制限、この辺などを取り上げている。育児や介護の事情を抱える職員と上司とのコミュニケーションを図るツールとして、子育て・介護おもしろいレポートというものがある。このレポートでは、職員自身または職員の配偶者の妊娠期から子供が3歳になるまでの間、定期的に作成するとともに、上司との面談を必須としているところで、その後、子供が小学生になるまでの間、必要に応じて活用できる。 (2) 育児や介護など仕事との両立支援を必要とする職員を含めた全ての職員が活躍できる職場をつくるため、さいたま市職員の子育ておもしろい・女性活躍推進プランに基づきまず取組を進めている。管理職の意識改革を進めるために、新任課長向けの研修とか、仕事と家庭両立支援に関する周知・啓発、イクボス宣言を実施するほか、イクボスとしての行動理念や具体的な行動をまとめたイクボスハンドブックを配付している。育児休業取得職員等を対象にして、自分らしい働き方やステップアップへのイメージづくりを支援する目的で育児休業復職支援研修を実施している。
2024年 2月定例会	市民生活	議案外	永井	区役所の託児室の設置 (1) 今後の取組について	(1) 託児所設置については、市民の利便性が向上するものと考えているが、区役所内でのスペースの確保やお子様を見守る保育士などの人材確保等の課題もある。そのため、代替策として、ベビーカーの貸出しやベビーチェアの設置、区役所に来られる子ども連れの方には、待合スペースに座っていただき、職員が移動することによって申請手続を完了させることなど、区役所窓口での負担軽減策を検討している。
2024年 2月定例会	保健福祉	議案外	松本	プレイワーカー育成の取組 (1) 育成について	(1) 遊び場づくりに必要な知識や能力を習得するための研修を実施しているほか、大学生のボランティアの方の受入れ等を積極的に行い、新たなプレイワーカーの育成にもつなげている。
2024年 6月定例会	保健福祉	議案外	佐々木	ファミリーサポート事業の提供会員の負担軽減について (1) 報告書の提出手段について	(1) 本事業の活動終了後、提供会員は報告活動書を同センターに提出することになっている。現在、そのような書き方について、複写の紙、そして報告については、封筒代、あるいは郵送料を提供会員が負担している。提供会員が提出するその活動報告に係る部分の負担を

					<p>軽減するため、今後、連絡ツールなど、メールや専用の返信封筒などの活用をするなど、同センターの方と調整を図りながら、早期にできるものからまず検討を進めていきたい。</p>
2024年 9月定例会	本会議	一般質問	出雲	<p>子ども・子育てにやさしいさいたま市へ</p> <p>(1) 子育ても仕事も実現するために</p> <p>(2) 多胎児支援の充実</p> <p>(3) 放課後児童クラブの待機児童対策と支援員をはじめとする福祉職、医療職従事者等の入室加点について</p> <p>(4) 子育て関連事業の充実した制度や予算について</p>	<p>(1) 病児保育や休日保育、延長保育など、通常保育以外の保育ニーズへの対応も、非常に重要である。病児保育事業について、現在、市内10区に11施設の病児保育室を設置しており、現に欠勤することが困難な状況の保護者もおり、実施施設の拡充が不可欠な課題と認識している。今後も、既存の病児保育室の利用状況や配置状況を勘案した上で、追加整備について検討している。休日保育事業について、本年度実施している施設は6施設、延長保育事業については336施設となっている。休日保育事業及び延長保育事業については、通常保育とは異なり、園児にとっても異なる環境での保育となる場合もあることから保育士の負担が大きい上に、休日や時間外に勤務する保育士を確保することが困難という現場の声もあり、今すぐの拡大が難しい状況だが、お困りの子育て家庭もおられることから、市としても支援していきたい。</p> <p>(2) 産後ケア事業については、受入れ可能な医療機関等の参入を拡大するため、今年度から事業委託料のうち、宿泊型における多胎児加算額を増額し、安定的な施設運営を支援することにより、多胎児を受け入れる体制の充実を図っている。今後、他の自治体の事例も参考としながら、育児支援や外出支援も含め、引き続き、効果的な多胎児支援策の拡充を検討していきたい。</p> <p>(3) 放課後児童クラブの入室選考については、現在のところ、職種に応じた指数の加点等は行っていないが、放課後児童支援員や保育士などの人材確保については、喫緊の課題であると認識している。今後、市内に勤務する放課後児童支援員等の人材の確保に向けた指数の加点措置について検討を進めていきたい。</p> <p>(4) 国においても様々な補助制度が整備されてきているので、それらを最大限に活用しつつ、今後も引き続き、「こどもまんなか・少子化対策会議」が先導役となり、全庁を挙げて組織横断的な検討を進めながら、子ども・子育て関連施策の充実を図っていく。</p>
2024年 9月定例会	保健福祉	議案外	佐々木	<p>ファミリーサポート事業について</p> <p>(1) 預かり場所について</p> <p>(2) 報酬への補助について</p>	<p>(1) 子供の安全が確保できる場所としており、依頼会員の自宅でのお預かりは困難な状況である。今後について、活動中の子供の安全を第一に、子供の成長や行動に合わせ自宅等の安全点検に取り組むなど、事業の質の維持向上に努めていきたい。令和5年度において、実際に援助活動を行った提供会員については272人、会員の年齢層だが、20代から70代までの幅広く、50代が85人と最も多く、次いで60代が84人、そして、70歳以上が56人、40代が38人、40歳未満が9人。</p> <p>(2) 提供会員に時間当たり700円が支払われている。提供会員への補助制度の創設については、会員アンケートの結果だとか、他市の取組などを参考にしながら、会員の活動に対するいわゆる不安とか負担感、それらが緩和できるよう検討していきたい。</p>

2024年 9月定例会	保健福祉	議案外	佐々木	発達特性のある児童生徒の支援について (1) 就学後の支援	(1) 就学後に発達特性が明らかになった児童の医療については、受診ができる医療機関が少ない、初診の予約が取りづらい、というのは聞いている。ひまわり学園の現状について、成長段階での困り事や参加されている集団での様子などを相談員が聞き取り、課題を整理した後に受診していただいている。就学後の児童に関しても、同様の聞き取りを行っている。担任教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどと情報を共有し、発達特性の有無が生活を困難にしている中心的な課題であるのかどうかということを確認した上で受診していただいている状況。受診が必要なお子さん、就学後の児童が長期間待たずに受診できるように努めていきたい。
2024年 9月定例会	保健福祉	議案外	添野	産後ケア事業の充実について (1) 利用状況 (2) 事業者、利用対象者からの要望、意見の把握 (3) 多胎児をかかえた親への支援 (4) 助産院、医療機関との連携、支援	(1) 令和5年度は、早期訪問型が268件、あんしん訪問型が309件、デイサービス型が390件、宿泊型が1,389件。直近の令和6年4月から7月までの利用状況は、早期訪問型が109件、あんしん訪問型が136件、デイサービス型が247件、宿泊型が862件。増加状況は、事業開始した令和2年度は、助産所が2か所、医療機関が9か所。令和6年7月時点においては、助産所が8か所、医療機関が21か所。増えている。要因はまず、医療機関等に積極的に事業についての賛同をいただくためのPR等を行っている。また、あわせて、今年度については、サービス提供事業者の充実をしたということもあるし、4月から利用者負担軽減のためのクーポンの利用の影響が大きいものと考えている。 (2) サービス事業提供者には毎年実施する事業者への契約意向確認に加えて、事業実施に係る施設整備面や運営体制、双子の受入れの可否など、また、安全対策など、産後ケア事業アンケートについて実施している。このアンケートでは、電気、水道等の光熱費の高騰、人員不足、委託料の値上げなど意見が寄せられている。 (3) 今年度から、同事業の委託料のうち宿泊型における多胎児加算の金額を増額して、安定的な施設運営を支援することなど、多胎児の受け入れる体制の充実を図っている。パパママ応援ギフト等給付金の活用なども案内している。他自治体の事例を参考にしながら、多胎児支援策についての拡充を検討していきたい。 (4) 令和6年4月に各区の方に設置した、こども家庭センターでは、単に母子保健と児童福祉を一体化するだけでなく、伴走型支援相談の観点から、利用しやすい施設の案内に加え、できるだけ希望に沿えるよう、妊娠中からプランを立てるなどの相談支援を行っている。空き状況について確認できるような体制については、サービスを提供する事業者側への負担になるということも今の状況だとちょっと考えられることもあるので、今現在においては、ちょっと難しい状況。引き続き、こども家庭センター等の機能なりを複合的に活用しながら、一層妊娠期から切れ目のない支援につながるよう、関係機関を含めた連携強化に取り組んでいきたい。

明日に向かっていきいきと

7. すべての市民の健康増進と福祉向上

(質問数25-40)

2023年 2月定例会	保健福祉	議案外	佐伯	身体障害者等の補装具について、電動車椅子について	<p>電動車椅子とか義眼とか、義歯とか眼鏡、装具、様々な補装具の支給事務を行っているが、初めに、医師の処方よりも多くの機能を希望する場合に支給ができないということについては、医師の処方、障害者本人の身体状況や生活環境、職業等の調査を障害者更生相談センターで十分に行った上で決定している。また、障害者総合支援法の中で、補装具は、医師等による専門的な知識に基づき、意見、または信頼に基づき使用されることが必要とされているものと定められている。よって、更生相談センターの医師以外の者の意見書によって、補装具の仕様が決められるという、本人の希望をのせて補装具を作成することはできない。更生相談センターの決定したものを、本市の場合は政令市なので、その結果を区役所に送り、障害者更生相談センターの医学的判定に基づき、区役所の支援課が支給決定を行っている。補装具の中には特例補装具というのがあり、障害の現状が補えない、生活環境にそぐわないとか、真にやむを得ない事情により支給しなければいけないという事も当然あり、その場合には特例補装具審査会というのがあり、内容によっては、そういう審査会にかけるといった場合もある。</p>
2023年 2月定例会	保健福祉	議案外	小川	<p>(1) 在宅医療提供体制の強化について (2) 精神科の在宅医療について (3) 産科で分娩を扱っている各区の医療施設について (4) 若年がん患者ターミナルケア在宅療養支援事業について</p>	<p>(1) 在宅医療提供体制の強化としては、平成28年度から市民であるとか医療従事者向けの研修会を実施するなどの普及啓発を行っている。医療・介護・福祉連携体制の強化としては、平成27年度から市内の4医師会と連携して、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいる。また、平成30年度に患者本人、御家族や医療・介護関係者の相談や調整を行う在宅医療連携拠点というものを市内の4つの各医師会に整備をして、コーディネーターによる支援を行っている。地域包括ケアの推進をしていきたい。地域において確実に医療にアプローチできるような体制をつくるというようなものが重要と考えている。</p> <p>(2) 訪問診療をしていただける医療機関は現状緑区と北区それぞれ1か所ずつのみとなっている。アウトリーチという形で各区に展開できるように順次拡大はしていきたい。</p> <p>(3) 産婦人科については、医師の少数区域というものは設置していない。さいたま市については、医師少数区域ではない状況。人口減の中なので、今後の産科の需要等も鑑みながら、必要な体制を整えられるように県と協力して取り組んでいきたい。</p> <p>(4) 本事業に関しては、その事業の評価を行う目的を持ち、医療機関にアンケートを実は取っていない。相談窓口で事業のさらなる周知をしてほしいというような意見が寄せられている。特に若年の末期患者の方、最期まで自分らしく安心して日常生活を、いわゆる自宅で送りたいというような選択をされた場合であれば、間違いなく市民に寄り添った形で、どのようなサポートができるのかということを常に模索していきたい。</p>
2023年 6月定例会	本会議	代表	高柳	<p>障害者福祉と介護保険のはざまにあって (1) 障害福祉サービスの「65歳問題」について</p>	<p>(1) 介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの支給を受けており、令和5年度から令和7年度の3年間に65歳となり、介護保険サービスへの移行が見込まれる障害者の方は225人になる。</p>

				(2) 介護保険サービスにおける利用者負担について	(2) 障害福祉サービスでは、利用者負担が生じない住民税非課税世帯等においても、介護保険サービスへの移行により、一定の利用者負担が生じていく。こうした方々に対し、新高額障害福祉サービス等給付費制度により、後日還付して負担の軽減を図っている。一律に介護保険サービスを優先させることはせず、本人からサービスの利用に関する意向等を丁寧に伺い、個別の状況に応じ障害福祉サービスを引き続き利用いただく。令和4年12月の障害者総合支援法改正に対する国の附帯決議を受けた本市の対応について、重度訪問介護も含め、一律に介護保険サービスを優先させるのではなく、障害のある方がそれぞれ必要とするサービスを御利用いただけるよう取り組んでいる。
2023年6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	HPVセルフチェック検査と男性HPVワクチン接種	HPVセルフチェック検査については、また精密検査以降のプロセスにつながるかなどについて研究が必要であり、現時点では推奨しないとされている。調布市などの複数の自治体においては、希望者に採取キットを送付し、無料で検査を実施する取組も行われている。子宮頸がんの95%以上は、HPVの持続的な感染が原因とされているので、本市としては、引き続き国の動向を注視していきたい。男性のHPVワクチン接種に対する本市独自の助成制度を設けることについて、どの程度女性の子宮頸がんを予防することができるのかといった観点から、その在り方に関して、専門家による意見交換が行われているところで、本市としては、引き続き国の議論、動向を注視していきたい。
2023年9月定例会	保健福祉	議案外	松本	特養・老健等での看取り対応について (1) 延命措置等を希望されない方の老健、特養等でのみとり対応について	(1) 当該施設のみとりに関する考え方や同意書の書式、また、その他みとり介護を受ける入所者に対して施設の職員が取るべき具体的な対応方法などが盛り込まれており、この指針に基づき終末期を迎えた入所者に対してケアを実施していると認識している。介護老人保健施設についても、入所者のターミナルケアに関わる計画の作成が求められており、計画どおりのターミナルケアが行われ、みとりの支援がなされているものと認識している。市としても特に県、国等で行われているみとりケアに関する研修を周知するなど、特養、老健などの介護施設のみとりケアの体制強化を支援していきたい。
2023年9月定例会	保健福祉	議案外	松本	保健センターの外国人対応について (1) 各区保健センターの対応状況について	(1) コミュニケーションが難しい方の保健センターでの対応ですが、本市の外国人人口の増加に比例して対応件数も増加傾向にあると考えている。できるだけ行政としても支援していくことが必要と考えている。実際の対応ですが、一般的な区役所全体の対応としては、観光国際課が所管する庁内文書翻訳及び通訳派遣業務等の活用。また、保健センターにおける対応としては、タブレットの翻訳アプリボイストラを全ての保健センターに配置。また、区によっては必要に応じてAI翻訳機でありますポケットク等を活用して窓口業務を行っている。また、相談内容が複雑となる出産や病気に関する相談や家庭訪問については、事前に予約が必要とはなるが、地域保健支援課が所管する保健福祉通訳ボランティアを介した丁寧な対応等を行っている。
2023年9月定例会	保健福祉	議案外	松本	高齢者の浴場利用事業について (1) 利用対象者について	(1) 利用対象者については、一般より支援の必要性が高いと思われる65歳以上の独り暮らしの方や高齢者のみの世帯としており、事業の財源としては、国や県からの補助金ではなく市の独自事業として実施している。

2023年 9月定例会	保健福祉	議案外	西山	トイレ表示について	大宮駅西口公衆トイレについて、駅の外れのほうにあり、その場所が非常に分かりにくいということから、現在、案内表示等の効果的な表示方法とか設置場所を関係各所と協議を行っている。その協議が整うまでの間、トイレ北側のフェンス面にピクトグラムを暫定的に掲示するなど、確実に誘導できるように適宜対応していきたい。
2023年 9月定例会	まちづくり	議案外	出雲	公園内に設置される建築物について (1) 休憩スペースやベンチ等の設置に関する基準や考え方	(1) 明確な設置基準を持ってはいない。地元の皆様のニーズを確認して設置している。あずまやのように雨をしのぐことができるしっかりした屋根がある場合、確かに日陰を確保しやすいところもあるが、どうしてもそこで寝泊まりしてしまう人がいるケースにもつながりやすいので、リスクも踏まえながら地元の方と導入を検討していく。公園内のベンチにおいては、シンプルに座るだけの状態のものが一番設置しやすい。肘かけなりあるいは寝そべらないような加工をするものを採用するようなケースもある。これについても地元の方と相談しながら設置の形状を考えている。
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	永井	(1) 障害者に対する生活支援の課題について (2) 障害者に対する郵送物等の配慮について (3) 障害者と家族の方の相談支援について	(1) セルフプランの課題としては、相談支援専門員が作成する場合に比べ、生活やサービスに関する客観的な視点での助言が得られないことや、サービス利用後の見直し、いわゆるモニタリングがないことから、適切なサービスか否かの確認が難しいことなどが挙げられる。そのため、区役所支援課では障害福祉サービス利用の相談を受けた際に、セルフプランのメリットとデメリットを説明し、必要に応じてプラン作成の助言を行うとともに、利用されている事業所と連携して支援を行っている。 (2) 受給者証の発送に当たっては、本人の状況に応じ、例えば封筒に点字を付したり、発送前に御本人や支援者に電話で内容をお伝えするなどの配慮を行っている。 (3) 障害のある方や御家族からの様々な相談に対応するため、全区域に障害者生活支援センターを設置している。障害者生活支援センターは、区役所や障害福祉サービス事業所、学校、医療機関等の関係機関と連携し、障害のある方や家族の悩み事、不安に思われていることなどを丁寧に伺いながら、福祉サービスの利用や不安の解消等に向けた支援を行っている。本市では相談支援体制の強化を図るため、障害者生活支援センターに機能を付加した基幹相談支援センターを整備し、地域の相談支援事業所に対し、相談支援に関する専門的な指導や助言を行うとともに、関係機関と連携を図ることにより切れ目のない支援を行えるよう努めている。基幹相談支援センターは現在6区に設置が完了しており、今後令和7年度までに10区全区域に設置する予定となっている。
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	永井	高齢者のニーズに合わせたヘルメット補助制度導入へ (1) 高齢者向け自転車教室の今後の展開について (2) ヘルメット補助制度は高齢福祉と連携して取り組むべきについて	(1) 各老人クラブ等へ参加を促していたが、コロナ禍をきっかけに申込数が減少し、現在のところ回復していない。そのような中、昨年度都市局と連携し、民間企業の協力による電動アシスト付自転車体験も含めた自転車教室を試験的に開催したところ、大変好評を得ることができた。 (2) 高齢者の自転車安全利用の取組としては、元警察官の交通安全指導員を会計年度任用職員として任用し、出張形式の交通安全教室を開催し、高齢者特有の判断能力の低下や運動機能の低下を認識していただき、それに応じた歩行や自転車の乗り方、自転車安全利用五則などを周知している。また、DVDを用いて視覚的にも理解しやすい講話を行っている。高齢者の自転車へ

					ルメットの着用の必要性周知を含めた交通安全対策につきましては、高齢福祉分野の関係部署と連携して取り組んでいきたい。
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	松本	障害者福祉について (1) 起立性調節障害について (2) 障害児・者への性的虐待・暴行について	(1) 起立性調節障害は、一般的に思春期に多く見られる自律神経の働きの不調のため、起立時に身体や脳への血流が低下する病気であると承知している。現状においては、身体障害者手帳あるいは療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれにも該当はしていない。こういったことから障害福祉サービスについても、この起立性調節障害の診断だけでは対象とならないのが現状。起立性調節障害は、ひきこもりや不登校あるいは精神疾患などを伴う場合があるので、区役所で相談を受ける際には、そういった状況を丁寧に聞き、適切な関係機関窓口を案内できるように努めていきたい。 (2) 性的暴行が起こる背景については、いろいろ事案ごとに異なる状況があるかと思うので、一律な分析は難しいものと考えている。各事業所への実態把握については、当該事案に伴う実態調査などは行ってはいないが、令和5年9月に市内の全ての事業所に対し、性的虐待防止を含む適切なサービス提供の徹底について注意喚起を行ったところ。あとは、今までも事業所に対する集団指導なども行ってきたところ。こども家庭庁の令和5年度補正予算において、性的被害防止対策のためのカメラ等の設置について、障害児の事業所も対象にした補助事業が示されたことを受け、現在、事業実施に向けた調整を行っている。
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	松本	薬物等の対策について	薬物乱用という中には、違法薬物を使っているとか、オーバードーズの部分も入ってくるが、国の統計というのが要因別に整理されているので、必ずしもオーバードーズが薬物乱用の中に入っているかということ、そういうわけでもなく、家庭環境とかそういった要因別に分類されている状況なので、大きくくりで言えば、薬物乱用の中に入っているというような形である。個別支援については、こころの健康センターで一義的には相談を受けている。その受けた内容によって、自助グループとか、あとは自立支援機関とか、あとは医療機関等につなぐことをやっている。
2023年 12月定例会	保健福祉	議案外	西山	性感染症について (1) 市の状況について (2) 性感染症の予防について	(1) 性感染症の中でも、梅毒及びエイズを含むH I V感染症は、感染症法の規定に基づき、医師が診断した全ての感染者について、保健所を通じて自治体の長に届け出られることになっている。全国の令和4年の感染症報告者数を見ると、梅毒は急増している。一方で、H I V感染症については、令和4年が884人で、近年、減少傾向が続いている。市内の医療機関からの届出に基づき分析した発生動向の情報を市ホームページに掲載し、感染の状況に応じて医療機関や市民に向けての注意喚起を図っている。これから妊娠の機会を迎える若い世代に対する性感染症の知識の啓発が大切な課題であると認識している。 (2) 性感染症の予防については、市のホームページへの掲載に加え、6月のH I V検査普及週間、12月の世界エイズデー、市内大学の学園祭の機会等を活用しながら、各区役所、図書館、市立高校、大学等において、ポスターの掲示や啓発品の配布をしているほか、Jリーグのサッカー試合会場において、大型映像装置を使用したH I Vの無料匿名検査の広報を行っている。そのほか、保健所が埼玉県助産師会さいたま市地区に委託し、市内の小中学校において実施する思春期保健教室においては、各学校の意向に応じて、性感染症やその予防策についての話題を盛り込むなど、分かりやすい形で児童生徒たちに知識を伝えている。思春期

					保健教室については、令和4年度には小学校、中学校で合わせて35校で実施している。また、加えて、若い世代ということについては、埼玉大学にRubbers（ラバーズ）という団体で、これはHIV感染予防を主にやるということで取組を進められていると聞いている。
2023年 12月定例会	保健福祉	議案外	西山	(1) AYA世代のがん対策について (2) 若年がん患者のターミナルケア在宅療養生活支 (3) 事業の利用状況について がん患者の支援について	(1) AYA世代の方々というのが15歳から30歳代という形になるので、生活の中心が学校から社会へ移行するとか、そういったライフステージの大きな転換期を迎えるというところで、個々の状態に応じた対応というものが求められていることが課題と捉えている。AYA支援チームについて、令和5年、今年8月に市立病院に設置している。チームの構成としては、産婦人科とか、血液内科、乳腺外科などの医師と、あと看護師、公認心理師、社会福祉士、臨床検査技師などがチームとして構成している。AYA世代がん患者と家族への支援ということで、その患者のニーズの把握とか、あとは患者説明用のパンフレットを作成とか、あとは連携病院に関する情報収集などで、あとは支援チームの中でニーズを情報共有した上で、患者、家族への支援を行っていく内容になっている。 (2) 若年がん患者のターミナルケア在宅療養生活支援事業の利用状況について、令和3年度から実施しているもので、新規の利用申請者数は令和3年度は6名、4年度は5名、5年度は、11月末現在で5名といった状況。がん教育の取組と、その拡大について、がん教育の出前講座というものを実施している。この出前講座をより活用していくために、各市立学校、教育委員会等に事業の内容の説明を行っている。あと養護教諭研修会において事業の説明を行い、事業の周知を図っている。 (3) 市立病院の例は、がんサロンを実施している。がん患者と家族の気持ちをサポートするために開設している。あとピアサポートの活用状況については、市立病院、県のがんのピアサポーター派遣事業を活用して、がんサロンにピアサポーターを派遣してもらっているという状況。再開したばかりなので、令和5年度中、本年度中には相談支援のほうを実施していく予定と聞いている。
2023年 12月定例会	まちづくり	議案外	出雲	だれもが住みよい福祉のまちづくりについて (1) だれが対象になっているのかについて (2) 車椅子、ツインバギー、シニアカー等の利用者の不便感の把握について (3) 当事者の不便感と当事者以外の不便感の解消について	(1) さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の目的は、高齢者、障害者をはじめ、全ての市民が人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、とあるので、全ての市民を対象としている。 (2) (3) まちづくり条例の整備基準マニュアルに基づき、公園の出入口の有効幅を90センチメートル以上確保し、車両が通れるように整備している。出入口においては、公園内で遊ぶ子供の飛び出しの抑制や自転車やバイクに乗ったままの侵入防止として、車止めの設置が必要となる。設置基準90センチメートル以上を確保しながら、千鳥の配置を取るなど工夫している。一方、築年数の古い公園の出入口においては、この基準を満たしていない箇所もあるので、幅を広げてほしいとの要望をいただくこともある。また、車椅子やバギーなどは種類も多く、大きめのサイズを利用の方々が利用いただく場面もあるので、この点はニーズに対応できるよう情報収集に努めていきたい。安全で快適な歩行空間の確保に向けて、自転車利用者のルール、マナーの向上に資する周知などに努めていきたい。

2024年 2月定例会	本会議	代表質問	阪本	受動喫煙防止を進めるための公共空間分煙化の充実について	<p>現在本市では、都市公園内における望まない受動喫煙を防止するため、令和5年4月1日から公園内の禁煙化を試行している。試行の内容としては、原則として4ヘクタール以上の面積の大きい公園は分煙、それ以外の面積の小さい公園は全面禁煙としている。令和5年11月に市在住の1,000名の方を対象にインターネット市民意識調査を実施、調査では、公園内での禁煙化についてどのように思うかとの質問に対し、「市内全ての公園内を全面禁煙したほうがよい」が約57%、「試行と同等もしくはそれ以上の分煙を望む」が約26%という結果となった。試行で分煙としている公園において、民間企業に協力いただきながら、パーティション型の喫煙エリアを試験的に導入し、その分煙効果に対する市民意見を伺うなどの取組を検討している。駅前における分煙の重要性は認識しており、地域の理解、設置に適したスペースの確保などの諸条件が整い、新規に設置できるめどが立った際や、また今後見込まれる更新の際には、民間企業の協力も仰ぎながら非喫煙者の方々の視点も引き続き考慮し、よりよい分煙環境の在り方を追求していきたい。</p>
2024年 2月定例会	市民生活	議案外	松本	<p>困難事案について (1) 障害福祉分野について</p>	<p>(1) 本人の障害の特性等から、入所をしていた施設での支援が受けられなかったような難しい困難事例の場合が、引き続き施設での生活が必要な方については、福祉事務所のケースワーカーや障害者生活支援センターの相談員などが、市内外の障害者支援施設等と入所の調整を行っている。精神疾患等により入院が必要な方については、保健所等の関係機関と連携して、入院の調整を行っている。困難事案の対応については、福祉事務所、各区の高齢介護課になるが、福祉事務所と地域包括支援センターが連携しながら、介護、福祉、医療等の専門の方で構成する地域支援個別会議等で支援方法を検討するなど、個別ケースごとに問題の解決に取り組んでいる。介護福祉分野については、受入施設等がなかなか見つからない場合においては、福祉事務所と地域包括支援センター、市内外の介護施設等を探している。認知症等により御本人が契約することができない場合等は、福祉事務所による措置として、特別養護老人ホーム等に入所してもらう。</p>
2024年 2月定例会	まちづくり	議案外	出雲	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律改正に向けて (1) 屋外広告物デジタルサイネージの商業地形エリアの視覚障害者用音声誘導設備への妨げについて (2) バリアフリー整備ガイドラインの対応について</p>	<p>(1) 令和2年2月にさいたま市デジタルサイネージガイドラインを定め、デジタルサイネージは原則音を出さないこととしており、特に交差点付近の設置に当たっては、視覚障害者用信号機の音を阻害しないように努めることとしている。商業地形エリアにおける基準については、まちなぎわい創出のために65デシベル以下、かつ10時から18時までという時間帯であれば音を出すことを許容している。このため、視覚障害者用信号機の音と複数のデジタルサイネージの音が重なってしまう状況が発生する。視覚障害者の方の安全な通行を確保するためにも、ガイドラインの音の部分についての見直しに着手していきたいと考えている。</p> <p>(2) 路線バスの車椅子使用者の利用について、国のバリアフリー整備ガイドラインにおいて、車両構造に関する整備基準とともに、スロープ板を使用した車椅子使用者の乗降支援や車椅子の固定方法などが示されている。次に、路線バスの2人乗りベビーカーの利用については、国が取りまとめた、乗合バスにおける2人乗りベビーカーの利用について、車内で折り畳まずに使用できるよう取り扱うことが基本とされている。市内のバス事業者は、これらガイドライン等に基づき、運用方法を定め、各社ホームページで周知しており、2人乗りベビーカーの利用についても対応していることを確認している。市の対応としては、市内バス事業者に対し、これらガイドライン等を遵守することに加え、車椅子やベビーカー使用者の利用への丁寧な対応を</p>

					<p>求めるとともに、事業者へ改善を働きかけている。本市で運行するコミュニティバスについても、路線バスと同様に、各事業者の定めた運用方法で対応を行っており、市の対応も同様に対応している。次に、乗合タクシーの対応について、車椅子やベビーカー使用者の利用に対応した車両への改造費用が高額となることから、車椅子やベビーカーを折り畳まずに乗車することができない場合は、乗車可能な別車両を手配して運行することを条件に、関東運輸局よりバリアフリー基準の適用除外の認定を受けて運行をしている。市としてベビーカー使用者への配慮に関する意識啓発は必要であると捉えているので、バス事業者が単独で行っている乗車マナー向上の取組などに合わせ、ベビーカー使用に関する制度のチラシを配布するなど、周知啓発についてバス事業者や関係部署と連携して検討していきたい。</p>
2024年6月定例会	本会議	一般質問	堤	<p>障害福祉サービスについて (1) 障害福祉サービスにおける家事援助、身体介護について</p>	<p>(1) 利用者本人が家事を行う際には、障害の状況によっては身体的な介助が必要な場合もあることから、今後も国の動向を注視するとともに、他市の状況を参考にしながら、適切なサービスの提供に努めていきたい。また、ヘルパーを派遣してくれる事業者が見つからない場合については、各区役所支援課や各区障害者生活支援センターが連携しながら事業所を探しているが、引き続き適切に支援をしていく。</p>
2024年6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	<p>障害者の交通権の保障に向けて (1) JR障害者スイカの周知と拡大について</p>	<p>(1) 障害者ICカードに関する周知の拡大については、鉄道事業者にはしっかり伝えていきたい。市としても、鉄道事業者と連携して周知を図っていきたい。障害者単独での利用については、交通基本法の中でうたわれている障害者の円滑な移動の促進施策に合致することから、JRをはじめとする鉄道各社に対ししっかりと要望していきたい。</p>
2024年6月定例会	保健福祉	議案外	添野	<p>聴覚障害者のコミュニケーション支援について (1) 手話通訳者、要約筆記者の派遣の現状について (2) 要約筆記者の派遣での課題について</p>	<p>(1) 聴覚障害のある方の円滑なコミュニケーションを保障し、社会参加を促進するために、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業と養成講習会を実施している。手話通訳者養成講習会の受講者数は、令和3年度が251人、令和4年度が289人、令和5年度が329人。要約筆記者養成講習会の受講者数は、令和3年度が7人、令和4年度が16人、令和5年度が17人。令和6年4月1日現在における手話通訳者及び要約筆記者の登録者数は、手話通訳者が51人、要約筆記者が31人。手話通訳者及び要約筆記者を増やすための取組としては、毎年、養成講習会を実施している。各区支援課の窓口や市内の公共施設での募集案内の配架、市報やホームページへの掲載のほか、SNSの活用、さらに市内の大学へ募集案内を行うなど、より多くの方に参加できるよう周知を図っている。</p> <p>(2) パソコン要約筆記者の派遣は、パソコン入力をした内容をスクリーンに映し出す方法による大人数を対象とした派遣のみとなっている。少人数を対象としたパソコン要約筆記者の派遣については、派遣事業の受託者であるさいたま市社会福祉協議会、それから当事者団体であるさいたま市聴覚障害者協会とともに、実施に向けた協議を始めている。</p>
2024年6月定例会	保健福祉	議案外	佐々木	<p>生活困窮者自立支援事業として (1) 福祉まるごと相談窓口における多様な専門家との連携について</p>	<p>(1) 本事業については、委託により実施していて、家計診断、家計プランの作成、家計再建のための計画の策定など、ファイナンシャルプランナー及び社会福祉等の専門的な知識、技能を有する者を配置している。</p>

				(2) 福祉まるごと相談窓口における部門横断的な連携について	(2) 相談者の状況に応じて、就労支援とか家計改善支援を行っているが、部門横断的な連携は必要不可欠であると認識している。現状の連携体制としては、相談者の相談内容に応じて、庁内関係課、窓口自体が区にあるので区の関係課になるが、相談窓口につなぐだけでなく、関係課等を交えた検討会議を開催する仕組みを整備している。
2024年 9月定例会	本会議	代表質問	高柳	福祉施策と自立に向けた取り組みについて (1) 介護保険と障害者福祉について (2) 生活困窮者自立支援と年金について ① 福祉まるごと相談窓口の近年の相談件数の推移と主な相談内容について ② 家計改善支援では、ファイナンシャルプランナーの専門的知見も活用し「家計再生プラン」を策定されているが、そこで支出抑制の指導とともに資力発生・増加の可能性調査はどんな形でどこまでなされているのか (3) 桶川市では、生活保護受給者及び生活困窮者を対象として、社会保険労務士に業務委託契約で事業を実施し効果を上げている。本市での同様な取り組み実施に向けた見解を	(1) 介護保険の第2号被保険者のうち、介護保険を利用している方の人数、令和6年7月末現在1,493人。第2号被保険者の障害福祉サービスの利用について、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合については、原則として、介護保険サービスを優先して利用いただくことになる。しかし、脳梗塞等で障害を負われた40代、50代の若い方などは、障害福祉サービスの利用が適している場合もあるので、こうした方への障害福祉サービスの利用案内が課題であると認識をしている。障害のある方が必要とするサービスを利用いただけるよう、関係機関に対して、更なる周知を行っていく。機能訓練の事業所の不足について、利用者が増加傾向にあることから、利用の実態の把握に引き続き努めていきたい。次に次期障害者総合支援計画等については、介護保険や障害福祉の様々な関係機関が連携する体制の整備、医療機関との連携も大変重要なことと認識していることから、次期障害者総合支援計画への記載を検討していく。高次脳機能障害支援体制加算を受けるための養成研修については、必要な事業所が当該加算を受けられるよう、研修の実施に向けて引き続き埼玉県に働きかけていきたい。 (2) ①生活困窮をはじめとした福祉の様々な課題を抱えた方等の相談を受け止め、関係機関と連携した包括的な相談支援を行っている。令和4年度が4,295件、令和5年度が3,683件。相談内容については、収入の減少や生活費の工面、家賃やローンの支払い、就労に関する相談が多くなっている。 ②ファイナンシャルプランナー及び社会福祉士等の専門的な知識・技能を有する者を配置し、家計の収支の見直しや債務の滞納整理に係る助言のほか、各種減免制度の利用についての支援を実施している。資力発生や増加の可能性の調査については、家計改善支援員が就労歴や生活歴等を聞き、利用可能な制度や公的給付等の適切な支援方法を検討している。相談支援等を行う中で年金受給の可能性が考えられる場合には、社会保険労務士の無料相談等を案内し、必要に応じて同行支援を実施している。 (3) 桶川市では、生活保護受給者と生活困窮者の区別なく、社会保険労務士に委託し、年金調査業務等を行っている。生活困窮者に寄り添ったより効果的な事業を展開できるよう調査研究していく。
2024年 9月定例会	本会議	一般質問	出雲	重度障害者の地域生活を支えるために (1) グループホーム入居者が自立して生活するために	(1) 現在7区に設置をしている障害者支援地域協議会を、来年度末までに全区に設置する予定。こうした場を活用しながら、利用者や事業所からの意見を伺うとともに、事業者間の意見交換ができる機会を拡大していきたい。

明日に向かっていきいきと

8. 持続可能な働き方と経済成長の実現

(質問数18-32)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	(1) 物価高騰への対応について	(1) 令和5年度においても、学校や保育園等に対する、給食用食材の物価高騰分の公費負担や、物価高騰の影響を受けている高齢者施設や障害者施設、保育所・幼稚園等に対する、事業継続に向けた支援金給付のほか、住民税非課税世帯や18歳以下の子育て世帯への給付金などを継続実施していくこととしている。また、引き続き、厳しい状況下でも前向きな投資をする事業者の生産性向上を支援していく。あわせて、さいたま商工会議所との連携のもと、市内大企業等に対して、国において推進する「パートナーシップ構築宣言」への参加を呼び掛けることで、円滑な価格転嫁をはじめとする企業間の適正な取引等を促進し、市内企業の経営体質の強化も図っていききたい。
2023年 2月定例会	保健福祉	議案外	佐伯	障害者の超短時間雇用の進捗について (1) 昨年的一般質問をうけてその後の検討の進捗と来年度の計画について	(1) 今年度から埼玉県においては、週20時間未満から働き始め、現行制度の週20時間以上働けるように支援を行う企業伴走型パッケージ雇用支援業務という独自の取組が実施されている。来年度、本市における取組ですが、超短時間雇用モデルに関する検討を進めるに当たって、関係機関の理解や協力が必要であることから、まずは市内の就労移行支援事業所向けの講座を開催し、当該事業所に超短時間雇用モデルについての意見を聞く機会を設けたいと考えている。超短時間は特に、障害者雇用の場合には、マッチングが非常に大切になって、それがその後の雇用を長く続けるということが重要なので、これまで障害者総合支援センターが積み重ねてきたスキルと、超短時間のところを講師の方を招いてアドバイスしていただき、よりよいさいたま市に合った短時間モデルを築いていけたらと考えている。
2023年 9月定例会	本会議	一般質問	佐々木	大人が自分の強みや専門性を発揮し、活躍するまちづくり～ 学校図書館司書の役割について～ (1) 研修や職員会議への参加について (2) 働く意欲につながる勤務のあり方	(1) 学校規模に関わらず、全ての市立学校に学校図書館司書を配置している。学校図書館の活用が始まる年度当初の平日午前中に1回、教育委員会が主催する研修会を開催している。本研修会において、中学校区を基本としたネットワークを構築することで、情報交換を通じて専門性を高め、さらに新任の学校図書館司書に対しては、図書館の運営に活用するコンピュータ操作の説明を実施し、スキルアップを図っている。今後、学校図書館司書が一層活躍できるよう、オンデマンドなどICTを効果的に活用し、自分のペースに合わせて研修ができる環境や、校内で連携する体制の好事例等の共有に努めていく。 (2) 現状は週4日、1日6時間勤務。各学校からの要望を把握するため、勤務時間数等見込み調査を行い、本人の意向を踏まえながら対応している。学校図書館司書の継続勤務については、会計年度任用職員の規定により、再度の任用を連続4回までできるものとしているので、これまでの実績を重視した任用が最大5年間まで可能となっている。また、それ以降についても、公募による採用を経た場合は、継続して勤務することも可能である。学校図書館司書が自分の強みや専門性を発揮し、一層活躍できるよう支援していく。
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	松本	(1) 歴史資源の積極的な活用について	(1) 今後も、岩槻区や教育委員会などと連携し、太田資正を含め、本市にゆかりのある方々について、案内板の設置をはじめ、観光資源としての活用を研究する。

				<p>(2) 観光地化に向けたきめ細かい配慮について</p> <p>(3) 静脈産業の集積拠点の整備について</p> <p>(4) 熱源としてのデータセンター誘致について</p>	<p>(2) 岩槻を訪れる方に細やかなおもてなしができるように、関係所管と連携しながら岩槻の魅力向上、それからPRの充実等に努めていきたい。</p> <p>(3) (4) 物流施設の誘致に当たっては、交通渋滞の発生を抑制するためにインフラを整えるなどの対策を講じて、集積拠点の整備は現在行っている。データセンターについては、データの安全な管理の必要性などから、世界的にニーズが増加傾向にある。そうした中、海外では、データセンターの排熱を利用した屋内プールの運営などが行われるという事例も出てきている。</p>
2023年 12月定例会	文教	議案外	佐々木	<p>(1) 新任教育のメンタルケアについて</p> <p>(2) 子育て中の教員の時短勤務時間について</p>	<p>(1) 採用から5年以内にこのように退職となる教員がいることについては、看過できない状況であり、特に採用1年以内の退職者が増加傾向にもあるということについては、危機感として受け止めている。令和6年度、まずは新採用教員の育成ということで、経験豊かな初任者指導教員の確保に努めていきたい。また、管理職を対象としたメンタルヘルス研修を一層充実させながら、相談対応することや職場環境の改善に取り組んでいきたい。</p> <p>(2) 小学校3年生までの時短制度の創設については、現行制度の活用状況を見極めながら他の自治体の事例、また民間企業との均衡を踏まえて研究していきたい。</p>
2023年 12月定例会	市民生活	議案外	堤	<p>清掃業務の職員の配置について</p> <p>(1) 職員配置の基本的な考え方について</p> <p>(2) 同じ職員が同じ場所に長くいることはあるか</p> <p>(3) 職員の業務内容について</p>	<p>(1) 職員の移動、配置については他局の所管となるが、環境局では収集車や清掃工場の運転作業など技能職員が行う業務の特殊性があるため、職員の健康状態も配慮しながら安定的に業務を継続していくため、毎年局内の技能職員を対象に異動希望の有無を含めたアンケートを実施している。</p> <p>(2) 職員を同じ場所に長く配置するという方針そのものはない。</p> <p>(3) 現在の東部清掃事務所は令和4年2月に旧東清掃事務所と旧大崎清掃事務所を統合した。担当間で異なる業務のやり方などをすり合わせていくために、統合をきっかけに関係各所の職員、担当職員が構成員となる検討部会を立ち上げ、詳細な検討を進めている。時間をかけながら仕事の公平な業務分担といったものに努め、これからも引き続き風通しのよい職場づくりに努めていきたい。また職員が気軽に上司に、所長に相談できるような体制などをつくっていきたい。</p>
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	阪本	<p>(1) 若者の創業支援について</p> <p>(2) デジタル地域通貨について</p> <p>(3) オーガニックビレッジ宣言について</p>	<p>(1) 若者をはじめとした創業希望者の支援を実施することで、社会課題の解決やイノベーションの創出、ひいては若い世代の地域への定住・定着につなげ、地域経済の担い手としていくことが大変重要であると認識している。若者が創業しやすい環境づくりに取り組んでいる。また、岩槻におけるリノベーションまちづくり推進事業において、遊休不動産を活用することで、まちのにぎわい創出や事業化につながった事例もあることから、若者の創業支援においても大変参考になる取組であると認識している。先行事例も参考にしながら、産業創造財団や各支援機関と連携し、若者も含めた創業に対して、効果的な支援を引き続き推進していきたい。</p>

				<p>(2) 令和6年度当初予算案に計上している約11億4,800万円については、市民アプリ導入初期費用や分野別アプリとの連携、利用開始時のキャンペーン費用といったイニシャルコスト約9億4,200万円のほか、期間限定のポイント還元費用などのランニングコスト約2億600万円も含めた総額となっている。市民に対しては、チャージ額の3%分のポイント還元、ボランティア活動や健康促進活動へのポイント付与、市民アプリにより、民間を含む既存アプリの統合や行政サービスのデジタル化による市民生活の質の向上などのメリットがあると考えている。事業者に対しては、デジタル地域通貨の利用者が市内の加盟店を優先的に利用することにより、店舗の売り上げが増えること、他のキャッシュレス決済よりも低い決済手数料率を設定することによる店舗の負担軽減、さらに、店舗独自の広告掲載やクーポン配布などの機能を市民アプリに搭載することで、各店舗への誘客を安価に実施することが可能になると考えている。経済的な効果については、デジタル地域通貨の導入及びポイント還元の実施による経済波及効果として、10年間の累計で約125億円と試算している。ポイント還元による市内消費の喚起のほか、運営主体となる地域商社が地域のお金を地域で回す仕組みを構築することで、市内経済が活性化していくことを期待している。</p> <p>(3) 農業分野でも有機農業を含めた環境に配慮した農業の取組を進め、二酸化炭素排出量の削減を行っていくことは非常に重要。さらに、有機農業の推進に向けては、消費者の意向把握を目的としたインターネット市民意識調査の実施や先行してオーガニックビレッジ宣言を行った自治体に職員を派遣し、メリットや実施にあたっての課題等のヒアリングを行ってきた。これらを踏まえて、今後については農業者、消費者、販売・流通関連の事業者などで構成する検討会を設置し、様々な立場からの意見をいただきながら、オーガニックビレッジ宣言の実現に向けて検討を進めていく。</p>
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	西山	<p>(1) 人事制度について</p> <p>(1) 市における統一的な取扱いを確保するため、任用の手続等に係る事務マニュアルを電子データで閲覧できる状態とし、全庁に周知している。また、会計年度任用の職を新たに設置しようとする場合には、所管課と人事担当課が協議を行い、設置の適否を判断する等適正性の確保を図っている。職員の定年引上げについて、定年の段階的な引上げ期間において、2年に1度は定年退職者が発生しないことになるが、質の高い行政サービスの維持のためには、一定の新規採用を継続する必要がある。現行の計画においても、定年引上げの影響を見込んだ上で、概ね各年で同規模の職員採用を継続することとしている。今後、役職定年となる職員が配置される職場に対しても、所属長や他の職員との関係構築に当たっての留意点などを周知することを予定している。キャリア意向アンケート実施で、心身の状況や介護等の事情がある職員が希望した場合に、降任することを認める希望降任制度や、育児、介護等を理由にやむを得ず退職した職員を、再び採用するキャリア・リターン制度等の導入を求める回答が多くあったので、これらの制度の導入に向けて検討を進めていく。女性管理職の登用率の向上のためには、管理職の前段階である監督職への積極的な登用が重要と考えており、引き続き、係長級昇任試験の受験率向上等の取組に努めていく。</p>

2024年 2月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>障害者雇用について</p> <p>(1) 難病を持つ方の雇用について</p> <p>(2) 障害者の在宅就労について</p>	<p>(1) 令和5年度に人事課が把握している難病者の障害手帳が交付されていると申告があった職員数は8名。採用前に意向調査面談において、このような申告があった場合には、合理的配慮として、勤務場所が業務内容の配慮を実施している。障害者雇用の配置されていないところの局については全部で現在6局ある。</p> <p>(2) 在宅就労については、業務の切り分けとか、勤務の時間をはじめとした勤務形態などの点の課題等もあることから、今現在在宅就労だけを認めるということは考えていない。</p>
2024年 2月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>本市の雇用対策について</p> <p>(1) 埼玉労働局と雇用対策協定のその後の効果・検証について</p> <p>(2) 外国人雇用対策について</p>	<p>(1) 市内企業における人手不足等の課題解決に向けて、埼玉労働局と連携を一層強化するというを目的として雇用対策協定を締結し、毎年度事業計画を定め、各種取組を実施している。令和5年度に本市と埼玉労働局が連携をした主な取組として、本市就労支援施設ワークステーションさいたまにおいて、求職者向けセミナー、キャリアコンサルティング、就職相談とか、また紹介等、ワンストップ就労支援を実施している。また、子育て世帯向けの就労支援として、託児付き就労支援セミナーの開催、福祉局所管だが、生活困窮者支援として、ジョブスポットを市内全区に設置をしている。マッチング支援として、若年者等を対象とした面接会や、慢性的な人手不足に悩む看護、介護、保育分野の面接会を開催したところ。令和4年度の実績は、総合振興計画の目標であるワークステーションさいたま運営事業等に係る就職者数は、目標値282人に対し実績は369人、また、同施設における国の職業相談、紹介による就職件数は、目標値540件に対して実績は542件となっている。次に、雇用対策協定の締結後の効果については、協定に基づき事業計画を策定し、市と埼玉労働局がそれぞれ実施する取組や実績等を共有することで役割分担が明確になっていること、また協議がよりしやすい関係につながるという、様々な面で有効な機能をしていると考えている。検証については、本市と埼玉労働局が共同で設置する埼玉市雇用対策協定運営協議会において、実施方法や実績などを共有することで、成果や課題などを把握し、翌年度以降の事業に生かしている。</p> <p>(2) 外国人の就労支援の取組については、埼玉労働局と雇用対策協定に基づき、事業者向けの外国人留学生雇用セミナーと、外国人留学生向けの企業説明会を後援という形で連携している。また、外国人労働者向けに、多言語で相談できる窓口を市ホームページに掲載するとともに、埼玉県や関係機関などが実施をするセミナー等の周知協力を行っている。そのほか外国人求職者や外国人の採用を検討している企業等から個別の御相談をいただく場合は、市内のハローワークの外国人雇用サービスコーナーや留学生コーナー、グローバル人材育成センター埼玉のサポート事業、埼玉県産業振興公社の外国人人材活用相談など案内することで、求職者、企業双方への支援を行っている。</p>
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	相川	<p>相談者の声から市政提言していくことについて</p> <p>(2) 相談員の処遇について</p>	<p>(2) 女性相談支援員の役割を拡大するとともに、適切は処遇について、関係所管と協議し働き続けられる環境の整備に努めていきたい。</p>

2024年 6月定例会	本会議	一般質問	相川	<p>本市職員の働き方改革が市民の福祉向上につながることに ついて</p> <p>(1) 区役所、市役所のフリーアドレスの導入について (2) 局横断交流について (3) 異動内示時期の配慮について</p>	<p>(1) 昨年10月に本庁舎5階の一角で、固定席を廃止したグループアドレスの導入を含めた実証実験を行った。職員アンケートでは、グループアドレスの運用によりペーパーレスの意識づけが強化された、また物理的な隔たりが解消されたことで職員のコミュニケーションの活性化が図れたといった効果が見られた。一方で新たな什器導入は財政的な課題があること、またさらなるデジタル環境が必要なこと、業務内容に合わせたレイアウトの検討が必要なことなど、課題が明確になった。導入の可能性などを検討していきたい。</p> <p>(2) 組織横断的な取組の実施に当たっては、各職場の負担等も考慮しながら、実施方法等を引き続き検討していきたい。</p> <p>(3) 人事異動については、年度末まで調整を続け、埼玉県と時期を合わせて公表している。各学校では年度が替わった4月、または5月になるが、先生方に手紙を渡したり、メッセージ動画を作成したり、児童生徒がそれぞれの思いを伝える場として離任式等を開催している。教職員人事異動の目的である学校教育の一層の推進に資するということを主軸としつつ、その公表時期等について研究をしている。</p>
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	堤	<p>さいたま市の人事について</p> <p>(1) さいたま市の就職氷河期採用について (2) 社会人経験者採用の受入れ及び定着支援について (3) 女性の管理職を増やす取組について</p>	<p>(1) 就職氷河期世代であることの強みを生かし、本市の発展に貢献することができる高い意欲と能力を有する者を採用するため、令和2年度から対象者を就職氷河期世代に限定した採用試験を実施し、令和5年度までの4年間で25人を採用してきた。今後の採用については、有為な人材を確実に採用していくという視点に立ち、就職氷河期世代が受験可能な他の試験区分との関係整理を含めて検討していきたい。</p> <p>(2) 社会人経験者については、民間企業等で培った知識や経験を生かして即戦力として期待できる一方で、多くは行政の仕事に不慣れという側面もあることから、採用後の職場定着に向けた支援体制の整備が重要であると認識している。</p> <p>(3) 教職員を除く女性管理職登用率の目標を令和8年4月1日までに27%とすることにしていく。目標達成のためには、管理職の前段階である課長補佐級、係長級の監督職に女性職員を積極的に登用する必要があると認識している。具体的な取組としては、研修等による女性職員のキャリアデザインの意識の醸成、育児休業復職支援研修の実施、将来の女性リーダーの養成を目的とした外部研修機関への派遣等を行っている。あわせて、育児休業等によるキャリアロスを軽減するため、女性職員が管理監督職となるまでに多様な職務経験をえられるよう、適切な人事ローテーションを実施するとともに、子育て中の職員が休暇の取得計画や配慮事項等を所属内で相談、共有するためのツールである子育ておもいやりレポートを活用するなど、仕事と育児の両立支援の取組を進めている。</p>
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	<p>女性が働きやすいまちに</p> <p>(1) 非正規公務員 から正規公務員へ、社会人経験者枠の拡大のうち、総務局所管部分について</p>	<p>(1) 職員の採用については、毎年度、採用計画を策定する中で、行政事務や土木職、保育職といった職種ごとに必要な人数、職員の年齢構成などを考慮して、試験区分ごとに採用予定人数を決定している。社会人経験者採用は、近年人材の流動化が進み、人材獲得競争が激しくなる中で、より重要度が増しているものと認識している。こうした社会情勢の変化も踏まえて、社会人経験者の募集人数枠の拡大については、全体の職員採用人数の枠の中で、その都</p>

					度検討していく。職員採用試験の周知について、市報やXを活用した周知のほか、受験資格などを記載した受験案内を作成し、ホームページへ掲載するとともに、区役所、支所、市民の窓口、また図書館や公民館など、市内公共施設等で配布し、幅広く試験の周知に努めている。今年度、社会人経験者職員採用試験の受験資格を緩和したように、試験を見直した際には、ホームページへの掲載や受験案内の表紙にトピックスとして変更点を記載するなど、分かりやすい周知に努めている。会計年度任用職員の周知について、一人でも多くの方に受験していただく方策の一つと考えるが、一方で採用試験を多くの方に平等に案内していくという観点も踏まえる必要がある。
2024年 6月定例会	総合政策	議案外	堤	女性管理職について (1) 女性管理職の職種について	(1) 職種ごとの女性管理職の割合については、一般事務職では14.2%、医療職では79.2%、保育士ではほとんどが保育園長職となるが、100%。一般事務職の状況は、採用者に占める女性職員の割合が高まる一方、退職者に占める女性職員の割合は仕事と育児の両立支援措置の拡充等により、減少ないし横ばいの状況で推移している。
2024年 9月定例会	本会議	代表質問	高柳	ジェンダー平等と人権擁護の取組について (1) 男女共同参画の推進に向けてについて	(1) 埼玉大学とのさらなる連携・協力を図り、女性リーダーの育成も視野に、男女共同参画推進センターの一層の機能強化に取り組んでいく。キャリア・リターン制度については、現在、対象者の要件を「育児または介護によるやむを得ない事情により退職」、「本市職員として5年以上勤務」、「採用日時点で、本市を退職後、免許資格職は7年以内、それ以外の職は5年以内」とし、募集職種については、行政事務、土木職、建築職、保育士、保健師などを予定している。令和7年4月採用に向けて準備を進めている。
2024年 9月定例会	総合政策	議案外	佐伯	職員採用について (1) 中途採用について	(1) 新卒採用と中途採用の採用状況については、試験区分が大学卒業程度の行政事務Aを新卒採用、社会人経験者の行政事務を中途採用としている。令和5年度の採用試験による採用者数と割合は、こちら人数とパーセンテージで申し上げるが、新卒採用が111人で約96%、中途採用が5人で約4%となっている。中途採用の採用者数に関わる今後の方向性について、近年人材の流動化が進み、人事獲得競争が激しくなる中で、社会人経験のある方を対象とする採用はより重要度が増している。社会人経験者の行政事務の試験区分については、受験資格の要件を見直すとともに、採用予定者数を令和5年度の5人から今年度は13人に拡大した。申込者数が437人、倍率にして約33.6倍。今後について、全体の職員採用人数の中で職種ごとに必要な人数、職員の年齢構成などを考慮し、社会人経験者の募集人数をその都度検討していく。
2024年 9月定例会	保健福祉	議案外	佐々木	障害者の就労支援について (1) 長短時間勤務の推進におけるコーディネーターの重要性について	(1) 超短時間勤務の実現に向けては、障害者総合支援センターが中心となり、事業所、相談に見えている障害者の方々の橋渡しを行っている。現在、積極的に取り組んでいる。まず本人と丁寧に面談を行い、その前に、センターに登録していただいた上で御相談に順次あずかっていき、本人と丁寧に面接を行った上で、その後、必要に応じて作業体験を実施することにより、本人の適性を見極めた上で、企業とのマッチングを行っているという状況。

明日に向かっていきいきと

9. 『人生100年時代』の学びとコミュニティの充実

(質問数5-10)

2023年 9月定例会	本会議	代表質問	添野	学びを大事にするさいたま市へ (1) デュケイン大学との連携の推進について	(1) 今後は、今年度実施した高校生の派遣事業を、継続的に実施するとともに、デュケイン大学との連携をより深めていけるよう、この事業の成果と課題を踏まえながら、生徒による交流プログラムにとどまらず、社会人の学びなおしのためのプログラムや、あるいはオンラインを活用した職員の交流など、関係性の拡充につながる、様々な可能性について検討していきたい。
2023年 12月定例会	文教	議案外	佐々木	(1) 社会教育主事の役割について (2) 市民大学講座の企画について	(1) 社会教育主事の具体的な活動状況は、令和3年3月に公民館ビジョンを策定したが、その策定に際して社会教育主事部会といったものを発足させ、素案の作成、市民との対話集会に参加するなど中心的な役割を果たしている。現在平時の役割になるが、日常的に主催講座の企画運営といったものを行っている。また、その見識を生かして講座づくりのサポートも行っている。社会教育主事部会になるが、そちらのネットワークを活用して、公民館ビジョンの具現化に向けた活動目標の推進、あるいは先般生涯学習フェスティバルというものを開催した。 (2) さいたま市の魅力を発信するという意味での様々な講座を開催していて、人材育成の観点からもボランティアの養成講座といったものを計画している。市民大学とは少し離れるが、平時の公民館の講座の中で、防災に関するサークルを立ち上げるような形の講座、あるいは外国語の話せる日本人のボランティアの養成といったものも講座の中で作り上げているので、市民大学に限らず公民館全体の中でそういった地域課題に解決するような講座に取り組んでいる。
2024年 2月定例会	文教	議案外	佐々木	公民館運営審議会について (1) 障害者の生涯学習を推進する公民館事業の在り方について	(1) 令和3年度の答申、障害者の生涯学習を推進する公民館事業の在り方については、まずこの答申を受け、令和4年度の公民館事業では障害者が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯学習の推進について、公民館事業の基本方針に反映をさせていて、年間、70から90前後の事業を実施している。新たな取組になるが、答申を受けた年度の翌年度令和4年度に計画していた障害者に関する事業を一覧にまとめ、市民へ提供を行っている。令和5年度については、この講座情報をホームページにまとめ、ホームページへつながる2次元コードを掲載した名刺サイズのカードを作成し、公民館や図書館、セカンドライフ支援センター等で配布している。2点目の令和5年度の答申、デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた公民館事業の在り方については、10月の答申ということで、まだ間もない状況になるので、本格的については来年度以降になると思うが、現在、コロナ禍で実施体制が整ってきた講座のインターネット配信など、デジタル技術を駆使した事業を進めている。障害や病気、仕事や子育て等、様々な理由で講座に参加したくても参加できない方に対して、参加しやすく学びやすい環境づくりに取り組んでいる。また、デジタルデバイス対策の充実、もう一つのデジタルを活用した講座の企画については、公民館の職員がデジタル機器の扱いとか、魅力的な配信講座の作成などにまだ不慣れな点があるので、次年度以降、職員研修を実施して、職員のデジタル能力向上を図って、デジタルを活用した講座の企画などが求められている。デジタルデバイス対策については、高齢者などの世代や地域によって情報格差が生じることの

					ないように、スマートフォンやパソコン教室などの実施により、デジタルデバイド解消のための学習機会の提供に次年度以降、積極的に取り組んでいきたい。新しい諮問については、令和3年3月、公民館ビジョンを策定しているので、公民館はどのような取組をしているか、このビジョンに対する評価というものを諮問という形ではないが、評価をしていくという形で審議会の委員にはお願いしている。
2024年 2月定例会	総合政 策	議案外	相川	公共施設予約について (1) 事前来館手続 が必要となる運用を再開することについて (2) 行かない、書かない公共施設窓口について	(1) (2) デジタル改革推進部としては関与していない。デジタル改革推進部としては、令和7年度に、市の申請の全てをデジタル化したいといった計画に基づいて、公共施設予約についても、利用登録については、もしかすると各所管との協議の上で、例えばシステムの改修などお金のかからない形でできるのではないかについては、今後も積極的に摸索していきたい。
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	社会教育がまちを変える (1) 公民館の意義と役割について (2) 人材確保、資源の活用、事業資金確保について (3) 運営モデル館導入について (4) オープン委員会での事例から～若者の声をカタチに～ (5) 社会教育士資格の取得と活用の拡大	(1) 社会教育の核となる公民館が果たす役割の一つに地域課題の解決があり、さいたま市公民館ビジョンの中で、人づくり、つながりづくりとともに地域住民が地域課題の解決を主体的に関わり、誰もが安心して暮らせる地域づくりを実現するという公民館の役割について示している。 (2) 人材と予算等の確保は喫緊の課題である。令和6年4月1日時点の人員配置において再任用職員が不在の地区館は24館となっている。職員配置をサポートするため、経験を有する事務補助の会計年度任用職員の配置に加え、拠点公民館から職員の派遣などにより円滑な公民館運営に努めている。社会教育主事の確保については、毎年予算を確保し養成に努めてきた。その結果、公民館全体の有資格者は、平成26年度の22名から、本年度は40名と段階的に配置を拡充してきた。公民館が保有する資源の活用については、利用者や地域の皆様からも意見を募り、有効活用について検討していく。 (3) 今後、外部の専門家の意見をいただきながら、新たな公民館の在り方を模索するとともに、それを具現化するモデル館の設置に向け検討していく。 (4) 今年度、まずは子供たちの身近な居場所である3つの児童センターにおいて子供運営会議を開催し、各館10万円の予算の範囲内で、古くなった図書を更新を子供たちに検討してもらうモデル事業を実施している。今後はこのモデル事業の実施状況を踏まえながら、児童センターの運営に限らず、子供や若者の提案をより幅広い施策や予算へ反映する方策についても検討していく。 (5) 社会教育士取得の講習は十分な時間をかけて行われ、3つの能力の一層の定着を図るものであることから、職員の成長をより促すものと考えている。今後も多様な分野に携わる職員一人一人の成長をさらに支援していくため、市長部局職員における社会教育士の資格取得に係る派遣研修も含めて様々な研修を取り入れていくことを検討していく。

明日のまちをつくります

10. 脱炭素・循環型社会とみどり豊かな都市の創造

(質問数26-63)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	脱炭素・循環型社会とみどり豊かな都市の創造 (1) 緑地保全と活用による持続可能なまちづくりについて	(1) 固定資産概要調書のデータを基に、10年前の平成24年度と令和4年度とで比較すると、減少している。緑地の維持管理に多大なコストがかかることから、継続的な財源確保が考えられる。フォレストアドベンチャーは、フランス発症の自然共生型アウトドアパークを目指し、フランスの企業と業務提携を結んだ民間企業が運営している。本市域において運営会社が参画意欲を示せる適地を確認していく必要がある。今後は、市民や民間企業等と連携した新たな緑地の活用方法を試行し、持続的な緑地保全の仕組みを検討していきたい。
2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	のびのびになってきた緑区の事業 (1) 農業交流施設整備の現状と今後のスケジュールについて	(1) 今年度、整備区域を定めるとともに、事業手法として都市公園法に基づく公募設置管理制度、いわゆるPark-PFI方式を活用することを定めた整備方針をとりまとめたところ。今後のスケジュールについては、現在、整備方針に基づいて、民間事業者公募のための準備を進めている。令和9年度の開設を目指し、着実に整備事業を推進していく。
2023年 2月定例会	本会議	代表質問	添野	循環型社会づくりについて (1) 食品ロス削減の推進について (2) 再生可能エネルギーの普及と課題について	(1) 子どもたちの環境教育の一環として、食品ロス削減の教育を進めていくことも重要と考えている。今後、循環型社会とする上での具体的な施策として、次世代を担う子どもたちには、関係、関連団体の協力を得ながらSNSやイベント開催などを通じて、食育と連携した食品ロス削減の普及啓発をしたいと考えている。事業者に対しては、チーム、イートオールを中心として、食品ロス削減に向けた情報交換の場を設けるとともに、食品残渣については、再生可能エネルギー処理業者の利用を提案するなど、公民学共創により取組みを強化拡大していきたい。 (2) 令和4年度には、再生可能エネルギーの活用ポテンシャル調査や、取組状況を踏まえた脱炭素先行地域における事業の実施計画を作成している。今後、再生可能エネルギーの最大限導入、送配電ネットワークを活用したエネルギーの地産地消の推進、また、エネルギーマネジメントによる全体の最適化を図る「地域循環共生型の都市エネルギーモデル」の実現を目指していく。今後については、当該補助制度の拡充や初期費用を伴わない民間の手法などを活用し、再生可能エネルギーの最大限導入を進めるとともに、2050年のゼロカーボンシティ実現に向けて取組んでいく。
2023年 2月定例会	市民生活	議案外	出雲	市民を巻き込む地球温暖化防止の取組みについて (1) 配達物の再配達を減らす取り組みについて (2) 家の断熱DIYについて	(1) 温室効果ガス排出削減というところで再配達を減らすということは重要であると考えている。市有施設への宅配ロッカーの導入については、宅配事業者等の意向を踏まえ、今後も検討していきたい。職員が市役所とか区役所で受け取れるようにするには、今後関係部局と連携して相談しながら、できるかどうかという部分でやっていきたい。 (2) 本市では、令和3年度に策定したゼロカーボンシティ推進戦略において、省エネの徹底化と再エネ導入の最大化の両面から取組を進めることで、地域の温室効果ガス排出量を削減し、ゼロカーボンシティを実現していくこととしている。市民向けにはスマートホーム推進、つくって減らす機器設置補助金によって、住宅の省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を促進しているところ。ワークショップの開催による断熱の啓発については、ホームセンターなど民

					間事業者と連携して、ワークショップを実施ができないかどうか、またホームセンターが持っているノウハウを活用できないかなど、今後研究していきたい。
2023年 2月定例会	市民生活	議案外	出雲	マイクロプラスチック・マイクロビーズ・マイクロカプセル等の対応について (1) 河川のマイクロプラスチック調査結果と今後の対策について (2) 香害の問題については、日常生活に支障をきたしている市民がいる現状について	(1) マイクロプラスチックの調査については、市内河川における実態を把握することを目的に、令和元年10月に埼玉大学、分析事業者との公民連携による共同研究契約を締結して、ホームページ等で紹介をしている。今後の対策は、今回の調査結果等を踏まえて、市民の生活、日常生活から発生するプラスチックごみに由来するものと推測はされることから、削減に向けた市民の意識啓発を引き続き実施していきたいと考えている。定期的な調査というものは実施していく予定。現状としては、3河川、3地点、流量が確保できる部分ということで、鴨川橋、芝川、綾瀬川の3地点を今後も引き続き調査していく予定。 (2) 香害の問題については、消費生活総合センターにおいて市ホームページ等を通じて周知啓発に取り組んでいる。化学物質過敏症で苦しんでいる市民の方がいるのも事実ですので、化学物質を含む製品を使用する方に対して、こうした症状で悩んでいる方がいるということを知っていただき、適正な製品の使用を心がけるなど、今後関係部局において周知啓発を図っていきたい。
2023年 6月定例会	本会議	代表質問	高柳	(1) 脱炭素先行地域の取組について (2) 都市緑地の創造と活用について (3) スクラップヤードの規制について	(1) 本市は、全国で初めてとなる第1回「脱炭素先行地域」に選定された。今年度は、「エネルギーの地産地消」に向けた事業として、公共施設の脱炭素化を図るための取組を進めている。6月から、桜環境センターにおいて、地域のごみで発電されたグリーン電力の本庁舎等への供給を開始した。今後、桜環境センター以外の廃棄物処理施設で発電した電力についても地域で活用できるため、エネルギーの需要管理をはじめとするマネジメントシステムの設計や、その実施体制を構築するため、公民連携を図りながら準備を進めていく。 (2) 「さいたま市みどりの条例」に基づき、緑化に関する協議を義務付けるとともに、みどりの街並みづくり助成制度により、費用の一部を助成している。公民連携による新たな緑化推進の取組としては、大宮駅周辺において、緑豊かな街並みや居心地の良い空間を創出する緑化滞在空間社会実験を行っている。市民活動団体と行政との協定に基づく緑地空間の創出・維持管理の事例としては、「河童の森」と「どんぐりの森」等があり、生物多様性に配慮された都市における貴重な緑地空間を形成している。また、新たに民間企業等のノウハウを生かした効率的・効果的な維持管理手法を検討し、持続的な緑地マネジメントの推進を図っていきたい。 (3) スクラップヤードの条例の制定に向けて、これまでの周辺の住民の方々からの相談内容、既に条例を制定している自治体を参考に検討を進めている。スケジュールについては、12月の本会議への上程を目指し、6月末よりパブリックコメントを実施する予定。
2023年 6月定例会	市民生活	議案外	高柳	廃棄物行政の推進に向けて (1) 家庭ごみ収集所の設置について	(1) ごみ収集所の設置件数については、まず過去3年の推移でいうと、令和3年4月1日時点で3万7962か所、令和4年4月1日時点で3万8965か所、令和5年4月1日時点で3万9,837か所。収集所の設置の要件等について、令和3年4月に要綱改正を行った。具体的な改正内容としては、ごみ収集所設置の際に、原則として近隣関係者の同意を得ること及び同意を得る過程として、近隣関係者との協議記録を作成して提出を求めるということにした。また、

				(2) 家電リサイクル対象品の投棄について	<p>4戸以下の住宅を新築する場合で、既存のごみ収集所を使用するに当たり、原則として管理者及び利用者の同意を得るということを求めるということにした。</p> <p>(2) 令和2年度は568件。令和3年度は480件。令和4年度は416件。年度によって違うのですが、7割方が大体テレビが大変多く、次に冷蔵庫、洗濯機という順番。家電リサイクル対象品の残置物の処理に大体処理費用が幾らぐらい使われているかということだが、市内3か所の清掃センターの一時保管場所、そこから製造業者の指定する引取り場所まで運搬する業務というものを委託で行っている。直近の令和4年度の委託料が207万9580円。</p>
2023年 9月定例会	本会議	代表質問	添野	<p>ゼロカーボンシティに向けて</p> <p>(1) 温室効果ガスの削減状況</p> <p>(2) 脱炭素先行地域重点対策加速化交付金を活用した事業の取組について</p> <p>(3) 今後の施策について</p>	<p>(1) 本市の温室効果ガス削減率の現状は、18%削減ということになっている。</p> <p>(2) 今年度から、桜環境センターで発電されたグリーン電力を本庁舎等に供給を開始するなど、エネルギーの地産地消に向けた取組を進めている。「重点対策加速化事業」については、初期投資なしで太陽光パネルの設置を行うPPAモデルを本市で初めて導入する予定。今後も全市域を対象に再生可能エネルギーの導入拡大を図っていく。</p> <p>(3) 温室効果ガス削減目標値を定めていきたい。ゼロカーボンシティの実現に向けて、今年度のタウンミーティングのテーマとして取り上げた。意見等も参考にしていきながら現在検討を進めているところ。</p>
2023年 9月定例会	本会議	一般質問	佐々木	<p>上質な生活都市を維持するまちづくり～再生資源物の屋外保管（スクラップヤード）に関する条例について～</p> <p>(1) さいたま市の現状と市民からの声</p> <p>(2) 既存事業者への規制内容とそれに対する効果を伺いたい。</p> <p>(3) 国への働きかけについて</p>	<p>(1) 市街化調整区域を中心に、市民生活の安全に支障を来す状況が発生している。そのため、市民生活の安全確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とした条例を制定するに至った。近隣住民から市に相談が寄せられている事業所の数は9か所、そのうち住宅地からの距離が100メートル以内の事業所は9事業所全て。次に、6月26日から7月26日に実施したパブリックコメントですが提出された意見は268件。その主な内容としては、既存事業所から発生する騒音に悩まされている現状についての意見が最も多く、次に既存事業所にも適用となる条例を制定してほしいとの意見を数多くいただいた。</p> <p>(2) 100メートルの距離でも騒音規制法の規制基準以下となることから、住宅等からの距離は100メートルとすることが適切であると判断した。粉じんや火災等の飛散等の対策、また既存事業者に経過措置を設け、条例の全ての条件を満たすべきという点について、策定中の条例では、既存事業者については一定の経過措置期間を設けた上で、保管基準、具体的には保管場所における囲いの設置、保管する高さ、排水設備の設置などについて適用を検討している。</p> <p>(3) 再生資源物の屋外保管に係る騒音等被害の課題は、広域的な課題となっている。条例違反による罰則については、地方自治法により、その上限が定められていて、一部の悪質な業者に対する、それだけでは十分な抑止力につながらないというおそれがある。環境破壊への対応も含めた再生資源物事業の在り方についても議論を深めていくことが必要な時期に来ている。国にもしっかりと要望等していきたい。</p>
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	堤	<p>公害相談について</p> <p>(1) どのように対応しているか</p>	<p>(1) 全体で令和4年度は576件、主なものとして、騒音に関するものが232件、大気汚染に関するものが210件、振動に関するものが76件、悪臭に関するものが43件。令和3年度は、</p>

				<p>(2) 浄化槽の管理・指導について</p> <p>(3) 浄化槽管理費用助成の可能性</p>	<p>全体で477件、騒音に関するものが182件、大気汚染に関するものが179件、振動に関するものが59件、悪臭に関するものが52件。令和2年度は全体で543件、主なものとして、騒音に関するものが227件、大気汚染に関するものが203件、振動に関するものが49件、悪臭に関するものが55件。過去3年の勧告、命令の発出状況は、令和3年度に4件の勧告、命令を発出している。そのうち3件について、いわゆる解決、相談者が対応に納得されている件数が3件、1件については、引き続き継続中の案件。</p> <p>(2) 令和5年4月時点の市内の浄化槽の設置基数は約2万5900件、内訳として、単独処理浄化槽が約1万2900、それと合併処理浄化槽が1万3000。そのうち、過去3年間の浄化槽の臭気等による相談件数については、令和4年度が39件、令和3年度は36件、令和2年度は37件。浄化槽の不適切な管理状況が認められた場合、浄化槽の管理者に対面や電話による維持管理指導を実施している。再三の指導にも従わず改善が見られない場合は、文書による指導、改善勧告の提出を求めるなどして、早期の改善を促している。それと、下水道の関係で、一応下水道近いところについては、下水道部局に接続に対する指導、下水道部局のほうから接続の指導をしている。</p> <p>(3) 浄化槽の維持管理費用を助成する制度については、本市としては検討していない。下水道整備の計画がない浄化槽処理促進区域において、単独処理浄化槽を使用する家庭等対象に合併処理浄化槽に転換する費用の一部を補助する制度を今は推進をしている。今後も引き続き単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。</p>
2023年9月定例会	市民生活	議案外	堤	<p>ごみの収集について</p> <p>(1) グリーンセンター大崎ゴミ持ち込みについて</p> <p>(2) ゴミ置き場の設置について</p>	<p>(1) 工事期間中の市民への安全確保等の観点から、平日は燃えないごみ及び粗大ごみに限った受付とし、土曜日、祝日等については、事前予約をしていただいた方のみ燃えるごみを含めたごみの受付をしている。</p> <p>(2) 一定期間ごとに住民の方々が公平に収集所を移動させる輪番制を採用するといった方法とか、収集所の分散化といった方法で、設置場所の解決に至る場合もある。収集所の設置困難事例の対応については、市が設置場所を決めるということとはできないが、所管の職員が当事者間の相談を確認して、可能な範囲で具体的な提案などを行い、トラブルの解決に努めているので、相談事案があればしていただきたい。</p>
2023年12月定例会	本会議	一般質問	永井	<p>脱炭素社会政策、市民サービスの充実を目指して</p> <p>(1) 一般家庭のニーズに合わせた補助金制度について</p> <p>(2) 政令市として新たな取組について</p>	<p>(1) ゼロカーボンシティを目指すとして表明した令和2年度以降、本補助金の動向については、予算を年々積み増して実施しているが、市民のニーズが高く、毎年全ての予算を執行している状況。限られた予算の中でも引き続き補助事業を充実させ、できる限り市民のニーズにお応えするとともに、初期費用を伴わない民間の手法、いわゆるPPAの活用など、様々な施策により再生エネルギー等の導入を推進することで、ゼロカーボンシティ実現を目指していく。</p> <p>(2) 地球温暖化対策実行計画改定版についての素案を今定例会で示す予定。タウンミーティングにおいて、行政の取組に関し見える化をしてほしい、また地球温暖化対策として何を行っていかばよいかなどの意見が非常に多く寄せられている。</p>

				(3) ペロブスカイト太陽光導入をさいたま市が先駆けるべきについて	(3) これまで積載荷重の検討等により太陽光パネル設置を断念してきた本市にとって、まさに新たな再生可能エネルギーの確保の手法として期待している。今後も国や民間機関の研究動向を注視していくとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けて導入を検討していきたい。
2023年 12月定例会	総合政策	議案外	相川	都市農業の推進について (1) 農地の利用状況の把握について (2) 地産地消の日を進めるためについて (3) 清掃工場から供給される二酸化炭素を利用したスマート技術の導入検討について	(1) 毎年1回市内全域の農地について、農地法に基づく利用状況調査というものを行っている。この利用状況調査では、農地利用最適化推進委員が中心となり、農業委員と連携して、各担当区域内の農地を巡回して、現地調査を実施している。 (2) 学校給食への取組としては、毎年地元生産者と栄養教諭、学校栄養職員との情報交換会を開催して、利用促進に向けたマッチングに努めている。区役所とか、公園等の公共施設を活用して生産者によるマルシェを開催している。それ以外にも、市内の直売所への支援とか、また、スーパー等における地場産コーナーの設置推進、情報誌トレトリーやSNSを使って情報の発信を行っている。 (3) スマート農業の普及推進を図るために、見沼グリーンセンターの温室を改修して、環境整備等の技術を取り入れて農産物の試験栽培を行い、その状況を生産者に提供している。今年度からグリーンセンターの温室で炭酸ガスの施用機を導入して、今、トマトの水耕栽培をしている。二酸化炭素の濃度を高めることで、収量とか品質にどのような効果が出るかというのを今、試験調査している。
2023年 12月定例会	市民生活	議案外	永井	太陽光パネルの廃棄について (1) 設置の現状について (2) 廃棄の現状と本市の取組について (3) 今後の取組について	(1) 本市の地域特性を踏まえた上でも、太陽光発電設備は重要な再生可能エネルギー確保の手法であり、資源エネルギー庁が公表しているデータを基に申し上げると、現在2万件弱の太陽光発電設備が市内に設置されている。 (2) 業者が太陽光パネルを処分する場合には産業廃棄物となり、産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票、マニフェストというものだが、それを使用し産業廃棄物の名称を記入する。そこには、まず太陽光パネルと記入するのではなく、産業廃棄物の品目である金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず、廃プラスチック類の混合物と記入する。現時点では、市民などから産業廃棄物として太陽光パネルを処理する場合についての相談というのは寄せられていない。しかし、太陽光パネルには有害物質を含んでいるものもあるため、環境大臣より太陽電池モジュールの広域認定を受けた業者が、埼玉県環境産業振興協会で把握している業者の情報を伝えることにより、適正処理について指導している。 (3) 埼玉県でも、使用済み太陽電池モジュールについてリユース、リサイクルの体制を確立するため、太陽光パネルメーカー、産業廃棄物処理業者や研究機関などをメンバーとする太陽電池モジュールリサイクル協議会を設置している。本市においても重要な課題であると認識し、今後は国の取組などを注視するとともに、他自治体の先進事例についての取組に関する情報を収集し、適切な対応ができるよう準備を進めている。
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	阪本	(1) グリーンインフラとしての機能向上と活用促進について	(1) 「さいたま市緑の基本計画」を令和5年11月に改定し、自然環境が有する機能を生かすグリーンインフラの取組を推進することとしている。大宮駅周辺グリーンインフラ公民連携プラットフォームについては、金融機関やまちづくり会社など、本市を含む7者が参画しており、資金調達

				(2) 循環型社会の実現に向けて	<p>の手法や植栽の育成など、専門的な知見を有する民間のノウハウを生かしながら、道路や公園などの公共空間の利活用に取り組んでいる。グリーンインフラの活用による維持管理費の捻出については、本取組に賛同する企業からの協賛や利用者などからのクラウドファンディングを維持管理費用に充てるなど、持続的な仕組みの導入を目指している。</p> <p>(2) 製品プラスチックを除くすべての容器包装プラスチックの資源回収に向けて、現在収集運搬業者などの関連事業者と協議を進めている。令和6年10月以降の半年間は試験回収をし、それを踏まえ令和7年4月に本格導入を行う予定。資源回収量約2割の増加を見込んでいる。今後、家庭ごみの出し方マニュアルや自治会説明などで周知、啓発をしていく予定。リチウムイオン電池による発火事故については、プラスチック類の資源化が拡大することに伴い、更にリスクが高まるとの認識から、事故などの未然防止対策として、視認性の高い透明袋に限定することを考えている。収集業務などの分野では、人手不足や物価高騰などの不安要素があることを懸念している。一般廃棄物の収集運搬などを委託する場合であっても、業務の確実な履行のため、委託料が受託業務を遂行するに足りる額となるよう適切に精査をして、将来に渡り持続できる廃棄物の収集体制を確保していきたい。家庭から排出されるもえるごみに含まれる約15%の木くず類をチップ化や堆肥化することで、ごみ焼却量の削減と資源循環の促進を図れるものとなっており、コストやCO2排出量の変化などをもとに効果検証していきたい。衣類については、現在、資源物として回収をし、リサイクルを行っている。事業者と連携を進め、令和5年10月からは職員向けに本庁舎での衣類回収を始めたほか、12月には本庁舎駐車場で実施をした不要品回収イベントで多くの衣類を回収した。</p>
2024年 2月定例会	市民生活	議案外	堤	<p>ごみ収集所について</p> <p>(1) 公園の敷地内にごみ収集所を設置することはできないか</p> <p>(2) 省エネ家電買い替えキャンペーンについて</p> <p>(3) 地球温暖化対策の推進について</p>	<p>(1) 公園の敷地内ごみ収集所を設置することになるので、公園管理者からの許可が必要になる。公園の占用の許可をする場合は、準拠すべき基準を定めており、ごみ収集所はその基準で占用が認められる施設には該当しないため、公園の敷地内にごみ収集所を設置するように働きかけることは難しい。ほかの地域からごみを持ち込んでくる人がいる場合、基本的には、管理される方、利用される方の管理となる。まずは、この集積所は利用される方が決められるので、関係のない方は「出さないでください」というアナウンスメントをすることが大切だと考えている。</p> <p>(2) 同キャンペーンについては、家庭部門のCO2の排出量のさらなる削減とエネルギー価格の高騰による電気料金の負担軽減を目的として、昨年12月の議会で承認をいただいて、今、実施に向けた準備を進めている。進捗状況は2月6日に委託事業者が決定をして、現在委託事業者と本キャンペーンの開始日ですが、一応3月22日とする前提で今調整を進めている。また、2月9日から市民の皆様に向けて、市のホームページでの周知を開始した。2月下旬には専用のホームページを開設する予定であり、詳細が固まり次第、様々な手法を用いて周知を行っていききたい。</p> <p>(3) 太陽光発電だとか、あと電気自動車への補助金については、毎年補助金を執行している状況であり、市民のニーズ、インセンティブとしての役割は十分果たしているというふうに認識をしている。充電器の老朽化等も課題となっている。EV充電インフラの整備促進においては、自宅や事業所でいわゆる基礎充電ができる環境が重要とされていて、いわゆる公共施設の充電器はこれを補完するような役割というふうに考えている。今後は、費用対効果の高い運用方法、適正</p>

					な配置等について、普通充電器については検討、見直しを行っていききたい。新規建築物については、省エネ対策等で従来の建築物の必要なエネルギーを50%削減するいわゆるZEBReady以上の導入を図っていくこととし、今後市役所が率先してZEB化を推進していくことになっている。民間建物のZEB化促進のための補助金の導入について、研究していきたい。
2024 2月定例会	市民生活	議案外	永井	粗大ごみ特定適正処理困難物の手数料納付に係るキャッシュレス決済の導入へ (1) 支払い方法について (2) ごみの出し方について	(1) 粗大ごみ受付のインターネット申請、Eメールで申請になるが、最新の割合は、令和5年度1月までだが、5万8,395件の申請のうち、インターネット割合が大体63%程度。現在のインターネット申込みシステムだと支払いに関する機能や納付券を印刷する機能がないので、オンライン決済を利用することは現在困難な状況。また、課題として、現在の納付券は、偽造防止対策を取っているが、各自が印刷した場合の偽造防止対策を検討する必要もあると考えている。 (2) 現在納付券をプリントアウトする機能が今はないということ、偽造防止対策について、検討する必要もあるという課題もあるが、今後は、デジタルトランスフォーメーション、DXの推進の視点というのもあり、今後については、他自治体の運用事例などを調査・研究していきたい。
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	堤	脱炭素社会へ向けた取組について (1) 省エネ家電買換えキャンペーンについて	(1) 効果検証については、二酸化炭素排出量の削減効果、また登録店舗の売上げ状況などについて、店舗向けのアンケート結果などを通じてしっかりと分析をして、9月定例会で報告をしていきたい。予定より早い終了を想定していたかということについては、段階的にきめ細やかな広報を行ったことが市民の皆様の認知向上につながり、想定よりも早い5月5日のキャンペーン終了に至ったと考えている。さらには、省エネ性能のより高い製品の購入を促すため、他市を大幅に上回るインセンティブとして補助上限額を7万円と設定させていただいたことも、早期終了の大きな要因の一つであったと考えている。
2024年 6月定例会	市民生活	議案外	高柳	旧鈴谷清掃工場について (1) 現状について (2) 解体について (3) 今後について	(1) 用地面積、5,222平方メートル。都市計画区域については、市街化調整区域となっている。鈴谷清掃工場は昭和59年に焼却場としての役割を終えた後、平成26年度末までは資源物の分別所として利用していた。平成27年度以降は庁内で資材置場や不法投棄物の一時保管等に利用してきた。 (2) 上屋解体を令和7年度に計画している。その後は土壌汚染調査などを実施し、令和8年度以降にその調査の結果を受けて、地下構造物の解体を計画している。解体時の懸念事項、留意事項について、旧鈴谷清掃工場は焼却施設なので、解体時に焼却炉に付着している焼却灰が飛散しないよう解体工事を進める必要がある。解体時の周辺への配慮について、解体時に焼却灰が飛散しないようしっかり飛散防止対策を行った上で解体工事を実施している。また、そのときの状況に応じ、周辺の方々には丁寧に説明を行う予定。 (3) 環境局内では解体後に今後庁内で本格的に検討をする方針。
2024年 6月定例会	まちづくり	議案外	相川	自然との共存について (1) 生物保護の考え方について	(1) 生活環境の悪化につながるような害虫等も集まってしまうという可能性もあり、公園管理者としては生物の生息できる環境を整備するという事は、慎重に検討する考え。

				(2) 景観誘導区域、景観保全区域の考え方について	(2) 景観誘導区域、景観保全区域双方とも、緑の配置やボリュームなど、景観形成基準を設け、緑の誘導を図っているが、生物に着目した樹種の選定などの基準は現在のところ設けていない状況。
2024年 9月定例会	本会議	一般質問	佐々木	緑豊かな自然環境を保全するまちづくり～グリーンインフラ活用の一環として～ (1) グリーンインフラとしての見沼田圃の保全・活用について (2)) さいたま市内の新規就農者への支援について ① 農地等を求める人とのマッチング ② 新規就農者への経営支援 農機具費用の補助等	(1) 農地の荒地化などの課題解決に向けては、本市が策定した緑の基本計画の中でグリーンインフラの機能を9つ位置づけており、そのうち、「温室効果ガスの吸収」と「生物の生息・生育の場の提供」の機能に着目して、先行的なプロジェクトに着手した。 (2) ①ホームページに一覧として掲載し、借り受け意向のある農業者へ情報提供を行う「さいたま市農地マッチング制度」を実施している。就農希望者からの、就農にあたり必要となる、様々な相談に対応できるよう、埼玉県、農業委員会、JAと連携した「ワンストップ就農相談窓口」を設置している。新規就農者へ積極的に斡旋を行うとともに、地域の農業委員及び市内JAとの連携により、担い手に対して情報提供を行いながら、マッチングの推進を図っていく。 ②令和6年2月に、株式会社クボタと連携協定を締結し、同社の農業機械シェアリングサービスを推進している。本サービスでは、会員登録した利用者は、機械操作講習を受けることができ、初めての方でもトラクター、草刈り機、マルチャー等の農業機械を安心して利用できるようになっている。
2024年 9月定例会	本会議	一般質問	出雲	ゼロカーボンシティの実現に向けて (1) 市民へ求める環境に優しい行動とは (2) 0円ソーラーで太陽光発電を (3) 市民・事業者と協働する緑のまちづくり (4) 市民・事業者と協働する水害に強いまちづくり	(1) 人口約135万人を有する本市にとって市民の皆様の地球温暖化対策に資する行動変容は必要不可欠である。断熱ワークショップや出前講座など、未来を担う子ども達への「環境教育」についても、教育委員会と連携して重点的に取り組んでいる。今後も家庭で実践できる省エネ対策など、市報等で知らせるとともに、新たな取組として省エネ等の取組を行った市民・事業者の事例の公開や表彰制度の創設なども検討している。 (2) 太陽光発電設備についての市民向けの導入支援としては「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金がある。より市民のインセンティブになりうる、脱炭素効果が高い支援策について、現在検討を行っている。太陽光発電設備の設置義務化については、埼玉県とも意見交換を開始した。高断熱・高气密の住宅、街区内の電力の融通等を行っている、浦和美園エリアの先導的モデル街区を市内に横展開するため、現在、認証制度の検討なども行っている。気候変動の要因の一つである地球温暖化の対策には、温室効果ガスの排出量を削減する緩和策が重要と考えている。最適な施策展開が推進できるよう、検討を進めながらしっかりと取り組んでいる。 (3) 一定規模以上の開発行為等を行うにあたって、緑化に関する協議を義務付けることにより、市民・事業者に緑化の推進に協力いただき、都市環境の向上を目指すものである。緑化協議の対象範囲の拡大については、開発事業者への負担の増加など、本市での拡大による課題等を整理する必要があることから、まずは、名古屋市や横浜市などの「緑化地域制度」を導入した自治体も含め、先進事例を調査していく。 (4) 地球温暖化の影響などから、ゲリラ豪雨や局地的集中豪雨が発生するなど、市内各地で浸水被害が発生している状況であることから、河川及び下水道等による従前からの対策に加え、雨水を一時的に貯留して、ゆっくり地中に浸透させる「雨庭」の設置や、保水機能を有する緑地の

					保全など、自然環境が有するグリーンインフラの機能を生かした取組を行政のみならず、市民や事業者と共に推進する必要があると考えている。「緑」の大切さは十分認識しながら、温室効果ガスを吸収するような環境をより高めていくこともしっかり取組んでいきたい。
2024年 9月定例会	市民生活	議案外	高柳	さいたま市における「30 by 30」の実現について (1) 生物、植生等などの調査について (2) 保全エリアの地図明記について (3) 他部局との連携について	<p>(1) これまで環境局で実施している生き物調査については、市民参加型の生き物調査によるトンボ、チョウの調査、主要河川での魚類、低生成物、植物等の調査、また、大宮南部浄化センター自然庭園における観察データがある。ほかにも優れたビオトープを有する桜環境センターや首都高速道路、市民団体からの観察記録等のデータの提供を受けて、昨年度、データベースを作成し公表した。これらのデータに加え、今後は文献調査による市内の生き物の生育、生息場所等の整理を行っている。さらに、今後は生物多様性の価値があることの証明となる自然共生サイトの認定を受けることで、民間からの支援を得やすい環境を整え、周辺の調査地点を増やしていくことを考えている。公表しているデータベースについては、地理情報システムを活用して、市内で観測された生き物データを区ごとに集計し、どのような生き物がどのくらい確認されたかを地図上に色分けするなどして見える化をしている。今後はこれまで収集した他のデータの公表や市民が直接入力することも可能とするなど、市内の多くの地点のデータが収集できる仕組みとしていきたい。現在、令和6年度前期の申請で、桜区にある桜環境センターのビオトープについて認定申請をしているところで、審査結果は来月10月上旬の見込みとなっている。認定された場合、企業等による支援、協力を呼びかけ、ビオトープ周辺の荒川鳥獣保護区などを含めた一体的な生き物調査やその結果を踏まえた順応的管理、いわゆるモニタリングによる検証しながら管理していくことで、生態系の質の向上を図っていきたい。</p> <p>(2) 様々な形で収集した生き物データを基に、市として保全すべきエリアを抽出し、市民に分かりやすい形で地図上に明記できるよう努めていく。また、自然が多く残る地域に限らず、市内中心部の町なかの緑地空間にも多くの生き物が生息しており、町なかの緑を保全し見える化していくことも重要。今後は、こういった町なかの緑や企業内ビオトープなど、民間の土地情報も含め、生物多様性の保全に資する場所の情報も掲載していきたいと考えている。</p> <p>(3) 生物多様性保全の取組を推進していくためには、環境局だけではなく他部局と連携することが重要となる。例えば、都市局では緑の基本計画の中で緑地調査や機能の見える化など、生物多様性の保全に資する取組を行っている。そのほかにも庁内には、間接的に生物多様性の保全に貢献している事業が多く存在していると考えられ、環境局でもこういった取組を活用していく必要がある。現在、6局16か所で構成するさいたま水と生きものプラン推進庁内検討委員会を定期的開催し、各箇所が実施している事業等の情報交換をしている。さいたま水と生きものプランの改定に当たっては、こうした関連部局とのより一層の連携を図り、全庁挙げてさいたま市のネイチャーポジティブの実現を目指していきたい。</p>
2024年 9月定例会	市民生活	議案外	永井	資源物1類について (1) 現状の周知方法について	<p>(1) 10月からの資源物1類の出し方の変更については、市報をはじめ各種媒体を通じて周知を行っている。令和6年4月に市内全戸に配布を行った家庭ごみの出し方マニュアルにおいて、ゴミ袋の変更についてお知らせをしているほか、今年の6月からは市ウェブページに特集ページを設けて写真入りで透明の目安について案内している。6年7月から8月にかけて、各区、自治会連合会の理事会に出席し、直接説明をした。また、回覧を希望される自治会にはチラシを</p>

				(2) 情報が行き届いていない市民への対応について	<p>送付し、自治会内での周知に協力をいただいている。今月は、多くの市民の方に御覧いただけるよう、全戸配布の市報さいたま9月号において、カラー1ページを割いて説明を実施しているほか、約30万件のダウンロード数があるごみ分別アプリにおいても、日本語及び5つの外国語でお知らせを配信した。</p> <p>(2) 6月から本市ウェブサイトでの周知及び9月の分別アプリの通知により対応している。変更時から半年程度は試験的な期間と考えていて、ごみを捨てる際には注意喚起をするため、収集所へのポスターとか、収集所に変更したと分かるような看板を修正するようなテープとか、看板の下により解説したようなチラシ を作って貼るとかできるように取り組んでいきたいと思う。また、SNSなどを活用した周知もあらゆる媒体を通じた周知をさらに検討して行って、分かりやすい広報に努めていきたい。</p>
2024年9月定例会	市民生活	議案外	永井	<p>ごみ収集業務のデジタル化について</p> <p>(1) 収集作業の現状について</p> <p>(2) デジタル化の必要性について</p> <p>(3) タブレット端末の導入による効果について</p>	<p>(1) ごみ収集所の数については、令和6年4月1日現在、4万732か所である。本市の東西各清掃事務所においては、パソコンの地図情報システムを活用してごみ収集所をデジタル管理して、収集ルートは職員間で話し合って最適なルートを検討しながら日々の作業に従事している。委託業者の収集作業については、各事業者について状況が様々である。ある事業所では収集所情報を紙簿冊で管理し、収集ルートは職員同士で検討する、そういった者もあるし、地理情報システムを用いて管理している業者もある。さらには、位置情報システムを備えて、走行経路、収集時刻をリアルタイムで把握して、収集遅れに関する問合せの対応や応援体制、そういった整備が進んでいる業者もある。いずれも時間を守りながら安全に留意して日々の収集業務に従事している。</p> <p>(2) ごみ収集業務のデジタル化には一定の効果が期待できるものと認識している。課題やコスト、必要機能等について情報収集していく。デジタル化を検討するに当たり、まず現行のごみ収集経費を洗い出して、限られた予算の配分において取り組むべき事業の優先順位を考慮することが重要であると認識している。その上で、先進的な自治体の取組も注視しながら、長期的な視点で方針を考えていく。</p> <p>(3) タブレット端末には、迅速な情報収集と情報共有を実現し、業務効率において非常に重要なツールであると考えている。タブレット導入について本市としては、現状の業務を進めつつ、タブレット端末の導入の利点と費用対効果を見極め、最適な方法を研究していきたいと考えている。その際には、限られた予算内で本当に必要な項目に優先順位をつけて配分し、効率的な運用を進める必要があると考えている。</p>
2024年9月定例会	まちづくり	議案外	相川	<p>さいたま市域における「30 by 30」の実現について</p> <p>(1) 2030年までの目標達成に向けて</p>	<p>(1) 生物多様性基本法に定める地域戦略として、環境局においては、さいたま水と生きものプランを策定しているが、令和7年度に中間見直しを行う予定としており、新たな国家戦略に即した内容に改定する予定と伺っている。具体的な取組としては、30 by 30に貢献する公有地におけるエリアの認定のほか、民間地認定に対する支援を実施していく予定。グリーンインフラの取組の一環である生物多様性に資する良好な緑地については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地域の指定を進めることにより、30 by 30の目標達成に寄与していきたい現在市内に14地区、約7ヘクタールの緑地を特別緑地保全地区に指定して、さらに追加すべき新たな候</p>

			<p>(2) 現況調査を行うことについて</p>	<p>補地を検討していて、今後、地権者との合意形成を図りながら、指定を進めていきたい。こういった取組は環境局と連携しながら図っていく。</p> <p>(2) 民間の取組によって生物多様性の保全を図るための取組も含めて、行政としては、市条例に基づく保存緑地の指定を行っている。この指定により、民間の所有者に5年間の緑地の維持を求めるとともに、併せて市から補助金を交付することで、保全の支援を行っている。この交付に当たり、所有者に対しては、毎年、年間の維持管理計画、あるいは維持管理後の状況写真の提出を求めている。このような状況把握を現況調査として捉えている。</p>
--	--	--	--------------------------	--

明日のまちをつくりまします

11. 命と暮らしをまもる防災力と地域安全の向上

(質問数43-96)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	<p>のびのびになってきた緑区の事業 (1) 念仏橋の架け替え事業の現状と今後のスケジュールについて</p>	<p>(1) 緑区大崎地内の一般国道463号念仏橋が架かる一級河川芝川については、浸水被害軽減のため川口市と市境である八丁橋から最上流部である芝川都市下水路までの約14.4キロメートルの区間において、埼玉県により河道改修及び調整池の整備が進められている。未改修区間については、河川計画の河道法線の一部見直しが行われたために、念仏橋の架け替え一部が変更になったことから、市では、道路及び橋梁の修正設計を行ってきた。設計完了に伴い、架け替え事業に着手している。今後については、令和5年度より仮橋の設置工事、仮橋擦り付け部の盛土工事及びう回路整備工事を行い、本線の切り替えを予定している。その後、旧橋の撤去、新橋の設置、築堤工事を行っていく。</p>
2023年 2月定例会	市民生活	議案外	出雲	<p>少年消防団について (1) 少年消防団と少年少女消防団の違いについて (2) 男女共同参画の視点からのあり方について (3) こどもの提案から取り入れたもの</p>	<p>(1) 本市のさいたま市少年消防団と他市の少年少女消防団が活動上の相違はないと考えている。全国少年消防クラブは、令和4年5月現在、全国の少年消防クラブ、4150団体。そのうち、少年少女消防団等の名前で活動しているところは約83団体で2%。埼玉県内においては、少年消防クラブ46団体中、少年少女消防団の名称で活動している組織は2団体。4.3%。また、政令指定都市に目を向けると、少年消防クラブという名称で239団体中、少年少女消防団の名称で活動している組織は7団体となっている。</p> <p>(2) 少年法とか児童福祉法において、男女別による定義はしていないということから、さいたま市においてはさいたま市少年消防団という名称で活動している。入団時の申込みの際に男子、女子の区別について、平等に申込みを受け付けているところ。性的マイノリティの関係は、今後、男性、女性という名目を答えづらいということであれば、その対応で今後検討していきたいと考えている。</p> <p>(3) 令和3年度において実施をしている136人、6グループから119項目の提案もらったところ。この中で特に多かったのが、活動体験や見学ができる機会に関する提案を参考にして、少年消防団に興味がある児童生徒さんを対象として入団前の体験会を実施したところ、この体験会に参加した4名の団員の方が入団されるなど、一定の効果があったと考えている。少年消防団の名称では、男子のみの入団が可能で、女子は駄目なんじゃないかという意見もあった。そういった意見を参考にして、少年消防団員を募集するリーフレット等に女子も入団が可能である旨を追記したり、あと少年消防団入団の促進の動画、YouTube等に女性の少年消防団員を出演させてPR等を行ったところ。英語表記の中で、サイタマシティ・ボーイズ・アンド・ガールズ・ファイアークラブということで、英語表記についてはボーイズ・アンド・ガールズという表現を使っているのが分かりやすいと思うが、確かに少年という言葉で拒否をしてしまう女子もいるということも考えて、今後名称については、子どもたちの意見とか保護者の方の意見等を踏まえて検討していきたい。</p>

2023年 2月定例会	市民生活	議案外	浜口	消防局の救急出勤の急増について (1) 救急出勤要請急増への対応について (2) 救急隊員の負担軽減について	(1) 対応としては、特に連続出勤による休憩時間や食事時間の取得を病院到着後に可能とした。また、活動後の事務の軽減、また救急活動記録票など懸案に対して電子化と併せて見直しを図り、隊員の負担も含めて対応に当たったところ。 (2) 消防局では、平成31年に救急隊員に対するジョブローテーションの試行運用を開始して、連続出場等で救急隊員の負担が多くなった場合に、控え員と隊員との交代や資格を有する消防隊員等との乗せ替えをするなど取組について実施するとともに、搬送先が決定せず長時間に及ぶ事案が発生した際には、ほかの救急隊や特設救急隊と現場交代をするなど、柔軟な対応に努めている。令和2年には隊員の事務処理の負担軽減を目的に救急隊事務端末を全ての救急車に配備するとともに、積極的な電子化への移行にも取り組んできた。さらに感染拡大と熱中症が急増した昨年7月には、指令センターや救急課救急指導室と連携をし、搬送困難事案に対する病院連絡の支援を行うなど、各種取組を実施している。
2023年 2月定例会	まちづくり	議案外	松本	慈恩寺親水公園について (1) 周辺の水害対策の進捗について (2) 慈恩寺親水公園の池の活用について	(1) 埼玉県事業としては、一級河川古隅田川の改修事業や上院調節池の整備事業、本市の事業として、準用河川上院川の改修事業を進めているところ。本市が管理する準用河川上院川は、岩槻区大字慈恩寺に位置するグリーンレスト残地を起点とする、最下流の大字小溝に位置する小林住宅を流下し、一級河川古隅田川へ合流する流域面積約3.85平方キロメートル、延長約1.8キロメートルの準用河川となっている。この上院川については、小林住宅の上流から約560メートル区間を第1期事業区間として、平成28年度から河道や調節池及び橋梁の調査設計を行い、昨年11月には、土地所有者や農業関係者など権利者の方々を対象として、事業説明会を実施したところ。現在は、河川改修用地の買収に向けて用地測量を進めている。 (2) 慈恩寺親水公園の水位低下については、以前から継続的に公園部局と協議をしている。フラップゲートの修繕や調整を行うことで、水位を下げ、貯留容量を増やすことが可能となると考えている。水位低下により、池の面積が1.2ヘクタール、1万2000平方メートル。仮に平均で20センチメートル下げた場合には2400立方メートルの貯留容量が増加するということになる。
2023年 2月定例会	まちづくり	議案外	松本	工事現場の静粛性について (1) 動力について (2) 防音対策について	(1) 本市で発注する建設工事については、国及び市で定めた共通仕様書等に基づき設計し、工事発注をしており、建設機械の動力は軽油を燃料とするエンジン駆動で、排気ガス対策型や低騒音型など、環境に配慮した機械を使用している。現状では電動化の移行は進んでいない状況。2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、各建設機械メーカーにおいて、建設機械のエンジン駆動から、電動によるモーター駆動など、よりクリーンな動力源の移行の研究開発に取り組んでおり、国においても、新たな動力源を採用した導入普及支援策を検討している。 (2) 建設工事において発生する騒音の原因は、主に建設機械等から発生する騒音と、作業等に伴い発生する騒音がある。建設機械等が発生する騒音の対策については、共通仕様書等において、原則として低騒音型の建設機械を使用する。もう1点の作業等に伴い発生する騒音の対

					策については、防音シートや防音パネルを設置することで、防音の低減を図ることが可能と考えている。
2023年 6月定例会	総合政策	議案外	相川	災害用備蓄の整備について (1) 災害用備蓄の場所と数の把握について (2) 災害用備蓄品の見直しについて (3) 防災アドバイザーの現状の人数と今後の目標人数について	(1) 本市の比較避難所や拠点備蓄倉庫に備蓄している物資の保管場所及び数量については、現在、エクセルを用いて防災課にて一括管理を行っている。また、各避難所の備蓄物資については、避難所担当職員、地域住民及び施設管理者にて構成される避難所運営委員会において、毎年確認を行うとともに、各区総務課とも情報を共有し、災害時に円滑な避難所運営を行うことができるようにしている。 (2) 食料品等、賞味期限の定められた備蓄品はもとより、使用期限が明確でない衛生用品等についても定期的な入替えを行うことで、災害発生時に問題なく使用できることとしている。備蓄品の品目や必要数量に関しましては、本市の被害想定調査に基づき、非常用物資備蓄計画を定めるとともに、備蓄品の入替えサイクルを定めた備蓄品年次購入計画を併せて作成することで、備蓄品を適切に管理している。 (3) 防災アドバイザーの人数は、令和元年度末時点で269名、令和4年度末時点が282名と増加傾向にある。現在、組織の若返りと女性参画を目的に、防災アドバイザー育成のための補助制度を実施している。総人数の具体的な目標設定はないが、令和7年度までは毎年度新規に10名を増やす予定で、そのうち半数を女性とすることを目標として、防災アドバイザーの育成を推進していく。
2023年 6月定例会	市民生活	議案外	高柳	消防行政の充実に向けて (1) 消防活動の担い手について (2) 消防団員の充足に向けて	(1) 消防団員については、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に設置された消防機関である消防団員に置かれたもので、非常勤の特別職地方公務員として、それぞれ本業を持ちながら地域防災の要として活動している。自警消防団については、消防組織法が制定される以前から各地域の支援を受けて独自に組織されている団体である。消防職員は、常備の消防機関として火災が発生した場合には現場へ急行し、消火、救急・救助活動等を行っている。消防団員についても、火災現場へ急行し、消火活動や避難誘導など消防職員と一体となって活動を行っている。自警消防団については、消防隊の到着前における避難誘導や初期の消火活動をしている。 (2) さいたま市消防力整備計画において消防職員の基準数を定めており、令和5年4月1日における充足率は97.4%となっている。さいたま市消防団充実強化計画において、1分団当たりの必要人数等を踏まえて定めたもので、令和5年4月1日における充足率は85.5%となっている。自警消防団については、各地域で独自に組織されている団体であることから、定数等は把握していない。消防団員募集の取組として、各種広報媒体を活用した広報活動を行っている。また、地域の防災訓練やイベント時において消防団員自らによる広報活動を行うなど幅広く積極的に展開している。消防団員の入団資格、欠格事項、任命等方法について、入団資格については、市内に在住・在勤・在学している18歳以上の健康な方としている。任命の方法については、入団希望者の方に入団を希望する消防分団の責任者である分団長と面談をした上で、分団長からの推薦に基づき消防団長が任命している。さいたま市で

					は外国籍の方が入団できるかについて、入団資格や欠格事項において特段の国籍要件は定めてないが、現在本市では外国籍の方を任命していない状況。
2023年 6月定例会	市民生活	議案外	堤	消防体制の強化について (1) 災害時の消防団について (2) 消防職員に比べた場合の消防団員の強みについて (3) 要支援者名簿は現在消防署、消防団に共有されているか。 (4) 消防団にも提供されたら有益に活用できると考えるが、見解は。 (5) 要支援者名簿を消防団に情報共有できないか。	(1) 消防団は、災害時において消防署と一体となって消火活動や救護活動を行うほか、平常時においても火災予防の広報活動や警戒活動、また地域住民への初期消火や応急手当の指導など災害時、平常時を問わず、地域防災の中核的存在として重要な役割を担っている。 (2) 日頃の地域に密着した活動や経験を生かしたきめ細かな活動が期待できることや常備消防と同規模の人数を要するその組織力を生かした大きな動員力を有していることが消防団員の強みである。 (3) 避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法及びさいたま市地域防災計画に基づき、大規模災害時における避難誘導及び安否確認等の災害活動で消防署と消防団が連携して活用するべく、各消防署において保管されている。大規模災害時に当該名簿の活用が必要となる場合には、各消防署から消防分団へ提供し、当該名簿を活用した避難誘導及び安否確認等の災害活動を行うこととしている。 (4) (5) 大規模災害時には、消防署のみならず地域に密着した消防団が要支援者名簿を活用した活動を行うことが有効であると考えている。しかしながら、当該名簿には、秘匿性の高い個人情報が多く記載されており、情報漏えいやプライバシーの保護等に十分配慮する必要があることから、大規模災害時で必要な場合のみ消防団へ提供し、活用後は各消防署へ返却することとしている。
2023年 6月定例会	市民生活	議案外	永井	自動心肺の蘇生器について (1) 配備について (2) 導入について	(1) 現在本市の救急自動車には、自動心臓マッサージ器の配備はない。 (2) 現在自動心臓マッサージ器の導入に向けた検討を行っている。現在自動心臓マッサージ器にはメーカーで3機種がある各機種の特性、特徴によってどの機種にも長所があるので、機種を選定に当たっては、導入経費を踏まえ、使いやすさなど現場の救急隊員の意見を尊重しながら、慎重に検討を重ねていきたい。
2023年 6月定例会	市民生活	議案外	永井	コロナ禍の妊産婦の救急搬送について (1) 「救急搬送困難事例」過去3年間の件数とその内訳について (2) 妊産婦の救急搬送困難事例について (3) 消防庁通知の対応状況について	(1) 救急搬送困難事案については、総務省消防庁からの通知に基づき、現場滞在時間が30分以上かつ医療機関への受入れ紹介回数4回以上の事案とされており、本市の過去3年間の件数については令和2年が1956件、令和3年が3085件、令和4年が速報値で7452件発生。その内訳として、コロナ確定事案については、令和2年が43件、令和3年が104件、令和4年が速報値で844件発生している状況。 (2) 過去3年間の妊産婦の救急搬送困難事案の件数については、令和2年が6件、令和3年が3件、令和4年が速報値で14件発生している状況。また、妊産婦の救急搬送困難事案のうち、コロナ確定事案の件数については、令和2年と3年がゼロ件、令和4年が速報値で4件発生している。 (3) 消防局としては、新型コロナウイルスに感染した妊産婦の救急要請に対して、産科的緊急処置が必要であると救急隊が判断した場合には、受入れ可能な医療機関リスト、病床状況の

				(4) 救急搬送業務となる対応について	<p>情報を基に保健所への報告と並行しながら、受入れ可能な医療機関の選定を開始する体制となっている。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症上の5類移行後の妊産婦の救急搬送については、他の疾病等の対応と同様に、県の医療情報システムに反映される最新の医療機関の応需情報を基に救急隊が傷病者の症状に即した受入れ可能な収容先の選定を行っており、新型コロナウイルス感染症の流行前の体制に移行している。</p>
2023年 6月定例会	市民生活	議案外	堤	<p>交通安全の充実にむけて</p> <p>(1) 交通安全教室の内容について教えてください。実施状況はいかがですか。</p> <p>(2) パネルの場合のような交差点は子供にとって危ない相談を受けた。上記の箇所も止まるように交通安全教室の内容に加えることはできないか</p> <p>(3) 併せて、各区の暮らし応援室に上記のような危険な交差点に危険表示を設置するように推奨できないか。</p>	<p>(1) 主に保育園、幼稚園、小学校及び高齢者を対象としており、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症予防対策として、ユーチューブでの動画配信も開始している。小学生向けの交通安全教室では、校庭に模擬道路を設置し、実際の交通環境を再現しながら、信号機や標識の見方などを指導している。特に3年生以上の教室では、実際に自転車に乗用し、正しい乗り方や交差点での安全確認の方法などを指導している。また、高齢者向けの交通安全教室では、自治会館や公民館等を会場として、年齢による判断能力や運動機能の低下を認識していただき、それに応じた通行方法や自転車の乗り方等を指導している。</p> <p>(2) パネルの場合のような交差点も含め信号機や横断歩道、規制標識等のない交差点の渡り方などの基本的な交通ルールについて指導を行っている。</p> <p>(3) 各区暮らし応援室では、市民の方々からの要望に応じて、それぞれの現場の状況を確認した上で注意喚起の表示やカーブミラー等の交通安全施設の設置を行っている。今後においても、各区暮らし応援室と連携をしながら、交通安全に向けた取組を引き続き実施している。</p>
2023年 6月定例会	保健福祉	議案外	松本	<p>介護サービス利用後、道路冠水等により自宅に帰れない事例について</p> <p>(1) 発生状況について</p> <p>(2) 代替サービス又は保障について</p>	<p>(1) 災害時の被害報告については、利用者が負傷したり、建物に被害があった場合に、介護サービス事業者からインターネットを利用したシステムで報告をもらう。今回委員からお話があった事例については把握をしてない。</p> <p>(2) ガイドラインには、例として、デイサービス利用中に被災した場合に、利用者の安全確保や家族への安否状況の連絡を行うこととなっている。本市では、ガイドラインに沿った対応を行うよう指導している。デイサービスの利用者が道路冠水により自宅に帰れない場合、サービス利用者それからデイサービス事業者、担当ケアマネジャーから主たる介護者等が連絡を取り合い、一時的に身を寄せるショートステイ等の事業所を探すことになろうかと思えます。この場合、一部自己負担はあるが、通常と同じく介護サービスを利用することは可能である。道路冠水が自然災害に起因する場合の費用についての補償については、ちょっと難しい。</p>
2023年 6月定例会	まちづくり	議案外	阪本	1 豪雨時における油面川排水機場の稼働状況について	<p>1. 排水機場の供用時期を当初予定していた令和5年春から約9か月の前倒しを行うことで、令和4年7月から供用開始する運びとなった。本市としては、市内を流れる河川の水位上昇に伴い、6月2日14時40分より水防体制に切り替え、河川巡視や水位の状況について関係部署への情報共有を図った。また、油面川排水機場では、ポンプの稼働に備えて委託業者に指示を出し、同16時より作業員が待機を開始した。その後、油面川の水位の上昇が見込まれたことから、6月3日零時30分頃にポンプ2台を稼働させたところ。その後、油面川の水位が低下し、上昇</p>

				2 油面川流域の雨水幹線や貯留浸透施設の整備について	<p>の見込みがなくなった6月3日10時頃までの約9時間半にわたり稼働した。この排水機場の稼働により約6万8000立方メートル、学校の標準的なプールの約210杯分相当の水を鴨川へ排水し、流域内の被害軽減につながったものと考えている。</p> <p>2. 油面川流域における排水機場整備後の浸水対策としては、学校や公園などの公共施設において、敷地内の降雨を一時的に貯留し、河川への雨水流出量の抑制を図るための施設として、雨水貯留浸透施設の設置について検討を行った。今年度は、基本設計を実施した新開小学校や栄和小学校において工事着手に向けた詳細設計を進めていく。また、新たに土合中学校、道場一丁目公園の2施設において基本設計を実施する予定となっている。</p>
2023年 6月定例会	本会議	一般質問	佐々木	<p>困ったときにケアされる安心・安全なまちづくり～災害への備えについて</p> <p>(1) 水害時（洪水時）の避難場所について</p> <p>(2) 避難所での性的少数者等への配慮と協力体制について</p>	<p>(1) 広域避難のいとまがない場合の緊急的な避難に対応するため、一部校舎の上層階を緊急避難場所としており、令和4年度には埼玉大学を新たに指定するなど、避難場所のさらなる充実に努めているところ。商業施設については、大規模洪水時において、広域避難を行う際の駐車場の確保を目的として活用している。コミュニティセンターについては、一部の避難所に避難者が集中すると、避難者の受入れが困難な場合の二次避難所として位置づけしており、緊急避難場所には指定している。災害発生時には、全ての市民に対して避難情報や避難所及び駐車場の開設状況等が、確実に伝わることを重要であると考えている。そのため、防災行政無線、SNS、防災アプリ等のほか、電話やファクスへの配信など様々な媒体を活用し、迅速、正確な情報発信が可能となるよう努めているところ。</p> <p>(2) 災害時に性的少数者を含む要配慮者を避難所で受け入れる際には、その特性を理解して配慮することが必要となる。また、避難所は多くの避難者が限られた空間で共同生活を行う場となることから、プライバシーも含めた避難所生活のルールを確立していくことが重要となる。男女のニーズの違いや性的少数者への配慮について、避難所運営マニュアルに記載するとともに、避難所運営委員会において、平常時から要配慮者への配慮も踏まえた避難所のレイアウトや運営方法等について協議を行っている。性的少数者への具体的な配慮については、みんなのトイレの利用や誰もが使用できるトイレの設置及び更衣室利用に関する工夫などを行うこととしている。避難所運営委員会の構成員となる地域住民も含めた避難者の協力が不可欠となる。要配慮者に対する配慮が適切に行われるよう、避難者の中に介護や医療、保育などの専門的知識を持つ方がいる場合には、広く協力を求めながら運営を行いたい。</p>
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	高柳	<p>安心・安全の地域社会に向けて</p> <p>(1) 本市の犯罪件数・内容の推移について</p>	<p>(1) 刑法犯認知件数については、令和元年1万84件、令和2年8057件、令和3年6827件、令和4年7113件。令和2年からの件数の減少については、令和4年版犯罪白書によると、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人の移動や社会経済活動が大きく抑制されたことが少なからず影響している。本市においても同様の傾向と考えている。内容については、窃盗が刑法犯認知件数全体の約70%を占め、中でも自転車盗は刑法犯認知件数全体の約25%を占めている。令和元年から令和4年の重大犯罪、そのうちの強制性交等強制わいせつ、略取誘拐、人身売買の件数については、令和元年101件、令和2年85件、令和3年92件、令和4年93件。声かけ事案については、令和元年652件、令和2年516件、令和3年599件、令和4年538件。</p>

				(2) 防犯・監視カメラの効果検証について	(2) 犯罪を未然に防止することを目的として、人通りが多く犯罪が起こりやすい、主要な駅前広場を中心に設置を進めており、現在、大宮駅西口 周辺に5台、浦和駅東口周辺に5台の計10台を設置している。自治会が設置する地域防犯カメラについては、防犯パトロール等の自主防犯活動の補完として、警察の助言いただきながら、犯罪を防止するために効果的な場所に設置している。令和4年度まで市内50自治会において、計105台の設置に対し助成を行っている。街頭防犯カメラの効果については、主に警察への映像データ提供により捜査協力させていただいており、令和3年度に13件、令和4年度に22件の提供実績があり、一定の効果、成果があったと認識している。運用基準は、街頭防犯カメラの枠組みの中で、危機事案、発生時の駅周辺の人流等の確認を認める運用をしている。今後、より幅広い公共的利活用など、現在の運用を超えるような利用が想定される場合については、新たな運用基準の策定等が必要になってくるものと認識している。
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	堤	消防体制の強化について (1) 消防団訓練について (2) 消防団装備品について	(1) 消防団員の教育訓練指針を策定し、1年間に実施する訓練や研修について計画的に実施している。新入団員に対する基礎教育のほか、各消防署で行うブロック研修や消防分団ごとに行う分団研修、また、埼玉県消防学校などの外部機関で行う研修など、その内容や目的に応じて体系的に実施していて、消防局及び消防署と連携を図りながら進めている。映像化する項目や視聴するための媒体等を含め、動画教材の導入について、諸課題を検討していきたい。水害に対し、消防署と連携して災害活動を行うことから、各ブロックにおいて消防署と合同で訓練を行い、連携能力の向上を図っている。 (2) 通常配備している安全靴や長靴のほか、風水害対策用資機材として、先ほど申し上げたボート及び排水ポンプに加え、救命胴衣を各分団へ配備している。
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	永井	防火水槽の現状について (1) 設置数と理由について (2) 耐用年数が経過した場合の対応について	(1) 公設防火水槽の総数は、令和5年4月1日現在で1014基。消火用水を確保し円滑に消化活動が行えるよう、耐震性を有する防火水槽を毎年度2基を目標に、公園等の公共用地に新規に整備している。その整備する地域としては、大規模な地震等に火災が発生し、広範囲に燃え広がった可能性が高い木造住宅が密集した地域に対して、優先的かつ重点的に整備している。 (2) 耐用年数50年を目安としている。昭和55年以前に設置された防火水槽については、構造計算の結果、安全性は低いというふうに言われている。そのため、設置から50年以上経過している防火水槽については、原則、設置年の古い水槽から年度3基を目標に長寿命化工事を実施し、耐震補強を講じている。
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	永井	飲料水兼耐震性防火水槽について (1) 現状について	(1) 消防局では、維持管理している公設防火水槽については、飲料水兼用となっていない。また、消防局管理以外では、市内に飲料水兼用水槽として17基が埼玉県の施設に設置されていて、消防水利として指定している。ただし、全ての防火水槽が現時点においても飲料水兼用として使用されているかは把握していない。水道局において、災害等で断水した場合に災害用貯水タンクなどの設置されている応急給水場所で市民等へ飲料水を提供する体制を確保

				(2) 今後の取組について	<p>していると聞いているが、災害用貯水タンクは飲料水確保のため整備している施設のため、消防水利には指定していない。</p> <p>(2) 飲料水兼用とした場合の整備コストの比較、維持管理の要領及び密閉されたマンホール蓋を開放する点について、迅速な消火活動に資するものか確認するとともに、飲料水と消火用水を兼用する場合の運用上の課題等について、各都市の状況も踏まえ、調査、研究していきたい。</p>
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	永井	<p>防火水槽のオープンデータについて</p> <p>(1) 「日本測地系・度単位10進数形式」で表記されている理由について</p> <p>(2) 県や民間が配置している防火水槽の掲載について</p>	<p>(1) 二次利用促進に向けてオープンデータ化するデータについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮して、特定のアプリケーションに依存しないデータであるCSV形式での公開を基本とするとあり、地図データではなく、緯度、経度をCSV形式での公開している。さいたま市地図情報システムへ地図データとして防火水槽位置を公開することは有効であると考えているので、予算措置も必要となることから、市民ニーズ及び費用対効果を含め、今後、検討していきたい。</p> <p>(2) オープンデータの掲載の合意を得られれば、掲載することは可能。既設防火水槽の総数は、令和5年4月1日現在、3266基あり、事業者数も多数になることから、既存の防火水槽については合意を得る方法等について検討していきたい。</p>
2023年 9月定例会	まちづくり	議案外	出雲	<p>安心・安全な公共トイレの確保に向けた基準と取組に関して</p> <p>(1) トイレの設置に関する基準や考え方について</p> <p>(2) 防犯対策について</p>	<p>(1) 令和元年度から令和4年度までの実績は、全部で10か所整備して、全ての箇所にみんなのトイレと男性用トイレを設置していて、そのうち5か所については女性用トイレが併設されている状況。国の公園整備の指針において、全てのトイレにみんなのトイレを整備している。男性用及び女性用トイレについては、公園の規模に応じて併設するかどうか検討する。男性用トイレとみんなのトイレの組合せが多い理由としては、洋式便座の場合、男性が立位で立って利用するケースが多いため、便座が汚れることにより、後に使われる方が不快な思いをしてしまうということを想定して、このような組合せ方をしているもの。今後、男女兼用のトイレの設置も含めて、ニーズに合った選択をしていくべきと考えている。</p> <p>(2) トイレ内の盗撮の対策としては、公園の場合、週6回行う清掃時に不審物がないかを清掃員が確認するとともに、指定管理者の職員も定期的に巡回して対応している。昨今の社会情勢も含めて、こういった被害なり事件が発生しているということを広報していくことは、状況によっては必要かと思う。公園内の防犯カメラの設置については、プライバシー保護の観点もあり、施設上、現在のところ、施設配置上、死角がどうしても多くなるプール施設あるいは主要駅近傍で利用者が特に多い一部の公園に限って設置している。若干の抑止効果は期待されるころでは、トイレ盗撮の対策として設置するには引き続き研究をしていかないとはいえないと考えている。</p>
2023年 9月定例会	まちづくり	議案外	出雲	<p>自転車のまちづくりについて</p> <p>(1) ヘルメットの着用について</p>	<p>(1) 事業の概要としては、市で開催する自転車安全講習会を受講していただいたサポーターに対して、子供用ヘルメットの進呈と幼児2人同乗可能な電動アシスト付自転車の購入費の一部補助を実施している。この事業を活用した自転車を利用する大人へのヘルメット着用の啓発については、自転車安全講習会において自転車の交通ルール・マナーなどの講習とともに、</p>

					<p>子供の乗車用ヘルメットの着用義務だけでなく、大人への乗車用ヘルメットの着用の必要性について啓発を行っている。令和3年度からは受講対象を全職員に拡大するとともに、本年4月1日の道路交通法改正によるヘルメット着用の努力義務化についても周知をしている。また、公務において自転車を利用する所管に対しては、全庁掲示板を用いてヘルメットの着用を促している。</p>
2023年 9月定例会	まちづくり	議案外	阪本	<p>荒川第二調節池周辺の河川空間におけるについてPark-PFI</p> <p>(1) 民間事業者からの意見は (2) 社会実験とは (3) 今後のスケジュール</p>	<p>(1) 本年2月に国・県とともに実施したサウンディング調査には11社が参加した。事業スキームについては、Park-PFI、河川占用許可、指定管理者制度などを希望する提案があった。事業期間については、Park-PFI事業の上限である20年間を希望する事業者が多くいた。</p> <p>(2) この社会実験については、荒川の水辺空間を活用して水辺のよさを実感できるイベントなどの開催を国や県等を検討している。これによって本調節地の利活用の機運の醸成や民間事業者の参入意欲の向上を図りたいとも考えている。引き続き国・県とともに検討を進めている。ハンノキの里は、桜区のまちづくりを進める会の皆さんが荒川堤外の鴨川旧河道沿いにビオトープをつくって市民の憩いの場とするために活動しているエリアであると確認している。国土交通省に確認したところ、この場所での掘削、盛土などの工事は予定していないと、調整池工事による当該地付近への直接的な影響はないと考えている。事業対象エリアに今後市が必要な工事を行う場合には、周辺環境をこのような場所にも配慮して進めていきたい。</p> <p>(3) 今後については、民間事業者との対話を継続しつつ、国・県とともに事業化に向けた課題整理、事業スキームの検討を進め、先進事例も参考にしながら公民連携による魅力的でにぎわいあふれる水と緑のオープンスペースを早期に整備できるようしっかりと取り組んでいこうと考えている。</p>
2023年 9月定例会	まちづくり	議案外	阪本	<p>道場三室線について</p> <p>(1) 第2工区の進捗状況 (2) 栄和工区の現状</p>	<p>(1) 道場三室線2工区については、与野中央通り線から西へ進み、国道17号新大宮バイパスまでの約1.2キロメートルの区間で事業を進めている。事業の進捗状況としては、令和元年度から4か年継続事業で実施していたトンネル工事が令和5年3月末に完成したところ。今年度においては、道路本線部であるトンネル内部を含めた表層工、道路照明工、また街築工事など、今年度末の供用に向けて工事を進めているところ。次に、中島地区における信号設置予定の交差点箇所について、南元宿交差点から北上して中島小学校へつながる市道C-29号線については、相互通行を前提としており、道場三室線と交差する箇所の信号設置について、現在、交通管理者と協議を進めている。</p> <p>(2) 国道17号新大宮バイパスから桜区役所の前を通り、埼玉大学付近までの都市計画道路大谷場高木線の一部を含めた延長約1.4キロメートルの区間で、令和3年10月に事業認可を取得し、事業年度を令和3年度から9年度までとして事業に着手している。令和5年8月末現在の用地買収率としては約11%となっている。次に、用地買収における土地の価格や補償額については、年度ごとに行う不動産鑑定や市で定める損失補償基準に基づき、毎年更新される最新の単価を用いて算出している。今後のスケジュールとしては、引き続き丁寧な交</p>

					渉を進め、地権者の皆様に協力いただきながら用地買収を行い、事業認可期間である令和9年度を目標に進めていきたい。
2023年 12月定例会	市民生活	議案外	堤	消防署における広報について (1)「地震だ火を消せ」から「地震だ身を守れ」について	(1) 大きな揺れに関しては身の安全を守るということになっている。広報については、消防局として誤解を与えないように、修正できる部分は修正したいと考えている。
2023年 12月定例会	まちづくり	議案外	出雲	持続可能で防災に強いまちづくりについて (1) 震災時の下水道利用について (2) 防災対策とBCPについて (3) 下水道整備について	(1) 大地震が発生すると、下水道管が破損し、下水道の機能が停止する区域が生じることが考えられる。この場合、市民の皆様に生活排水の使用制限をお願いすることになるので、防災無線や広報車、SNSなどを利用して情報発信を行うことになる。本市では、予防保全として下水道の耐震化を鋭意進めており、また下水管が破損した場合には、下水道の機能の早期回復を図るよう対策を進めている。しかしながら、被害状況に応じては早期の復旧が困難な場合があり、水道が使えても下水道が使用できないなど、生活に支障を来すことも考えられる。そこで、市民の皆様に在宅避難を余儀なくされる場合に備えて、家族分の災害用携帯トイレを準備することなどの協力を呼びかけていくことが必要と考えている。 (2) さいたま市地域防災計画に基づき、震度5弱以上の地震が発生した場合、まず被害状況を把握するため、初動対応として直ちに管渠やポンプ場等の下水道施設の巡視点検を行う。続いて、この結果に基づき必要な箇所マンホール蓋を開けて、被害状況を確認する。次に、異常が確認された箇所について、管路内の洗浄やテレビカメラ調査などの詳細調査を行い、この結果を基に下水道管の復旧を行い、下水道の機能確保に努める。また、巡視点検調査の過程において、応急的に対応が必要な箇所は仮復旧を行い、市民の皆様の安全確保に努めていく。下水道総合地震対策計画に基づき、緊急輸送道路下に埋設された下水道管及び防災拠点や避難所からの排水を受ける下水道管など約770キロメートルを重要な下水道管と位置づけ、優先的に耐震化を進めている。令和5年4月1日現在の進捗としては、重要な下水道管約211キロメートルの耐震化が完了し、耐震化率は約27%となっている。今後も引き続き計画的な重要な下水道管の耐震化を進めている。 (3) 本市の下水道独自でも下水道施設の被災に備え、災害協力体制の構築が必要と考えているので、下水道中期経営計画に基づき、他関係団体との協定締結に向けて検討している。環境部局と連携し、家屋の連担性などを考慮し、公共下水道、合併処理浄化槽それぞれの整備費と維持管理費を比較することにより、公共下水道整備区域と浄化槽処理促進区域を定めたさいたま市生活排水処理基本計画を策定している。公共下水道整備についても、区画整理事業地内を除き、令和7年度までにおおむね整備が完了するよう事業を推進していく。汚水概成後は、委員御指摘のとおり、耐震対策や老朽化対策をより一層進めていきたいと考えている。
2024年 2月定例会	本会議	一般質問	松本	宅地造成等規制法改正に対する対応について	土砂の盛土に関する規定規制区域の指定後の工事の許可、検査等は、都市局として新たな業務となるため、今後も庁内の関係部署と警察等の関係機関と十分調整を図りながら、適切な体制を構築し、運営体制を強化する。
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	西山	(1) 能登半島地震における被災地支援について	(1) 発災直後より、国や指定都市市長会等と連携をして情報収集を図り、震災の翌日から新潟市へ職員を派遣し、応急給水活動及び漏水修繕活動を実施。また、石川県七尾市に職員を派遣

			<p>(2) 災害時の共助・公助について (3) リアルタイム水害予測システムの導入について (4) 女性と防災について</p>	<p>し、避難所運営の支援を行うとともに、断水の続く現地の状況を鑑み、飲料水の物資支援を実施。その他、被害の甚大な輪島市や珠洲市などに対して、避難所や在宅避難者の健康管理業務等を行うための保健師等の派遣や医療従事のための災害派遣医療チーム、D-MAT（ディーマツ）の派遣、下水道被災調査や災害廃棄物収集運搬、応急仮設住宅建設のための職員派遣を行うなど、幅広い分野で支援を行ってきた。加えて、長期的な支援が必要な被災地の状況を鑑み、より迅速・効果的な支援体制をとるため、「さいたま市支援対策会議」を設置した。能登半島地震をはじめとする過去の大規模災害での教訓を踏まえ、防災関係機関との連携をより一層強化するなど、本市の災害対応力の向上に繋げていきたい。災害対応に配慮した職員のマネジメントについて、派遣される職員の担当業務は他の職員に割り振ることとなるが、過度な負担が生じないように配慮する必要がある。部局内で協力体制を構築するなど柔軟に対応していく。</p> <p>(2) 本市の被害想定調査に基づく避難想定者数については、物的・人的被害が最大となることが想定される、冬の18時の強風時において、さいたま市直下地震が発生した場合を想定し、算出している。避難所の受入れ体制については、避難想定者数の12万3000人の受入れが可能となるよう、学校や公民館など、指定避難所260箇所の整備を行っている。想定を超える避難者が発生し、指定避難所だけでは受入れが困難となった場合には、コミュニティセンター等の公共施設や、協定を締結している民間施設を二次避難所として随時開設することとしている。要配慮者の訓練参加については、障害者団体と連携を図り、地域の要配慮者の避難所運営訓練への参加を促している。今後、妊産婦や外国人なども含め、より多くの要配慮者に参加いただけるよう、関係部局や関係団体と連携を図っていく。自主防災組織が避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施した場合に補助金を交付しており、適宜、実施状況を確認しながら助言を行うなど、体制整備に対する支援を行っている。避難行動要支援者に対する支援の全庁的な体制作りは大変重要であると認識をしているため、令和4年度より庁内会議を開催し、協議や検討を行っている。本市の備蓄体制については、埼玉県地域防災計画において、県と市でそれぞれ1.5日以上を備蓄することとしているため、まず、本市では想定避難者の1.5日分の物資を備蓄し、生活必需品については、各品目の平均的な使用回数に基づき、備蓄数量を算出している。食物アレルギー対策についてアレルギー対応のアルファ米及び粉ミルクを備蓄しており、アルファ米についてはハラル認証を取得したものを備蓄することで、多様な背景を持った避難者が安心した避難所生活を送れる体制を整備している。</p> <p>(3) 今年度においては、道路冠水が頻発する箇所において、冠水状況を速やかに把握するための冠水センサーを試行的に設置し、活用方法について検討している。避難情報や防災情報を迅速かつ正確に受け取る手段として、防災アプリを構築し、情報発信を行っている。リアルタイム水害予測システムの導入については、様々な課題がある現状。引き続き、水害予測に関する技術や法制度をはじめ、国の取組や他都市の動向について、情報の収集に努めていく。</p> <p>(4) 女性参画の取り組みについては、災害対策全般の諮問機関である「さいたま市防災会議」における継続的な女性委員の登用率向上に努めている。防災対策における意思決定の場へ女性参画を推進していく。女性防災アドバイザーの活躍の場を広げていくためには、活動実績を</p>
--	--	--	--	---

					増やしていくことが重要。スキルアップを図りながら、女性防災アドバイザーの活用に努めていく。ジェンダー平等の視点からの防災について取り上げ、市民への周知・啓発に取り組んでいる。
2024 2月定例会	まちづくり	議案外	阪本	油面川流域における貯留施設整備について (1) 令和6年度に整備する内容について	(1) 令和6年度の整備については、桜区新開2丁目の新開小学校、栄和1丁目の栄和小学校における整備を計画している。新開小学校における流域貯留浸透施設の整備については、令和4年度に実施した基本設計を基に、今年度詳細設を進め、学校関係者との調整を踏まえた工事スケジュールを計画している。現在、昨年12月定例会において補正予算として承認いただいた債務負担行為を活用しての年度内の工事契約を目指し、発注準備を今進めている。次に、栄和小学校における流域貯留浸透施設の整備については、新開小学校と同様に、現在、詳細設計を進めており、砂ぼこり対策についても、詳細設計の中で学校関係者と調整を進めている。
2024 2月定例会	まちづくり	議案外	出雲	荒川治水橋の陸閘の運用について (1) 陸閘の管理や閉鎖時の周知、安全規定について	(1) 災害時には確実に陸閘が操作できるよう毎月点検を実施しており、年に1回、取水機前には通行止めを行い、陸閘を稼働させる年点検を実施している。災害時の陸閘操作については、河川管理者である国や交通管理者である警察との協議に基づき、治水橋の観測水位に応じて、通行止めや陸閘操作などの行動計画を定めている。また、地域住民の皆様や通行される方々へ向けて、大雨時には、荒川の水位上昇に伴い治水橋の通行止めとなる旨を記載した看板を設置して、周知している。通行止めの際には、国や警察などの関係機関と連携を図りながら、日本道路交通情報センターや市ホームページやSNSなどを通じて、安全に避難や迂回ができるよう周知を図っている。年に1回、取水機前に通行止めを行い陸閘を稼働させる年点検については、実施前には周知している。
2024 2月定例会	まちづくり	議案外	出雲	建設局と他部局との連携について (1) 情報共有と施工タイミングの連携について	(1) 道路工事については、毎年度当初に開催している道路工事調整会議において、建設局の各建設事務所、都市局、水道局及び各専用企業者等の工事一覧と工事箇所図面を紙資料で作成し、関係各課、各くらし応援室及び各専用事業者に配布することで、情報共有連携を図っている。この資料を基に、工事が競合する場合には、施工時期等の調整を担当間で行っている。道路工事調整会議の資料については、令和6年度より、さいたま市維持管理支援システムにおいて電子データで工事情報を集約し、庁内で情報共有をする予定としている。資料の電子化に伴い、工事情報が随時更新可能となり最新情報で確認ができることから、工事を実施するに当たり関係機関内において、より一層スムーズな連携が図れるものと考えている。
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	相川	福祉避難所の避難訓練について (1) 要配慮者が多く参加しやすい避難所訓練を行うことについて	(1) 要配慮の方々においては、まずは近隣の一次避難所へ避難していくこととなるが、災害の発生状況により、その後の二次避難先となる福祉避難所を事前に定めておくということが困難なことから、現時点では開設訓練への当事者の参加は想定していない。訓練の内容をより有益なものとするため、福祉避難所となっている各施設の意見等も伺い、本市の関係部局と連携して検討していきたい。
2024年 6月定例会	総合政策	議案外	佐伯	防災について (1) ジェンダー視点で防災の重要性について	(1) 女性の防災アドバイザーの育成を図るため、各区防災アドバイザー会リーダー会議において、募集の周知を図るとともに、男女共同参画の視点に基づいた研修会を実施している。避難

				<p>(2) 安否確認シールの活用について</p> <p>(3) 大宮体育館一体を避難所指定に</p>	<p>所運営訓練については、男性、女性ともにリーダーを配置するなど、男女のニーズの違いに適切に対応できる体制づくりに努め、そのうえで、男女双方の視点に必要な配慮を避難所運営マニュアルに記載するとともに、避難所運営委員会において、平時から避難所のレイアウトや運営方法等について協議を行っている。引き続き性別等にかかわらず意見を述べることのできる多様性に配慮できるように、ジェンダー視点の防災の意識をしっかりと持ちながら、防災対策に取り組んでいる。防災会議の女性比率だが、81人中8名、9.9%となっている。</p> <p>(2) 安否確認シールの活用については、地域において安否確認を行う手段の一つとして有効であるものと認識している。自治会や自主防災組織など、地域における安否確認体制が構築されることで、より効果が得られる共助の取組と考えている。なお、共助の取組に対する支援としては、自主防災組織が購入する資機材の購入補助を行っている。</p> <p>(3) 応急給水場にもなっている。避難者の受入れが困難な場合の二次避難所として開設を想定しているほか、市内の広域拠点備蓄倉庫等の物資の受入れが不足した場合に開設される物資集積場など、災害の状況に即した対応を行う施設となっている。大宮体育館一体のうち、大和田公園については、洪水を除く地震やがけ崩れの際の指定緊急避難場所及び大規模火災時の広域避難場所に指定している。大宮体育館一体を指定避難所とすること等については、一応本市の生活の場である指定避難所については、屋内施設としているので、空地などの屋外を含めて指定することは安全面等を考慮して難しいものと考えている。</p>
2024年6月定例会	総合政策	議案外	堤	<p>避難所について</p> <p>(1) 設置状況、収容可能人数について</p> <p>(2) 避難所運営訓練について</p>	<p>(1) 学校や公民館などの施設260か所を住宅の消失、倒壊等により生活の場を失った方を受け入れる指定避難所としており、地域の偏りがないう市内全域に配置をしている。収容可能人数については、避難所施設の使用可能面積を避難者1人当たりの使用面積2平方メートルで割り、算出をしている。指定避難所260か所で合計約33万人となり、本市の被害想定者数12万3,000人を収容することが可能としている。</p> <p>(2) 一部の避難所では、中学生にも避難所運営訓練に参加している。中学生の訓練への参加形態としては、地域の住民として参加する場合のほか、土曜チャレンジスクールを活用して訓練に参加する事例がある。中学生の訓練参加促進の取組については、中学生が地域防災へ関わることの重要性を踏まえ、避難所運営訓練への参加促進について、説明を行うとともに、全ての中学校へ生徒の訓練参加を依頼している。高校生の訓練への参加促進の取組については、さいたま市内の埼玉県立高等学校及びさいたま市立高等学校に対し、避難所運営訓練の実施に関する資料を配布し、生徒の訓練参加を依頼する予定。</p>
2024年6月定例会	総合政策	議案外	堤	<p>防災行政無線について</p> <p>(1) 設置基準と現在の設置箇所について</p> <p>(2) 聞こえづらい箇所について</p>	<p>(1) 基地局等から市内の各スピーカーへ電波が到達するか調査を実施した結果や、各スピーカーから放送される音が届く範囲を考慮したうえで、近接するスピーカー同士の音が重複して反響しないよう聞こえ方に配慮した場所を決定している。</p> <p>(2) 放送内容が聞きづらいなどの情報を基に、個別に現地確認を行い、音量やスピーカーの向き等を可能な範囲で調整することで、放送が聞き取りやすくなるよう改善に努めている。災害時には、防災行政無線から最大音量で一斉に放送を行うほか、登録制メール、SNSによる</p>

					配信、また、携帯電話やSNSの活用が困難な方へも確実に伝わるよう、電話、ファクスによる配信や、災害協定によるラジオ放送など、多様な情報伝達手段により情報発信を行っている。
2024年 6月定例会	市民生活	議案外	永井	災害ごみについて (1) 借置場について (2) 災害ごみの定義について (3) 災害ごみの受入れ体制について (4) 損壊家屋等の撤去等の実施における原則について	(1) 現状さいたま市地域防災計画において仮置場候補地として10か所を設定している。西区、北区、見沼区、緑区に偏在している理由としては、借置場の性質上、一定規模以上の敷地を要することから、浦和区や大宮区など、人口密集地では候補地を設定することが困難な状況。この状況を解消するために、先般、環境局及び他局が保有する市有地で一時的な利用を含め、仮置場候補地となり得る箇所をリスト化し、現在使用方法等について協議している。 (2) 一つ目、災害によって発生する廃棄物、二つ目、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物。 (3) 被災地において災害によって発生したとみなされる対象品目が収集所などに排出された場合には災害廃棄物として処理する。しかし、もし災害ごみではないというごみが多量に排出された場合、一時仮置場のスペースというものも限りがあるので、収集できなくなってしまう懸念も生じる。そうでないごみについては排出せず、災害ごみを適切に排出するよう、そういった事前のアナウンスの中で理解を求めている。 (4) 不動産に関して緊急に解体をする場合であっても、民法の規定により事前に建物の所有者の同意が必要である。一方、損壊家屋による2次災害の発生を防止するなど、行政上の課題に対応するために措置を行う場合は、必ずしも所有者の同意を得ることなく、個別法の規定に基づく対応が可能であると、そういった法的整理も示されている。従って、個々の事例により適用する法律及びそれに基づく手続に従い、そのときの緊急性や支障の状況を鑑みながら適法に支障の除去を行っていききたい。
2024年 6月定例会	市民生活	議案外	永井	救急医療資源の最適化について (1) 老健・特養等と消防局との連携について (2) 本人や家族との取決めによるみとり対応の実施について	(1) 119番通報を受信した時点より、傷病者の救命を任務としており、介護老人保健施設や特別養護老人ホーム等の高齢者施設において、延命措置を希望されない方に対するみとりの対応については、連携は難しいものと考えている。 (2) 人生の最終段階にある傷病者が、延命を望まない場合における傷病者本人の意思尊重について、医師会や救命救急センターの医師などで構成する地域メディカルコントロール協議会において、心肺蘇生を望まない傷病者への対応が、プロトコールとして定められている。心肺蘇生に陥ってしまった傷病者に対し、心肺蘇生を開始することを基本とした上で、本人が心肺蘇生を望まない意志を、家族等により示された場合においては、主治医の指示があり、かつ主治医自らが救急現場に臨場できる場合に限って、心肺蘇生や搬送を中止できるものとされている。消防局としては、今後もこのプロトコールに基づき、適切な救急活動を行っていく。
2024年 6月定例会	保健福祉	議案外	佐々木	災害時の医療品の安定供給について (1) モバイルファーマシー導入の検討状況、薬剤師会などとの話し合いはされているか。	(1) モバイルファーマシーというのが、薬局として位置づけられないような状況になっているので、調剤ができない。例外として災害その他特殊の事由により薬局で調剤できない場合など

				(2) モバイルファーマシー導入における課題	<p>には、薬局以外での調剤が可能ということになっているので運用はできる。薬剤師会さんと意見交換等している現状。</p> <p>(2) 自治体の導入する場合の課題について、自治体が保有するとなると活用できないのでは。あと、費用とか人員の観点から、やはり導入費用、人件費等を含む維持管理や整備費等、多額の費用負担が生じる。また運用主体である薬剤師さんの人員確保をどうするかというような問題。さらには、平時の活用に関しては、やはり移動薬局として利用することはできないという課題が挙げられる。なお、災害時の医薬品の安定供給については、さいたま市災害保健医療体制検討会医薬品専門部会等で検討していて、さいたま市災害用医薬品等備蓄業務をさいたま市薬剤師会と委託契約するとともに、災害時における医療用医薬品の調達業務に関する協定書を一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会とも締結している。</p>
2024年 9月定例会	本会議	一般質問	佐々木	<p>困った時にケアされる安心・安全なまちづくり～災害への備えについて～</p> <p>(1) 避難所におけるプライバシー確保について</p> <p>(2) 避難所運営訓練への中学生の参加について</p>	<p>(1) 近年の備蓄品の増加に伴い、避難所の防災倉庫内のスペースが不足していて、現状は困難である。まずは要配慮者への対応が充実しますよう、段ボールベッド等の備蓄物資の機能、素材等を比較検討もしたうえで、備蓄数量を増やすことに取組んでいきたい。</p> <p>(2) 中学生の避難所運営訓練の参加者数は年々増加傾向にあるが、一部の避難所においては、訓練の実施日と学校の試験期間が重なるなど、日程の都合により、中学生が訓練に参加をしにくい状況にもなっている。中学生の訓練参加促進の取組みについては、中学校の校長会において、中学生が地域防災へ関わることの重要性を踏まえ、避難所運営訓練への参加について説明を行うとともに、全ての中学校へ生徒の訓練参加を依頼している。</p>
2024年 9月定例会	総合政策	議案外	堤	<p>災害対策について</p> <p>(1) 訓練について</p>	<p>(1) 避難所運営委員会が主体となる避難所運営 訓練を中心に取り組み、地域防災力のさらなる向上を図っている。平成25年度から会場集合型の防災訓練については、区単位で行っていたものから市域を3グループに分けて、市の総合防災訓練として輪番で行うこととし、各区においては3年に一度関わるような形を取っている。今後は取組内容の共有を図るなどしていきたい。各区の担当者が出席する総務課防災事業担当者説明会や各区意見交換会などの場において情報共有を図っていきたくと考えている。訓練に適した会場を確保することや住民などの動員に関わる負担が集中するために、市域を3つに分けて行う体制にしている。障害者の訓練参加促進の取組について、総合防災訓練では、さいたま市障害者協議会に参加協力を依頼している。避難所運営訓練では、訓練を主催する区役所総務課に対して、各障害者団体と連携を図り障害者の参加を促進するよう依頼している。障害者などの要配慮者を想定した訓練については、一部の小中学校などの避難所において、要配慮者優先避難所である公民館と連携し、避難所間の要配慮者の移送訓練を実施するなど取り組んでいる。総合防災訓練では、障害者の方に震災対応訓練へ参加していただき、地震の発生から安全な場所へ避難するまでの行動を確認している。障害者の方と合同でやっている区役所としては、中央区と大宮区になる。障害者当事者の意見を聴取する機会について、さいたま市障害者政策委員会のほか、障害者（児）の生活と権利を守るさいたま市民の会、さいたま市聴覚障害者協会、さいたま市手をつなぐ育成会などの各障害者団体と懇談会などにおいて、防災課職員が出席し、意見や要望をいただいている。次に、聴取した意見の反映について、要配慮者の特性に応じた配慮に関し、避難所運営マニュアルへ反映するとともに、研修などを通じて</p>

				<p>(2) 県市の連携について</p> <p>(3) その他</p>	<p>避難所担当者職員へ周知するなど、避難所運営における要配慮者への対応の充実を図っている。</p> <p>(2) 本市と埼玉県とは、九都県市という枠組みで連携を行っている。総合防災訓練についても、九都県市のそれぞれの会場という位置づけで実施しており、救援物資輸送訓練など一部の項目は県と合同で実施しているが、総合防災訓練の性質上、警察などの防災関係機関が一堂に会して実施することから、仮に本市と埼玉県が同日に実施した場合、参加機関がどちらかの訓練にしか参加できなくなるなど、影響が想定されている。埼玉県のイツモ防災事業については、インストラクターの選定や講座の実施に関わる啓発道具の借用についての調整など、事業実施に関しての協力を行っている。</p> <p>(3) 性別のニーズの違いや性的少数者への配慮について避難所運営マニュアルに記載するとともに、避難所運営委員会において、ジェンダー視点で避難所のレイアウトや運営方法などを平時から協議している。今後について、埼玉県の作成する手引も参考にして、引き続きジェンダー視点に立った避難所運営に取り組み、避難所の体制づくりに努めていきたい。</p>
2024年 9月定例会	市民生活	議案外	永井	<p>救急搬送について</p> <p>(1) 救急搬送の年間を通じた増減について</p> <p>(2) 熱中症に関わる搬送状況について</p>	<p>(1) 令和5年中の救急出場件数は8万5,035件。1月平均で7,086件。この平均件数を上回っているのが7月、8月、9月の3か月間及び12月、1月の2か月間で、特に救急需要が高まる時期となっている。ピーク月となったのが7月の8,401件で、7月31日には令和5年中の最大件数となった1日332件を記録した。救急出場ピーク、いわゆる多いときの対応状況については、市内の救急需要の状況に応じ、常用の救急車31台、これに加え非常用の救急車11台を最大限活用して対応している。関係部局との連携ということで、救急出場等の状況について、情報提供あるいは市内26の救急告示医療機関と救急需要対策救急病院連絡会といった会議母体がある。こちらのほうにおいて、情報共有を図りながら、連携強化に努めている。</p> <p>(2) 令和5年中が954人、内訳として、まず年齢別については7歳未満が9人、7歳以上18歳未満が116人、18歳以上65歳未満が368人、そして65歳以上の方が461人令和6年は8月末までの速報値であるが、808人という状況。昨年の同時期に比べるとやや減少は見られるもののこの9月暑さが続く状況を鑑みると、おおむね同様と考えている。発生場所については、屋内で発生したものが400人、屋外で発生したものが554人。小・中・高の学校における発生状況は40人になっている。令和6年、同様に8月末までの速報値808人の内訳として、年齢別については7歳未満が5人、7歳以上18歳未満が85人、18歳以上65歳未満が293人、65歳以上が425人となっている。発生場所については、屋内が385人、屋外が423人となっている。小中・高の学校における発生状況については34人となっており、児童生徒においては令和5年、6年ともに自宅と比較すると学校で発生する割合が多く、特に部活動などの運動中に多く発生する傾向にある。この状況を踏まえ、熱中症予防に関する普及啓発をはじめ応急手当普及員の講習等を通じて、応急手当の重要性、必要性について指導するなど、関係各署との連携を図っている。</p>

2024年 9月定例会	市民生活	議案外	永井	<p>特別高度救助隊について</p> <p>(1) 活動状況について</p> <p>(2) 装備類の状況について</p>	<p>(1) 特別高度救助隊については、大宮消防署と浦和消防署に配備した救助隊で、火災救助、警戒等、ほかの特別救助隊と区別することなく出場しているほか、高度な救助技術と資機材を備えていることから特殊災害発生時には優先編成をされて出場している。現在女性の特別高度救助隊員については、配置をされていない。救助出場の業務に従事した職員については、消防業務手当という特別勤務手当が支給される。</p> <p>(2) 特別高度救助隊が使う資機材については、総務省令に基づき、特別救助隊が備える救助活動に必要な救助器具のほか、特殊な救助事象に対応するための器具を保有している。当該資機材の更新については、さいたま市消防局車両整備基準による車両の更新と併せて実施している。</p>
2024年 9月定例会	まちづくり	議案外	相川	<p>豪雨対策について</p> <p>(1) 豪雨災害時の市民からの問い合わせについて</p> <p>(2) 合流管の雨水滞水池や雨水吐室の現状について</p> <p>(3) 公共施設における雨水貯留タンクや雨水貯留浸透施設等の豪雨対策について</p>	<p>(1) 豪雨災害に対する市民への情報提供としては、市報やホームページ、SNSを通じて、水害への備え、大雨時にできることについて周知を図っている。道路情報の収集ツールとしては、さいたま市防災アプリや水位情報システム、内水ハザードマップの活用などについても周知している。道路冠水が頻発する箇所においては、状況把握を速やかに行うことが課題であると認識している。現在は、アンダーパスや道路冠水が頻繁に発生する箇所について、水位情報システムに水位を継続しているというところと、警察や市民の方からの通報により、道路冠水の状況を把握し、適宜通行止め等の対応を行っている。今年度においては、道路の冠水状況を速やかに把握するため、道路冠水センサーの設置のほうも進めている。今後になるが、この道路冠水センサーにより取得した情報についても、水位情報システムと連携を図って情報発信できればと考えている。</p> <p>(2) 改善計画に基づき、雨水吐き室には放流水に含まれる夾雑物の除去施設を設置することや、地表面からの夾雑物流入が多い初期雨水を一時的に貯留する施設の設置などの対策が完了している。当該事業の実施により、国から求められていた分流式下水道並みの汚濁負荷量の削減、放流回数の半減、夾雑物の削減を達成している状況。引き続き定期的な放流水の水質調査を行い、適時適切な維持管理に努めるとともに、さらなる水質改善に資する対策の実施について、国の動向を注視していく。合流式の区域については約1,900ヘクタール、全体の処理面積の15%程度となっている。</p> <p>(3) 気候変動に対応した豪雨対策に関する検討会で検討した、あなたにできる豪雨対策については、雨水を上手に流す、ためる、しみ込ませるといった視点でチラシを作成し、関係課で配架するとともに、市のホームページに掲載している。各区役所の催事情報システムを活用して、PR動画の放映をしている。さいたま市総合雨水流出抑制対策指針については、市が実施する全ての工事において、雨水流出抑制対策を実施することを定めたものであり、この取組についても、市のホームページに掲載している。この指針に基づき、道路工事や営繕工事などにより実施した雨水流出抑制対策施設の貯留浸透量については、平成19年度から令和4年度までの合計16年間の合計になるが、約13万3,000立方メートルで、これは25メートルプールに換算すると、約410個分に相当する量となる。今後も本方針に基づきまして、公共工事において雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、引き続き市民の皆様にも豪雨対策の重要性について周知していきたい。本市の雨水対策の考え方について、</p>

					<p>浸水被害の軽減に向けた対策を効率的かつ効果的に実施するため、大雨時の雨水履歴や、市民の皆様からの要望を踏まえ、優先して対策を実施する地区を設定し、河川の改修や雨水管、雨水貯留施設等の整備を進めている。</p>
2024年 9月定例会	まちづくり	議案外	阪本	<p>台風対策について</p> <p>(1) 油面側排水機場の稼働実績</p> <p>(2) 合流する河川の状況</p> <p>(3) 流域貯留浸透施設整備について</p> <p>(4) 倒木対応</p>	<p>(1) 油面川排水機場の稼働実績については、油面川の水位上昇を確認して、さらに水位の上昇が見込まれたことから、8月30日2時20分頃よりポンプの稼働を開始し、水位の上昇の見込みがなくなった同日の15時頃にポンプの稼働を停止している。約12時40分にわたりポンプを稼働したことにより、排水した量という約9万立方メートル、標準的なプールに換算すると約280杯分の雨水を鴨川へ排水して、油面川流域の被害軽減につながったものと考えている。なお、今回の排水機場の稼働については、令和4年7月の供用開始以降、令和5年6月に初めて稼働されて以来の2回目の稼働となったものである。引き続き施設の適正な運用に努めていく。</p> <p>(2) 今回の台風第10号の大雨による鴨川排水機場の稼働実績としては、8月30日4時20分頃から同日16時50分頃まで稼働しており、昭和水門については、荒川の水位が鴨川の水位に比べ、上昇しなかったことから、閉鎖は行わなかったと伺っている。引き続き埼玉県など関係者との連携を密にして適正な施設の運用を図っている。</p> <p>(3) 油面川流域における排水機場整備後のさらなる浸水対策として、公園や学校などの公共施設を活用して、敷地内の雨水を一時的に貯留し、河川への雨水流出量の抑制を図るための施設として流域貯留浸透施設の整備を進めている。現在新開小において工事を進めていて、完成は今年度の予定。また、栄和小学校については、現在工事着手に向けた調整を進めている。今年度中の発注は予定している。また、桜田2丁目公園と道場1丁目公園において詳細設計を進めていて、あと中島小学校などにおいて基本設計を進めている。流域内に土合小学校と土合中学校があるが、今後リフレッシュ工事が予定されていて、この工事完了後に流域貯留浸透施設の整備を実施していきたい。</p> <p>(4) 7月末に鴨川堤桜通り公園、またその周辺で発生した突風だったと記憶している。この被害については、鴨川堤桜通り公園で12本の桜の倒木、その他多くの桜の木で枝折れが発生した。昨今の樹木の老木化また異常気象による倒木被害の増加を受けまして、市としても樹木の老木化が進行している公園などについて調査を実施し、伐採や間伐、補植の必要がある樹木の検討を行っている。桜通り公園の赤いテープもその調査の中の一環でこれから枯れが進行して倒木のおそれがあるものというところで目印に巻いた。この赤いテープを巻いた桜については、次年度以降、予算措置を行い、順次伐採を行っていく予定。今年度行った鴨川堤桜通り公園の調査では、桜339本あるうち、赤いテープを巻いた桜は70本。まずは、安全確保の観点から、枯損木の対応を行っていくが、補植についても並行して検討して実施につなげていこうと考えている。</p>

明日のまちをつくります

12. 地域を支える交通体系の構築と都市基盤整備

(質問数25-53)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	市長の政治姿勢 (3) 市庁舎等整備について	(3) 新庁舎整備に関する要望については、今後、本庁舎整備審議会などの意見等も踏まえながら、令和5年度に策定予定の「新庁舎整備等基本計画」や、その後の「基本設計」等に反映していきたい。また、現庁舎地の利活用については、「多様な世代に愛され、県都・文教都市にふさわしい感性豊かな場所」とするため、市民ワークショップやオープンハウスなど、市民の意見をいただき検討を進めている。
2023年 2月定例会	本会議	代表質問	添野	県都・文教都市 感性豊かな浦和のまちのために (1) 浦和駅周辺まちづくりビジョンについて (2) 現市役所庁舎の利活用について	(1) 浦和のまちに関わる市民、事業者、行政などの多様な主体が共有する指針としている。次にリーディングプロジェクトの位置付けについては、事業の具体化に合わせ、総合振興計画実施計画へ位置付けるなど、PDCAサイクルによる計画的な事業の進捗管理に取り組んでいく。プロジェクトを決めていく手法については、浦和の地域資源を生かしながら、時代の変化へ対応できるよう、ビジョンに示すまちづくりの展開別に、公民連携の場である「エリアプラットフォーム」で検討推進していく。 (2) 市民ワークショップやオープンハウスなどの取組みを通じ、様々な意見をいただいているところだが、今後、どのような機能にしぼりこんでいくか、令和7年度ごろには、利活用の一定の方向性を取りまとめた利活用計画(骨子)を策定し、令和10年度ごろには、導入する機能や事業手法などの具体化を図った利活用計画を策定することを予定している。歴史的遺産をしっかりと調査したうえで、「洗練された伝統と完成豊かな文化が息づく、風格で魅了する都心・浦和」の実現に向けて、しっかりと検討を進めていきたい。
2023年 2月定例会	本会議	代表質問	添野	まちづくりの加速化と回遊性の向上について	事業用地の取得は、任意交渉によることを大前提としており、用地取得が難航し、長期化している事業については、用地交渉の状況、供用開始の時期などを勘案して、収用移行へと進めている。事業用地の残地取得について、残地事務取得取扱要領では、取得の条件として、残地を公用、もしくは、公共用又は公益事業の用として確実に有効利用を図ることができる場合のみに取得できるとしている。現在は、道路区域への編入、他局への提供など、利活用が可能な土地を買収している。残地や歩道にベンチ等を設けることについては、スペースの確保とか、沿線の方々との合意形成が必要といった課題もある。今後、残地の取得条件や活用方針について、他都市の事例を調査研究していきたい。
2023年 2月定例会	総合政策	議案外	武田	道の駅、と畜場について (1) スケジュールと環境影響評価について	(1) 道の駅と食肉中央卸売市場・畜場整備事業の全体スケジュールについては、基本計画に示しているとおり、令和10年度の開設を目指している。環境影響評価の状況については、令和4年12月に業務委託契約を締結し、現在、調査書、計画書の作成と現況調査の実施に向けて準備を行っている状況であり、今後は準備書の作成、評価書の作成等、順次進めていく。市民には、令和5年7月から8月にかけて調査計画書の公告縦覧を行うとともに、8月に説明会を行う予定。

2023年 2月定例会	まちづくり	議案外	添野	市街化調整区域における違反開発への対応について (1) 組織的体制について (2) 事務処理要領について (3) 関係機関、団体との連携について	<p>(1) 都市計画法だけでなく、建築基準法や農地法など幾つかの法令に抵触している事案が多く、関係する部局が連携して対応することが重要。これまで違反開発への対応に加えて新たに組織横断的な会議体を設置し、連携を強化して対応することとした。この組織横断的な会議体の設置状況としては、昨年12月に都市計画法に係る違反開発等連絡会議設置要綱を定めて連絡会議を設置したところ。この連絡会議は市街化調整区域内の違反事案について、関係部局間の情報共有や行動指導等を連携して行うことを目的としている。連絡会議は、南北にある各都市計画指導課の課長が座長となって会議を開催するという事になっている。座長は違反事案が発覚したときに関係課へ情報共有や意見聴取、合同調査等の実施が必要となったと判断した場合に会議を開催する。庁内の会議ですので、記録は残している。</p> <p>(2) 都市計画法に係る違反開発等連絡会議設置要綱の施行に伴い、本年1月に事務処理要領の関連条項を改正したところ。この改正によって、違反開発等が他法令にも抵触する疑いがあると思われるときは連絡会議を開催し、関係課との連携を図ることを事務処理要領に規定したところ。判定基準については、令和2年に制定したものに沿って違反開発に対する指導を今行っているところ。判定基準の運用方法としては、違反事案が発覚した際に違反行為の危険性や周囲の影響度、行為の悪質度等の各項目を点数化して、その点数に応じた指導をしていくこととしている。指導の種別としては、口頭指導、赤紙貼付、文書指導などがあるが、案件ごとに差異があるので、慎重に対応している。何年も指導に従わない事案、悪質な事案について、違反の是正は相手方の努力、協力によるところが大きいため、計画どおりに進まないだけでなく、指導効果が現れるまでに時間がかかっているのが現状。長期間にわたり是正が進まない事案については、指導回数を増やすなどの粘り強い指導を継続して行っているところ。</p> <p>(3) 違反開発を抑制するため、これまで市街化調整区域内での建築行為の際は所管課へ相談するよう、市のホームページや市報などで周知を行ってきた。加えて今年度から、違反現場や違反が疑わしい現場における外国人にも対応するため、英語や中国語、韓国語にも対応した注意喚起のチラシを作成して、現場パトロールや窓口対応の際に配布することで周知を図っている。本年1月から新たに開発業者や不動産業者などに向けて、市街化調整区域における開発許可制度をまとめたチラシを作成して、各事務所の窓口等で配布を始めたところ。</p>
2023年 2月定例会	まちづくり	議案外	松本	まちづくりの加速化について (1) 土地収用法の庁内手続きについて (2) 土地区画整理事業について	<p>(1) 具体的な期間ではなく、用地交渉の状況、供用開始の時期、対象地の周辺の状況、事業の進捗などを勘案し、長期化と判断している。都市計画道路事業では、関係者の方々への事業説明会、現場での用地測量、用地幅くいの打設を経て、地権者の方々との境界確認を行っている。その後、事業認可を取得し、用地交渉開始という流れで行っている。一律に用地幅くいの打設3年で区切ってしまった場合、地権者によっては、十分な用地交渉を重ねる前に収用移行となる期限を迎えてしまうことも考えられる。そのため、個別的要因なども加味しながら、総合的に判断していきたい。収用移行の基準を満たした後も、任意交渉を継続しているが、まず、事業主管課と用地主管課は、地権者との協議が成立する見込みがない場合、協議不成立について、建設局長にまず報告する。その後、事業主管課は、収用委員会の事前相談など</p>

					<p>を経て、建設局内における収用移行への最終検討を行う協議会へ付議した後、収用移行への可否を決定する。次に、協議会の結果を基に、事業主管課は収用への手続を移行する市長決裁を行う。</p> <p>(2) 建築物等の移転に伴う協議が不調となり、移転ができないために事業進捗が滞っている場合、土地区画整理法に基づき、施工者が直接移転の工事を実施する、いわゆる直接施行を行うこともある。市施工の土地区画整理事業の建築物等の移転に対する基本的な方針としては、移転協議により、市が保証金をお支払いして、権利者が主体的に実施することを前提としていて、合意形成に時間を要している権利者との交渉においても、より丁寧で分かりやすい説明を心がけ、粘り強く事業に協力いただけるよう協議を進めているところ。今後、直接施行の実施について検討することも必要であると考えている。</p>
2023年 2月定例会	まちづくり	議案外	松本	<p>安全性・回遊性の向上について</p> <p>(1) 歩道の整備について</p> <p>(2) サイクリングロードの整備について</p>	<p>(1) 現在進めている歩道整備については、市街化区域内、あるいは交通量が多い路線、小中学校の通学路、バリアフリー経路、事故の発生件数、駅周辺などを、整備優先度が高い路線について整備を進めている。当該路線の歩道未整備区間については、市街化調整区域になっていること、あるいは、先ほどの条件に照らし合わせると、整備優先度が低い路線となっている。</p> <p>(2) 元荒川沿いのサイクリングロードをサイクリストが利用しやすい環境として整備していくためには、市内だけでなく、広域的に整備することが効果的であることから、河川管理者である埼玉県や、沿線自治体と連携協力して取り組む必要があると考えている。昨年11月に国の自転車活用推進計画に位置づけられた全国会議である、自転車利用環境向上会議を開催し、自転車活用推進計画やサイクルツーリズム等をテーマにしたほか、国や埼玉県と連携し、本市のさいたま自転車まちづくりプランさいたまは一とを具体的な事例として取り上げ、自転車施策の取組と必要性を発信し、県内を含めた各自治体の自転車活用推進計画の策定を促すための取組を実施したところ。</p>
2023年 2月定例会	まちづくり	議案外	松本	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法</p> <p>(1) 本市の対応について</p> <p>(2) 法規制による本市における政策効果について</p>	<p>(1) 法律の改正に伴い、規制できる区域などが改正されたので、本市の対応としては、令和5年度に盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定するための基礎調査を実施して、令和6年度には規制区域の指定の告示を行い、令和7年度からの運用の開始を予定している。規制区域の指定の考え方等については、今後国から公表される省令やガイドラインを踏まえ、埼玉県や県内の中核市と意見交換を行いながら進めていきたい。</p> <p>(2) 規制区域指定をすると、国が定める政令に基づき一定の高さもしくは面積を超える宅地造成や特定盛土等の工事を行う場合は、市長の許可が必要となる。許可に当たっては、災害防止のために必要な基準が定められていて、擁壁の設置や排水施設の設置、地盤の安全確保などの基準を満たしていることが必須となる。許可後は、施工状況の定期報告、中間検査、完了検査が義務づけられている。違法性の疑いのある盛土等については、報告聴取や立入検査等により現状の把握後、違反と判断した場合には監督処分等を行うことができるものとされている。</p>

2023年 9月定例会	本会議	代表質問	添野	7 市街化調整区域の土地利用のあり方について (1) 市街化調整区域の定義と課題について (2) 開発行為の規制について (3) 関係機構との連携、注意喚起について	(1) 「市街化を抑制すべき区域」と規定されている。都市計画法の規定による許可を受けることにより、開発行為を行うことが可能となっている。土地利用に関する課題については、複数存在している。 (2) 監督処分等を検討する会議体の設置も含め、引き続き監督処分の進め方について、他市の取組やその効果などを調査しながら検討していきたい。 (3) 令和5年1月より市街化調整区域内の違反事業における情報の共有や合同指導等の対応に向けて、農業・環境・消防部局などとの組織横断的な会議体を設置し、会議を3回開催した。注意喚起としては、市へ相談するよう、市報に掲載、多言語に対応したチラシや市街化調整区域における開発許可制度をまとめたチラシを作成して、相談窓口等に配布をしている。今後は、不動産取引や建築士などの業界団体に対しても、更なる開発許可制度の周知が図られるよう。連携していきたい。
2023年 9月定例会	本会議	一般質問	堤	コミュニティバス導入について (1) コミュニティバス導入ガイドラインに基づく実績は (2) コミュニティバス導入ガイドラインはハードルが高すぎるのではないか。 (3) 導入成功地域組織の方を講師に講習会開催を	(1) ガイドライン策定以降に導入したものはない。理由としては、地域組織が希望する運行ルートや需要などから、「乗合タクシー」を選定したためである。乗合タクシーについては、現在7地区で導入した実績がある。 (2) 運行計画を作成する段階で、5人以上からなる地域組織を立ち上げていただくことになっている。その理由としては、コミュニティバス等を市民から「守り」「育てる」ことが不可欠であり、導入の段階から多くの方々に主体的に取り組んでいくことが重要であるとの考えから設定したもの。本市では、積極的に地域へ出向き、組織の立ち上げ方を含めて、支援を行っている。 (3) 今後、地域の要望を伺ったうえで、市民講師を含めた講習会の開催を検討していく。
2023年 9月定例会	本会議	一般質問	堤	高齢者等の移動支援事業について (1) 実績とどのような事業者に協力いただいたのか。 (2) 青バトに協力依頼を (3) 地域包括支援センターの地域支えあい推進員の協力のもと、事業の認知度アップと、協力事業者の拡大を、その際に協力事業者にとってのメリットをしっかりと説明をして協力事業者候補に強力な働きかけを	(1) 現在6団体が運行している。協力事業者については、社会福祉法人、医療法人、介護事業所などから車両を提供いただいている。 (2) 各区役所や自治会等において、実施されている。送迎車両の確保のための、ひとつの有効な方法であると認識している。今後は、自治会等が所有する青バト車両を含めて、地域資源の有効活用に努めながら、高齢者等の移動支援事業を進めていく。 (3) 今後は、各々の地域支えあい推進員が把握した情報や相互に共有した情報について、自治会などの関係者へ伝えていくことで、事業の認知度アップと拡大を図っていく。次に、本事業を実施するにあたって、車両福祉法人、介護事業所等への周知が重要だと考えている。
2023年 9月定例会	本会議	一般質問	堤	道路の安全について (1) 暮らしの道路整備事業の促進について (2) 道路上に越境した樹木等について	(1) 暮らしの道路整備事業について、用地買収ではなく、市が後退用地の測量や所有権移転手続き、支障工作物の移転補償などを行い、道路整備するもの。とりまとめが難しい場合や不明な点などがありましたら、まずは市に相談いただき、現場の個別状況などにより判断をしながら対応をしていく。

					(2) 本市としては、これまで通り、まずは所有者により切除することが前提と考えることから、所有者へ丁寧な説明をしながら切除等を依頼していく。併せて、今回改正された民法について、政令市の会議や他自治体での事例を参考にしながら、対応を検討していく。
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	松本	(1) 地下鉄7号線の延伸について (2) まちづくりの加速化について (3) インフラに関するマネジメントについて (4) 普通河川条例の制定について (5) 宅地造成等規制法改正に対する対応について	(1) 令和5年度中の鉄道事業者への事業実施要請に向け、現在取組を進めている。地下鉄7号線延伸については、整備主体を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を想定している。本事業においても土地収用法の該当事業になるものと考えている。 (2) 都市計画道路事業の計画事業承認区間における土地収用委員会を活用した事例は2件。平成18年に浦和区の都市計画道路、また令和5年度、今年度大宮区の都市計画道路で採用している。 (3) 都市基盤整備をはじめとするインフラ投資を積極的かつ計画的に行い、その後の投資力も一定確保する必要がある。また将来の人口減少局面まで見据えると、維持管理費までを含めたライフサイクルコストの縮減にもしっかりと意識しながら取り組んでいく必要がある。その旨公共施設マネジメント計画にも記載している。 (4) 今後も引き続き条例の対象となる河川の選定や、既に占用を許可し設置された橋などの構造物に対する許可条件と条例による許可条件との整合など、さらに課題を抽出し、関係部局との調整を進めていく。 (5) 土砂の盛土に関する規定規制区域の指定後の工事の許可、検査等は、都市局として新たな業務となるため、今後も庁内の関係部署と警察等の関係機関と十分調整を図りながら、適切な体制を構築し、運営体制を強化する。
2023年 12月定例会	市民生活	議案外	堤	空き家対策について (1) さいたま市の空き家の現状 (2) 空き家の活用について	(1) (2) 令和2年の空き家数は8480棟、空き家率は1.9%となっており、過去3年間の空き家数や空き家率についてもほぼ横ばいで推移しているような状況。現在、空き家の所有者等からの空き家の利活用に関する相談については、民間事業者と連携して設置をしている空き家ワンストップ相談窓口の方で受付をしていて、相談の内容に応じた助言や提案を受けている。今後、不動産事業、住宅ストックの状況等について注視するとともに、空き家ワンストップ相談窓口の事業者や庁内の関係部署とも連携し、公的な空き家の利活用ができるように努めていきたい。国の空き家対策特別措置法が改正によって、管理不全空き家等に該当すると、特定空き家等のおそれのある段階で所有者に対して法律に基づく指導等ができるようになるので、これに基づく本市の対応としては、今後公表される予定の国のガイドラインの方の内容も精査し、本市で行ってきた条例に基づく対応なども踏まえて、管理不全の空き家を解消していくための対応を検討していきたい。
2023年 12月定例会	まちづくり	議案外	阪本	西浦和駅周辺のまちづくりについて (1) 個別のまちづくりについて (2) 道路・駅前広場等の整備について (3) UR都市機構と連携したまちづくりについて (4) 都市計画の見直しについて	(1) (2) (3) 個別のまちづくりでは、区画整理事業のように規模の大きいエリアを一体的に整備するのではなく、より小規模なエリアごとに、それぞれの特性や行政と住民の協働により、まちづくりを進めることとしている。まちづくり方針においては、「まちの将来像の実現に向けて地域の特性を生かす」「既存の資源を上手に使う」「住民主体の持続可能なまちづくり」の三つをまちづくりの基本的な考え方として、個別のまちづくり手法の案を提示している。

					<p>連携して相乗効果を発揮できるように、地域住民や関係機関等と協議をしながら検討を進めている。今URのほうで、団地再生事業でまちづくりの連携用地というものを団地の建替えの中で、中層化から高層化を図って、少し土地が空くので、その部分をまちづくりの連携用地として提供していただけるというようなことでURと協定を結んでいるが、まず、そこを核として駅前広場の整備や、そのほかアクセス道路の整備ということでつなげていきたいと考えている。</p> <p>(4) 都市計画の見直しについては、現在、まちづくり方針に位置づけている都市計画の見直しの年度としては、令和7年度を予定している。まちづくり方針において令和8年度以降から20年ぐらいかけて個別のまちづくりをしていこうというようなことも示しているので、その辺を含めてアクションプランとして取りまとめ、地域の方々と情報共有しながら進めていきたいと考えている。今年度から来年度にかけて、仮称だが、西浦和駅周辺のまちづくりアクションプランを策定していきたい。</p>
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	阪本	<p>(1) これからの都心地区のまちづくりについて (2) 地下鉄7号線延伸に向けた新たな展開について</p>	<p>(1) 本庁舎の移転を契機として、本市の顔である2つの都心がそれぞれの特徴や強みを生かし、機能分担を図りながら都心間の連携を強化することで、東日本の中枢都市の顔となる魅力と活力を備えた拠点として、更なる発展を目指している。「さいたま市の新時代」に向けて、東日本の中枢都市としての使命を果たしていくためには、新たなニーズを捉え、まちづくりDXや公民学共創による民間力の最大限の活用、ゼロカーボンシティの実現など本市の持つ魅力の深化に、スピード感を持って取り組んでいく。</p> <p>(2) 今年度中の事業実施要請という約束を果たすことができなかった。社会情勢の変化が著しい状況の中においても、様々な課題を解決し、延伸を実現することだと考えている。事業着手に向けて、鉄道事業者の最新かつ専門的な情報や知見を活用した「技術支援要請」という半歩を踏み出すことができた。国に対しては、これまで以上に、地下鉄7号線延伸の必要性について理解を求めるとともに、引き続き早期の事業着手に向けて協議を進めていく。事業実施要請の時期については、現時点で確定的なことは申し上げられないが、可能な限り早期に事業実施要請を行っていきたい。最後に、費用便益比の算定における便益の向上に向け、これまで実施してきた快速運転の検討や中間駅まちづくり方針の反映に加え、国立社会保障・人口問題研究所による最新の将来人口推計値を適用していくことや工期の短縮に向けた検討など、さらなる便益の向上に向けて、鉄道事業者の助言を受けながら検討を進めていきたい。</p>
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	西山	<p>(1) 大宮駅GCS化構想のこれからについて</p>	<p>(1) 現在検討を進めている大宮GCS化構想では、大宮駅東口の駅前広場の計画において、このような駅前広場の役割やシンボルの重要性を踏まえ、計画の検討を進めている。また、有識者で構成する「大宮GCS推進戦略会議」においても、ランドマークをテーマとした議論では、「緑という言葉の軸に、氷川参道や見沼たんぼの魅力をシンボルとして、GCSのまちづくりの中で表現していくことが必要」という意見をいただいている。駅前広場の空間形成においては、都市の象徴であり市民の誇りとなるシンボルとして、また、多くの方々に親しまれるコアとなるよう、さらに検討を進めていく。市民意見の導入について、まちづくりの検</p>

					<p>討プロセスにおいて市民が参加し議論に加わるということは、大変重要であると認識している。まず、広く一般の方々から意見を聴取する段階では、駅やイベント会場などで行うオープンハウスやアンケートなどを実施している。さらに、計画検討のとりまとめ段階においては、シンポジウムの開催やSNSの活用などにより、広く情報発信していくことも考えている。</p>
2024年 2月定例会	まちづくり	議案外	阪本	<p>西浦和駅周辺のまちづくりについて (1) 地域地権者からの要望書について</p>	<p>(1) 要望書の内容については、大きく分けて4つの項目にわたる内容となっている。まず1点目は、従来の都市計画にとらわれない柔軟な都市機能の構築というような内容。2点目は、優先順位を持ったまちづくりの誘導という内容。3点目は、西浦和駅周辺地域の事業化促進のための都市計画の見直しということ。4点目は、行政の積極的なまちづくりのサポートということ。当該地域の方々については、まちづくりを共同化とか再開発事業を目指している中で、用途地域または容積建蔽率の見直し等について積極的に同時期に進めてほしいというような内容。これまで長期未着手だった西浦和第一土地区画整理事業の都市計画の見直しを図るために、西浦和駅東西地区まちづくり協議会からのまちづくりビジョン案の提案を受け、令和3年度に西浦和駅周辺まちづくり方針を策定するなど、地域の方々と連携しながら取組を進めてきた。現在もまちの将来像の実現に向けた個別のまちづくり手法について、地元のまちづくり協議会、商店会、地権者、田島団地を所管するUR都市機構等と意見交換を進めている。今回提出された要望書の内容のうち、道路、駅前広場整備等の基盤整備や既存道路の拡幅整備、また歩行者専用道路化については、(仮称)西浦和駅周辺まちづくりアクションプランの策定過程において、地権者協議会を含め周辺エリアの地権者等と対話を重ねながら検討を進めていきたい。現在まちの将来像の実現に向けた個別のまちづくり手法について、地元のまちづくり協議会、また商店会、地権者とあとは田島団地を所管しているUR等と意見交換を進めて、地域全体の土地利用等の検討をしている。既存のダイエーが店舗の床面積が9,000平米ぐらいあり、用途地域が第一種住居地域なので、今のままでは建て替えができないので、用途地域の変更についても、その地域のまちづくりの土地利用をどういうふうに考えていくかという中で、駅前なので、それなりの都市基盤整備が整えば、用途地域の変更というのも検討が必要になると考えているので、地元の方々と調整を図りながら、まちづくりの基本的な考え方を決めていきたいと考えている。</p>
2024年 2月定例会	まちづくり	議案外	出雲	<p>水道行政関連について (2) 特例直結直圧給水方法の検討について</p>	<p>(2) 配水管の水圧が改善し、3階まで給水できる一定の水圧を確保できたことから、さいたま市水道局直結給水システム設計施工基準を定め、3階までの直結直圧式での給水を行っている。近隣の先進都市においては、土地の高低差などの地理的要因から、水圧が高い地域に限定して条件をつけて特例として直結直圧給水を実施している。4階以上の直結直圧給水を実施するためには、市内全域で必要な水圧を確保する必要がある。そのため現段階では、4階の直結直圧式給水の実施は難しいものと考えている。4階以上の建物については、直結増圧式または受水槽式で給水している。</p>
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	<p>高齢者移動支援事業拡大のために (1) 地域資源を活用した仕組みづくりについて (2) カーシェアリングを活用した仕組みづくりについて</p>	<p>(1) 地域資源である他の民間事業者や団体にも協力いただき、保有する車両や運転手などを活用することも、事業協力者の確保、また事業の担い手の獲得という点で有効な手段の一つと考</p>

					<p>えている。今後、実施地区の拡大に当たり、自治会などから移動支援実施の相談をいただいた際に、様々な地域資源の活用も選択肢に含め、積極的に事業展開を図っていきたい。</p> <p>(2) 高齢者等の移動支援事業におけるカーシェアリングやレンタカーなどの活用については、現行の制度においても可能。活用に当たり、あらかじめ運行スケジュールに沿った車両の予約が必要であるなどの制限があるが、車両を確保できない方々にとっては、移動支援を実施するための有効な手法の一つと考えている。今後、車両の確保に悩む自治会等から相談があった際には、利用条件等を丁寧に説明した上で、選択肢の一つとして周知していきたい。</p>
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	堤	<p>道路行政について</p> <p>(1) 高齢者・障害者に優しい道づくりについて</p> <p>(2) 田島大牧線（太田窪工区）の進捗について</p> <p>(3) 念仏橋の進捗について</p> <p>(4) 越境枝切除権について</p>	<p>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、道路や駅前広場など生活関連経路に関するバリアフリー化を進めている。歩行者の多い道路については、無電柱化とバリアフリー化の整備を併せて実施する。道路内におけるベンチの設置については、さいたま市移動等円滑化のために必要な道路の構造上の基準に関する条例に基づき、休憩施設を設置することとしている。一般国道463号から東浦和駅の区間については、順次、歩道のバリアフリー化を進めている。</p> <p>(2) 田島大牧線（太田窪工区）については、平成年2月に前地3丁目交差点から産業道路までの延長約760メートルの区間で事業認可を取得して、事業を進めている。地元の権利者の方々や多くの市民の方々の協力を得ながら、用地買収や様々な工事を進めて北側の車道2車線と歩道の道路工事を完成させ、今年度については南側の車道2車線と歩道の道路工事を行っている。また、沿線の方々と段差補償の交渉も進めている。今後の見通しである供用開始時期については、令和7年3月の4車線供用開始に向け道路整備を進めている。</p> <p>(3) 当該事業については、令和2年度に本市と埼玉県で一級河川芝川改修事業に伴う一般国道463号念仏橋の架け替えの施行に関する基本協定を締結し、事業を着手している。令和11年度の完成に向けて事業を進めていく。</p> <p>(4) 昨年4月の民法改正により、一定の要件の下、自ら切除することが認められた。道路上に越境した樹木への本市の対応としては、引き続き道路法に基づき所有者に対し切除を依頼している。また、交渉が難航する場合には、文書による指導等も含め対応を行い、道路利用者の安全確保に努めていく。民法に基づき本格的に切除を行った政令市はなく、取組事例などを参考にしながら検討していく。</p>
2024年 6月定例会	まちづくり	議案外	阪本	<p>樹木の倒木について</p> <p>(1) 街路樹について</p> <p>(2) 公園の樹木について</p>	<p>(1) 街路樹の倒木の件数は、令和4年度はゼロ件、5年度は3件、6年度は、5月末時点までに5件発生している。街路樹の倒木の予防に対する対応としては、街路樹管理の委託業者による現地調査また道路パトロールなどによって、倒木の危険性や立ち枯れを確認した際には、枯れ枝剪定や伐採などを行うなど、利用者の安全確保に努めている。特に台風シーズン前については、強風による倒木を防ぐために、委託業者に対して目視点検のほか、必要に応じて根元の揺らぎとか木づち打診などの外観診断を指示して、倒木のおそれのある街路樹があった場合には、伐採するなどの対応に努めている。令和4年7月に、さいたま市街路樹維持管理基本方針を策定して、街路樹の再生を最優先にしていく路線を3路線位置づけたり、また、市民からの通報とかパトロールの結果において、高木が多く、沿道の住宅や交通の第</p>

					<p>三者被害の発生が多い路線については、樹木医による街路樹診断を順次実施している。その街路樹診断で不健全と判断された樹木については、緊急性があることから、伐採などの対応をしている。</p> <p>(2) 市内公園の倒木の件数は、令和5年度が22件、令和6年度が5月末までで4件。公園内の倒木のおそれがある枯損木、枯れる損傷する木と書いて枯損木の対応については、指定管理者による公園巡回を月1回以上行い、その都度、公園内の樹木状況を点検し、公園内の安全性の維持に努めている。特に多くの利用者が行き交う園路、広場、また、周辺家屋に隣接している公園外周部の樹木については、倒木が発生した際の影響を鑑み、特に中止して点検するものと認識していて、この点、指定管理者と共有している。対応と今後について、ナラ枯れによる立ち枯れの発生、また、樹木自体の老朽化の進行を受けて、昨年度より、さいたま市内の造園業の集まりである造園業協会の皆様の協力を仰ぎながら、公園緑地協会ともタイアップして樹木危険度診断の実地講習というものを開催している。公園管理に携わるさいたま市の職員も参加して、倒木の予防保全スキルの向上に努めている。</p>
2024年6月定例会	まちづくり	議案外	相川	<p>公園や市道の利用促進、魅力向上について</p> <p>(1) 移動販売車の考え方について</p> <p>(2) パブリックアート設置について</p>	<p>(1) キッチンカーの実施主体と令和5年度の実績と今後の展開について、現状、本市の都市公園内では指定管理者制度を導入して、指定管理者の自主事業の一つで移動販売、キッチンカーによる飲食の提供が中心で、その他物品販売などは行っていない。今年度も予定どおりにぎわい創出に向けて実施されている。様々な観点からにぎわい創出に貢献できる可能性を探りながら、取組を発展させていく。移動販売車の道路の占用については、本来の機能を阻害しない範囲で認めるものであり、道路の占用許可の対象の物件を限定している。市道路の部分について関連するイベント等で一時的な設置については、占用許可の条件にのっとり、許可をしている。</p> <p>(2) 市内の公園においては、過去、パブリックアートを導入し、公園の利用促進や魅力向上を目指した公園づくりに取組んだ例が幾つかある。現在のところパブリックアートについて、費用あるいは維持管理の面から公費による市の独自による設置はしていない。地元を受け入れてもらえるものであるということを前提に、安全性、景観性、設置期間、管理主体など様々な面から検討し、可能と判断できる場合には設置を許可していくという方針。道路の部分については、国や地方自治体等の事業に伴う設置については、事業所管課が占用主体であれば道路占用を許可している。</p>
2024年9月定例会	まちづくり	議案外	相川	<p>駅前広場の整備について</p> <p>(1) 大宮公園駅前広場にある柵について</p> <p>(2) 駅前広場のバス停やタクシー乗り場の屋根設置の考え方について</p>	<p>(1) 東武鉄道の敷地の中ということであるため、違法駐輪や違法駐車防止、また、用地の管理上の観点からフェンスを設置している。これまで通行に関しての苦情や要望等はないとは伺っている。</p> <p>(2) 駅前広場の新設、改築時に、屋根の設置の検討を求めている。宮原駅については、現時点で具体的な駅前広場の整備計画はないが、今後改築等の計画が生じた際には、交通事業者など関係各所とバス停留所の上屋の設置について協議するということになる。</p>

2024年 9月定例会	まちづくり	議案外	阪本	道場三室線整備について (1) 栄和工区の現況 (2) 用地買収について (3) 今後のスケジュールについて	<p>(1) 用地買収の現状について、沿線の地権者の皆様から協力をいただきながら、今年度については物件調査や用地買収を今進めている。なお、令和6年8月末現在、用地買収率については21%となっている。本市が提示した補償額については、おおむね理解をいただいて、用地買収を進めているところだが、一部の地権者の方からは、補償額とか移転の時期などについて、いろいろと理解いただけずに、まだ契約に至っていない状況。</p> <p>(2) 用地買収による土地価格や物件に対する補償費については、不動産鑑定や損失補償基準に基づいて算定している。土地の価格や補償額については、やはり不動産鑑定や補償基準に基づいて算定していて、年度ごとに更新される単価を用いている。加えて、メリットとしては、最高5,000万円の所得特別控除や、代替資産の取得による課税の繰延べなどの租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることが可能な点がメリットであると考えている。</p> <p>(3) 今後は、事業展開を考え、どうしても道の下排水路の付け替えをまずやっていかないとけない。桜区役所に近いほうの用地買収を優先して、ある程度土地が確保できたところから工事のほうも進めていきたい。</p>
----------------	-------	-----	----	---	--

明日の力は市民の力

13. 多様な個性・価値観と人権尊重・ジェンダー平等の推進

(質問数21-40)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	添野	ジェンダー平等政策の推進について (1) 政治分野における男女共同参画推進法の改正を受けて (2) 男女共同参画のまちづくりプランはどこまで成果を上げているか (3) 男女共同参画推進センターの拠点化の強化策について	(1) 法改正の趣旨を踏まえ、政治分野における男女共同参画の推進へ向けた人材育成のため、講座や研修に取り組み、成果へとつなげていきたい。また、政治分野における男女共同参画の推進に係る、本市における社会的障壁等への実態調査や情報収集のあり方についても、検討していく。 (2) 組織、人員の強化について、令和4年度から男女共同参画相談室を係相当とし、また男女共同参画推進センター、及び男女共同参画相談室にそれぞれ課長級職員を配置し、組織の大幅な強化を図ったところ。今後も、適切な組織、人員のあり方について、関連法規の施行等に応じて検討していく。 (3) 女性相談支援センターの設置、相談員の確保や処遇改善などについては、国の基本的な方針や県の計画等を踏まえて、検討していきたい。
2023年 2月定例会	総合政策	議案外	高柳	関東大震災から100年防災と多文化共生のまちづくり (1) 外国人市民の安全対策について (2) 加害と被害を繰り返さないために	(1) 外国人の人数や所在の把握については、平時には各区役所区民課において、国籍問わず住民基本台帳への登録を行っている。災害発生時には、外国人の安否情報を収集する外国人対策班に対し、平時の区民課に当たる区4災害対策本部の市民窓口班が、住民基本台帳を基に収集した安否情報等を報告する体制となっている。避難所標識については、英語、中国語、韓国語を併記するとともに、視覚的にも誰もが分かりやすいピクトグラムを取り入れている。市内の各指定避難所には、外国人が避難所内で適切な情報を入手できるよう配慮及び対策を行っている。外国語通訳や翻訳ボランティアの確保については、公益社団法人さいたま観光国際協会国際交流センターにおいて、通訳・翻訳ボランティアの募集・登録を行っており、令和4年3月31日現在、657名の通訳・翻訳ボランティア登録している。少数言語などの対応については、公益財団法人埼玉県国際交流協会が運営する外国人総合相談センター埼玉とも連携し、通訳・翻訳ボランティアの確保に努めている。 (2) 市民の混乱を防止する上で、災害直後の広報は極めて重要であり、正確かつ迅速にあらゆる手段を用いて情報発信を行う。また、市民の災害対応力の向上を目的に、市総合防災訓練において、地域住民、学生、外国人市民が共同で訓練を実施することで、共助意識の醸成と相互理解の促進を図っている。
2023年 2月定例会	文教	議案外	西山	人権教育について (1) 人権教育について	(1) 同和問題の研修計画の現状について、学校教育及び社会教育を通じて人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目的に進めているところ。研修の見直しについて、さいたま市に同和問題の早期解決に関する同和行政・同和教育実施計画も5年ごとに改定するので、同和問題についてもきっちりと5年を目途に計画を見直すこととした。そして今年度も見直しをしたところ。教員が当事者の方の声を聞いて授業に臨みたいということについて、計画に反映させていただいた。現実には起きている差別等についてもっと知りたい、もっと学びたい。そして、もっと授業に生かしたいという意識の表れであると思う。そこで次年度より当事者の方を招

					<p>聘しての具体的な研修を新たに計画した。研修内容の質の向上といったところで、心に浸透する研修の実施、そうした内容に工夫したこと。もう1点は、全ての教職員の同和問題に関する資質の向上、これを軸に見直しをしている。 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例について、県内において、こうした部落差別の解消を目指す条例が施行されたことは、差別のない社会の実現に向けて大変有意義であると認識しているので、さらに会議等も一緒に連携しながら強く進めていきたい。</p>
2023年6月定例会	本会議	代表質問	高柳	(2) 混合名簿・制服選択制の導入等について	<p>(2) 全ての市立学校において男女混合名簿を使用している。制服選択制について、本市における、校則見直しプロジェクトは4年目を迎えた。保温や居心地そして、生徒一人ひとりがお互いを受容する環境を作ろうという意識に突き動かされ着々と進んできている。令和5年5月現在、92%にあたる学校が制服選択制を導入している。大きな成果だと捉えている。体育着で登校する際、個人名が表示されている現状について、名前が特定されないように工夫することが望ましい。例えば、上着を羽織ったり、名前の部分を覆ったりする等、校長会等を通して周知していく。</p>
2023年6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	<p>1 視点を変える (1) ジェンダーレスを変えてみる ① 女性管理職比率の引き上げ ② 管理職評価シート項目の見直し ③ 任期付き公務員から正規雇用への道</p>	<p>①女性管理職比率の向上のためには、管理職の前段階である監督職としての課長補佐級・係長級の食に積極的に登用していく必要がある。また、育児休業などによるキャリアロスを経験するため、男性職員の育児参加を進めることによる育児負担の分担や、女性職員が管理・監督職となるまでに多様な職務経験を得られるよう、適切な人事ローテーションの確保による育成を図っているところ。女性管理職の配置がない、または極端に女性管理職比率の少ない部局があることは課題であると認識している。適材適所の人事配置を進める中で、各部局の女性管理職比率を念頭に置いた配置についても検討していきたい。</p> <p>②今後、市を取り巻く環境や職員の意識の変化を注視しながら、適宜、評価項目の見直し等について検討していく。</p> <p>③持続可能な行政運営の実現のためには、有為な人材を広く募集し、計画的に確保することが喫緊の課題である。こうした課題を踏まえ民間企業等経験者職員採用試験については、見直しを行ってきたところ。将来に向かって、真に必要な人材を安定的に採用していくという視点に立ち、受験資格も含め見直しに向け検討していく。</p>
2023年9月定例会	本会議	代表質問	添野	<p>人権にもとづく男女共同参画の推進 (2) 困難な問題を抱える女性への支援について</p>	<p>(2) 先進的な取組を行っている自治体の事例等も参考としながら、若年層や単身女性等、これまで公的サービスにつながりにくかった方々を支援につなげるとともに、アウトリーチや、民間団体と行政との協議による取組など、困難女性支援法に示されている施策を実施していく。</p>
2023年9月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>さいたま市の難民支援について (1) ウクライナ避難民支援の現状と今後について</p>	<p>(1) ウクライナから本市へ避難されている方は15名、そのうち18歳以下は2名。市ホームページにウクライナ避難民支援に関するポータルサイトを開設し、支援内容を集約、掲載するとともに、さいたま観光国際協会国際交流センターにおいてウクライナ語やロシア語による相談窓口を設置し、通訳及び翻訳の支援を行っている。また、市営住宅の一時提供ということで、21戸確保したほか、国際交流センター及び全ての区役所にウクライナ人道危機救援</p>

				(2) 難民を支える自治体ネットワーク参加について	<p>金募金箱を設置しているところ。避難生活の長期化に伴い、必要とされる日本語支援、日本語学習の支援については、市内日本語学校から無償提供等の協力をいただいている。就労支援については、ハローワークとの連携を行うとともに、一部の市内企業からも就労の受入れの支援をいただいている。今後、それぞれのニーズの把握に努め、他機関とも連携し、きめ細やかな支援を行っていく。</p> <p>(2) 難民を支える自治体ネットワークの日本の自治体の加入状況、現在12の自治体が加盟していて、加盟に際しての条件については、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）のグローバルキャンペーンへ参加表明をし、署名を行うことになっている。</p>
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	高柳	<p>「人権尊重と多文化共生の地域社会」に向けて</p> <p>(1) インターネット上の差別表現規制について</p> <p>(2) 被仮方面者情報の共有と活用について</p>	<p>(1) モニタリングの有効性について、インターネット上における差別表現については、今もモニタリングが対策として有効であるとの認識に変わりはない。本市では、近隣13市町と共に、北足立郡同和対策推進協議会を設置しており、この協議会において、平成31年度から、インターネット上の差別的な書き込みについてモニタリング事業を実施している。事業を実施するに当たっての課題については、モニタリングを行うには、インターネットの掲示板における書き込みを確認する必要がある。本市の通常のインターネットの設定では、掲示板の閲覧をすることができないため、システムの担当所管と協議をし、閲覧できるようにする等の対応を行った。また他の13自治体においても、システムのセキュリティに関わる懸念等がある。協議会において、そうした懸念に対して、1年半にわたり協議を重ね、事業の実施につなげた。</p> <p>(2) 出入国在留管理局より、被仮放免者の居住地に通知される文書の内容及び通知発出頻度については、新規被仮放免者、新規住所変更者及び新規仮放免執行者の氏名、性別、生年月日、仮放免した日、居住地等が記載された通知が月1回発出されている。次に、本市の被仮放免者の推移については、過去3年の人数となるが、令和2年度が18人、令和3年度が31人、令和4年度は25人となっている。令和4年度の被仮放免者の25人のうち、18歳未満の人数は5人となっている。被仮放免者の情報は、現在は、保健衛生局保健所の疾病対策課及び新型コロナウイルスワクチン対策室、教育委員会、学校教育部学事課の3か所に情報提供している。事業所管からの協議があった段階で、情報提供の対象となる行政サービスに該当するかどうか、出入国在留管理局等関係機関に確認して判断している。</p>
2023年 12月定例会	総合政策	議案外	相川	<p>(1) 本市のハラルやベジタリアン店舗の把握について</p> <p>① 食の多様性に関する認証取得助成制度について</p>	<p>(1) ①現在把握はできていない。インバウンド需要が高まる中、本市を訪問先として選んでいただくという上で重要であると考えている。市としては、他都市において実施をしている。認証取得助成制度などを参考にして、さいたま観光国際協会の会員等でハラル対応を行っている飲食店などの聞き取りなどを行うなど、本市での認証制度の可能性について研究をしていきたい。</p>
2023年 12月定例会	市民生活	議案外	高柳	<p>困難女性支援法及び改正DV防止法施行について</p> <p>(1) 本市の具体的な取り組み</p>	<p>(1) 相談者の状況に応じて、関係機関等に行く際の同行支援の実施、安全な場所で新たな生活を送る相談者へのアフターケアを行うなど、これまで行っていた傾聴にとどまらない、より積極的な相談を行っている。今後は、DV防止対策関係機関ネットワーク会議を困難女性支援法に規定される支援調整会議の機能も併せ持つように改編し、連携がより一層有機的な</p>

					ものとなるよう取り組んでいる。外国人女性からの相談については、日本とは異なることを念頭に置きながら対応している。また、日本語での会話が難しい相談者に対しては、通訳を依頼するなどの対応を行っている。
2023年 12月定例会	市民生活	議案外	高柳	戸籍・住民記録等の扱いについて (1) 氏名のふりがな記載 (2) 外字を用いた氏名の記載 (3) 住民記録等活用に関する本市独自事業の扱い	<p>(1) 戸籍法の一部改正の概要について、戸籍における氏名の振り仮名の法制化に向け、令和5年の通常国会において関連法案が提出され、6月に可決成立、同法の公布後2年以内に戸籍に氏名の振り仮名を記載する運用を開始することを目指すとしている。法改正の目的は、氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とすることで、個人の氏名に関する情報をより正確かつ明確に管理することができ、情報システムにおける検索及び管理等の能率、さらには各種サービスの質や社会生活における国民の利便性を向上させることを目的としている。本市の対象者数については、令和5年4月1日時点で本籍数40万7606、本籍人口数は100万8164人となっている。</p> <p>(2) 基幹系システム上の外字は、令和5年11月末時点で5884文字。外字を使用し氏名表記している場合の本人確認について、現時点では国から具体的な事務処理方法について示されていない。</p> <p>(3) 住民記録システムを用いた本市の独自事業の内容と、システムを標準化することによる影響について、本市では、住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人に、交付したことを知らせる制度である本人通知制度及びDV、ストーカー等により身体、生命の危険性がある被害者の方が、相手方に住所を知られないようにするための制度である支援措置制度について住民記録システムを利用しているが、この制度については、システム標準化による影響はない。住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付サービスについては、今回のシステムの標準化により利用はできなくなる。各地方自治体が条例に基づきサービスを実施しており、本市においては対象者が約4000人いる。今後住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付サービスが利用できない旨を本人に通知し、マイナンバーカードの利用について案内させていただく予定。</p>
2024年 2月定例会	市民生活	議案外	高柳	LGBT理解増進法施行を受けて (1) 「知識の着実な普及」について (2) 「相談体制の整備」として	<p>(1) 本市では、性的指向や性自認は、本人の意思で変更したり選択したりすることができない。そのため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第10条の規定にのっとり、市民に対して正しい知識の着実な普及に取り組んでいく。</p> <p>(2) 現在、男女共同参画相談室において、戸籍上の性別にかかわらず、性自認に基づき女性の悩み電話相談や男性の悩み電話相談、その他、専門相談に対応している。なお、性的マイノリティーの方に対するより専門的な相談が必要な場合には、埼玉県が実施するにじいろ県民相談や埼玉弁護士会のLGBT法律相談を紹介させていただく。また、当事者間の交流の場については、男女共同参画推進センターにおいて、令和3年度から公募型共催事業として、市民活動団体と共に、トランスジェンダー・Xジェンダー（ノンバイナリー）当事者ミーティングを毎月1回開催している。</p>

				(3)「必要な措置」として	(3) 現在、庁内の各所管に対して、婚姻関係にある方が利用できる事業や行政サービスのうち、パートナーシップの宣誓をしている方に対しても提供できるものがあるか調査を行っている。今後、調査結果を取りまとめ、各所管と調整の上、パートナーシップの宣誓者に対して提供するサービスの拡大につなげていきたい。市内事業者に対するサービス等の提供に係る働きかけについては、どのような形で働きかけを行うのが効果的であるか等について、今後、研究していきたい。パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携については、本市では、昨年8月に春日部市、越谷市、草加市と4市間で協定を締結し、10月には久喜市を加え、5市による連携関係を構築している。また、昨年1月には、茨城県と協定を締結し、連携する自治体の拡大に努めていく。
2024年 2月定例会	市民生活	議案外	高柳	企業と人権について (1) DHC社ホームページ掲載文をめぐって (2) 人権ガイドライン策定について	(1) DHC社の前会長の発言がホームページに掲載された当時、所管課から当該発言についてどのように認識しているか確認があったので、在日韓国人、朝鮮人に対する差別を助長しかねない懸念される発言であるとの認識を伝えた。昨年、本市のふるさと納税の返礼品にDHC社の製品が再登録された。登録の経緯としては、昨年11月上旬に同社から本市に文書が送付され、新たな経営体制及び今後の取組について報告があった。特に今後の取組においては、新たな行動指針を制定し、コンプライアンス体制やコーポレートガバナンスの強化を図ることだったので、信頼することができる企業であると判断、12月から返礼品に再度登録したと聞いている。 (2) 差別や偏見は許されるものではないという姿勢を市民や市内企業等へ示し、人権尊重意識を高めるため、人権啓発冊子私たちの人権を毎年刊行している。この冊子においては、同和問題をはじめ女性や性的マイノリティー、障害者や外国人と様々な人権課題を具体的な事例を交えて取り上げている。また、本冊子は公共施設における配架ばかりでなく、市内の企業や病院、学校に対しても配布し、周知に努めている。今後も本冊子を啓発媒体の中心に据えて、差別や偏見の防止や解消に向けた周知啓発に取り組んでいる。
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	相川	1. 相談者の声から市政提言していくことについて (1) 相談員の処遇について	(1) 困難女性支援法に示されている施策を実施していくために、女性相談支援員の役割を拡大するとともに、適切な処遇について、関係所管と協議しながら検討していきたい。相談員が回りの職員に相談しやすい環境の整備にも努めていきたい。
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	相川	インターネット誹謗中傷等被害者支援条例制定 後の取組について (1) 地域ICTリーダーの活用とリテラシー教育について	(1) インターネットリテラシーの向上が市の責務と規定されたことから、本市においても、これまで以上の取組を進める必要があると考えている。また、地域における情報化の推進役、相談役である地域ICTリーダーの活用については、まずネット安心条例の趣旨や理念、内容等を各リーダーに対して周知している。
2024年 6月定例会	市民生活	議案外	高柳	パートナーシップ制度の拡大、そして、周知について (1) 県内の連携自治体について	(1) 埼玉県内では、現在63自治体中、本市を含む62自治体がパートナーシップ制度を実施している。これら62自治体の間で、本年4月12日に、自治体間連携の協定を締結した。なお、協定は即日発効している。71組の方々がパートナーシップの宣誓をしており、そのうち8組が、転出等により宣誓を解消しているので、現時点では63組となる。他の自治体で導入されていて、本市で導入されていない行政サービスとしては、税証明交付。これは、パ

				<p>(2) 犯罪被害者支援について</p> <p>(3) 住民票の記載事項について</p>	<p>ートナーシップの宣誓をしている方が、パートナーの税証明の交付（草加市や蕨市、戸田市など）を受けられるというサービス。また、市民への行政サービスではないが、例えば、職員への扶養手当の支給（朝霞市、伊奈市）について、パートナーシップの宣誓をしている方も対象としている自治体がある。</p> <p>(2) パートナーシップの宣誓をしている方が、犯罪被害者となった場合、犯罪被害者の配偶者もしくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者または犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者としていることから、パートナーシップの宣誓をしている方についても、市が定めている見舞金の助成制度において対象となっている。さいたま市犯罪被害者等支援条例施行当初の令和3年4月1日から、各要綱においてパートナーシップの宣誓をしている方も対象としている。</p> <p>(3) 県内連携の自治体の状況は、令和6年5月1日現在での埼玉県調査によると、羽生市、深谷市、蕨市、久喜市、ふじみ野市、嵐山町、松伏町の七つの自治体において、希望する場合は、続き柄の記載を縁故者へ変更できると発表されている。長崎県の大村市では、住民票における同性パートナーに関する続き柄について、事実婚の記載を準用し、夫（未届）としたことが報道されているが、それ以上の情報は把握できていない。長崎大村市による事実婚の記載を準用した住民票の交付を契機に、幾つかの自治体において同様の取組に向けた動きがあることは認識している。</p>
2024年6月定例会	市民生活	議案外	高柳	<p>外国人市民もともに暮らし続けることができる地域 社会について、</p> <p>(1) 外国人人口の推移と特色はについて</p> <p>(2) 安定した在留資格に向けて</p>	<p>(1) 近年の外国人市民の総数と割合については、令和4年4月1日時点で、総数2万6,750人、割合は2%、令和5年4月1日時点で、総数2万9,216人、割合は2.18%、令和6年4月1日時点で、総数3万2,189人、割合は2.39%となっている。国籍、在留資格、年齢別で見た傾向と特色については、まず国籍では、中国が最も多く、次いでベトナム、3番目は韓国、朝鮮で、全国の傾向と同様。在留資格では、永住者が最も多く、次いで技術・人文知識・国際業務で、全国の傾向と同じだが、3番目に多い在留資格は、本市では家族滞在、全国では留学となっている。外国人住民の平均年齢は35.34歳、本市全体の平均年齢は45.05歳で、外国人住民の方の方が低い傾向となっている。</p> <p>(2) 父母等に同伴し、在留資格、家族滞在で在留している外国籍の方が、高等学校等を卒業後に、日本で就労する場合については、一定の条件に該当すれば、就労に制限のない定住者または特定活動への在留資格の変更を認めるとの通知が、令和2年3月に、出入国在留管理庁から文部科学省に対して出されており、文部科学省を通じて各都道府県、指定都市の教育委員会、附属学校を置く各公立大学法人等へ周知されている。転入窓口の周知については、現在行っていない。今後関係課との調整、検討を行っていきたい。令和6年4月1日時点の永住者は1万577人、割合は32.86%となっている。</p>
2024年6月定例会	市民生活	議案外	永井	<p>若年層に対するデートDVについて</p> <p>(1) 過去3年間の相談件数について</p>	<p>(1) 女性の悩み相談において受け付けた交際相手からの暴力に関する相談件数は、令和3年度は16件、令和4年度は21件、令和5年度は69件となります。なお、過去3年間において、男性からのデートDVに関する相談はない。</p>

				(2) デートDV防止策について (3) 相談窓口について	(2) 教員や児童生徒への啓発が極めて重要であることから、教育委員会と連携し、毎年市立高等学校や市立中学校等の教員、養護教諭を対象としたデートDVに関する研修会を開催している。加え、昨年度は、土合中学校の3年生と教員合わせて285人を対象に、「デートDVって何、お互いを大切にするとってどんなこと」という出前講座を実施した。出前講座は申込みいただいた学校等において実施している。セーフコミュニティDV防止対策委員会においては、民間の女性支援団体とともに、市民局と教育委員会の職員が参加し、デートDVの防止に向けた取組についても協議している。 (3) 男女共同参画相談室において、デートDVの相談については、女性の悩み相談及び男性の悩み相談にて対応している。相談の内容により危険性が高いと判断される場合には、警察へ相談すること等の助言を行っている。若年層に相談しやすい相談環境の整備(チャット形式等)については、困難女性支援法への対応も含め、研究を進めていきたい。
2024年 9月定例会	本会議	代表質問	高柳	ジェンダー平等と人間擁護の取組について (1) 男女共同参画の推進に向けて	(1) 埼玉大学と協働で実施をしている「地域社会の中のダイバーシティ」講座では、身近な問題をテーマに、市民と大学生がジェンダー平等の観点から地域課題について考察し、解決に向けた提言をまとめるものである。このプロセスを通じて、参加者が地域への愛着を深め、将来を担うリーダーとなることが期待されることから、本講座が重要であるものと認識をしている。埼玉大学とのさらなる 連携・協力を図り、女性リーダーの育成も視野に、男女共同参画推進センターの一層の機能強化に取り組んでいく。キャリア・リターン制度については、現在、対象者の要件を「育児または介護によるやむを得ない事情により退職」、「本市職員として5年以上勤務」、「採用日時点で、本市を退職後、免許資格職は7年以内、それ以外の職は5年以内」とし、募集職種については、行政事務、土木職、建築職、保育士、保健師などを予定している。令和7年4月採用に向けて準備を進めている。
2024年 9月定例会	総合政策	議案外	佐伯	パートナーシップ制度に関する総合政策委員会所管事業等への適用について (1) 税証明交付と扶養手当支給について (2) 同性パートナーへの交付・支給は可能か	(1) 納税義務者本人以外の方が取得をする際には、守秘義務を定めた地方税法第22条の規定により、本人の承諾が必要とされている。こうした法の趣旨から、本市における現行の取扱いでは、本人の承諾を確認する方法として、税証明の交付請求時に委任状の添付または提示を求めている。扶養手当については、現状本市では、同性パートナーを扶養する職員を手当の支給対象とはしていない。適用に向けて、配偶者に対する扶養手当の見直しを検討する必要があると認識している。 (2) パートナーシップ宣誓を行った者同士の間では委任状がなくても本人の承諾について推定することが可能であると考えられることから、詳細の詰めはこれからではあるが、委任状の添付または提示を省略できる方向で、現在のところ市民局側と協議を開始している。
2024年 9月定例会	市民生活	議案外	高柳	関東大震災時の朝鮮人虐殺事件について (1) 追悼行事への市長メッセージについて (2) 虐殺事件からの教訓について	(1) 関東大震災の発災から101年を迎えるに当たり、改めて震災、そして震災後の混乱の中でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、そうした犠牲を二度と生み出さないための施策に取り組んでいるという決意を込めたもの。 (2) 発災時における正確な情報の提供の重要性はもとより、本市に暮らす全ての方が様々な違いを超えて互いを認め合い尊重し合える、多様性と包摂性のあるさいたま市を目指すことが大

					<p>切であるとの教訓を得た。そのため、人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画を策定し、実施計画を定め、各種施策に取り組んでおり、今後においても、人権啓発後援会の開催や啓発冊子の作成等を通じて計画の着実な推進に努め、本市に暮らす全ての方々の人権が尊重されるさいたま市を目指している。インターネット上の誹謗中傷等に係る相談窓口の開設に向けた状況については、8月に一般競争入札を実施して事業者が決定したところ。現在、11月の窓口開設に向けて、当該事業者と実施方法の詳細について協議している。事業者との打合せ内容については、例えば専門相談が必要とされる場合のフローや、緊急対応が必要な相談の目安といった、今後、日々相談対応を行うに当たっての具体的な部分について協議を行っている。また、条例と同時に施行しているさいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱、さいたま市犯罪被害者等日常支援等支援に係る助成金の支給に関する要綱、さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱に基づく支援については、令和3年度、見舞金として4件40万円、日常生活等支援に係る助成金の支給として1件20万円、令和4年度、見舞金として3件50万円、法律相談1回、令和5年度、見舞金として3件30万円、法律相談3回を実施。</p>
--	--	--	--	--	---

明日の力は市民の力

14. 誰もが健康で心豊かに文化・スポーツにふれあえるまち

(質問数11-18)

2023年 6月定例会	保健福祉	議案外	西山	介護予防事業について (1) ますます元気教室について (2) いきいき百歳体操について	<p>(1) 現在の実施状況、令和4年度の参加者数は市全体で1825人。教室は各区の会場単位で実施している。6日間を1コースとして原則年間3コースを開催。会場については、市内の各公民館のほかコミュニティセンター、高齢者福祉施設、自治会館、小学校などを使用している。教室の講師について、一般競争入札により業務を委託したNPO法人、スポーツクラブ、スポーツ等の管理会社などに所属する介護予防運動指導員、それから健康運動指導士などの有資格者が担当している。本教室については、地域の高齢者の介護予防のきっかけづくりとして一定の成果を得ている。今年度からより多くの会場確保に努め、また市報の区版、それから公民館だよりなどを活用して教室の周知を図ることにより、より多くの方に参加いただけるよう努めていきたい。</p> <p>(2) 埼玉県理学療法士会、それから地域包括支援センター、区の高齢介護課が連携をして地域で体操の普及活動を担う介護予防のボランティアいきいきサポーター、そういった養成を開始した。養成したボランティアが体操活動の立ち上げ、体操指導などを行う体制を構築し、地域づくりによる介護予防活動の中心となっている。</p>
2023年 9月定例会	本会議	一般質問	堤	介護予防事業の拡充について (1) いきいき百歳体操の成果 (2) 自主グループに対する支援や民生委員による勧誘の強化について	<p>(1) 参加者に好評である。いきいき百歳体操は、高齢者の健康寿命の延伸に向けた介護予防による地域づくりに一定の成果を上げているものと認識している。</p> <p>(2) 実際に各地域で活動いただく際に、必要に応じて担当の理学療法士が体操指導や自主グループの活動計画等に関する相談に対応している。また、活動開始から一定期間が経過した後に、体操指導の復習とともに地域活動の困り事や悩みを伺う機会を設けるなど、フォローアップの研修を継続的に開催している。さらに、地域支え合い推進員が自主グループの運営に関する相談対応及び理学療法士や区役所との調整を行うなど様々な支援を行っている。いきいき百歳体操の取組開始直後から民生委員の皆様にも周知を図っている。今後も民生委員の皆様にも協力をお願いをしていきたい。高齢者サロンや体操を行う会場探しに関する支援について、地域支え合い推進員やいきいきサポーターと協働し、会場の確保の支援に努めていく。</p>
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	永井	(1) 大宮盆栽美術館姉妹館締結をきっかけにオーストラリア・キャンベラとパートナーシップ都市について	<p>(1) 大宮盆栽美術館とキャンベラ樹木園との交流をきっかけに、姉妹館同士の交流にとどまることなく、両都市間において、教育とか文化、スポーツ、経済など特定の分野での交流が深まり、相互の機運醸成が図られた際には、パートナーシップ都市の締結についても具体的に検討していきたい。</p>
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	松本	文化財保護について (1) 文化財の保護と土器の館について	<p>(1) 教育委員会は、発掘調査が円滑に実施できるよう調整を行うとともに、出土品の保管と活用を行っている。出土品は膨大であるため、その保管場所を確保することは喫緊の課題となっている。出土品に限らず、文化財資料は年々増加していくことから、新たな収蔵場所については、現在検討している。</p>

2023年 12月定例会	文教	議案外	三神	(1) 3Dデータによる文化財の保存について (2) メタバースを用いた文化財の活用	(1) 3Dデータ化には、インターネットを通じてより多くの方々に文化財と接する機会を提供することができるなどの利点もあるが、現時点では、文化財紹介のホームページでも二次元的な画像データの利用にとどまっていて、文化財の3Dデータの作成や公開は実施できていない。今後、先行事例について調査を進め、さいたま市の文化財に適した3Dデータの作成方法や、3Dデータによる文化財保存について検討をしていく。 (2) 文化財保護課では、さいたま市文化財保存活用地域計画の策定を進めている。この計画では、さいたま市における文化財の特徴をまとめるとともに、現状の課題を抽出し、文化財の保存と活用の方針を定め、今後実施をしていく具体的な取組等を示していく計画である。
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	阪本	国際芸術祭2023の総括と今後の課題、レガシーについて	「市民プロジェクトへの参加をきっかけに国際芸術祭を知り、様々なプログラムに参加した」との市民の声もあるので、今後もより多様なプログラムの展開によって、更なる拡充に努めていきたい。文化振興事業団については、文化芸術都市創造に向けた計画の主要な推進主体に位置付けており、アーツカウンシルの事務局を担うことを通じて、機能強化を図っていくことで、本市の文化水準の底上げにつながり、将来的には、国際芸術祭の主要な役割を担っていくことを考えている。アーツカウンシルについては、芸術祭に直接関わるのではなく、国際芸術祭のレガシーの継承・発展や、アーティスト支援等を通じて、市民が日常において文化芸術に触れる機会を創出することで、文化芸術のすそ野の拡大を担うことを期待している。「共につくる、参加する」市民参加型の芸術祭として、市民プロジェクトは非常に重要であり、アートプロジェクトとともに一体的に展開していくことが、本芸術祭の特徴である。今後も、各回のコンセプトをしっかりと踏まえた上で、それぞれの意向を尊重しつつ、国際芸術祭の開催目的の実現に向けて連携の強化を図っていきたい。ディレクターの公募については、若手のディレクターを採用することも視野に入れ、広く企画提案方式により公募していくこととしている。国際芸術祭の開催趣旨を大切にしながら、事務局を担う市及び文化振興事業団を中心に経験や知識を若い世代に継承し、より多くの皆様に愛される国際芸術祭を目指していく。
2024年 2月定例会	文教	議案外	三神	さいたまマラソンについて (1) さいたまスーパーアリーナ内の運営について (2) コース上の運営について (3) 全体の運営について	(1) (2) 屋内での着替えや待機が可能だったこと、アリーナ施設内でサイドイベントを開催した点のほか、昨年度のランフェスから実施しているプレミアムランナーやビギナーサポートに対して、非常に参加された多くの方々から高評価を得たところ。ランニングポータルサイト、RUNNETの方へ多くのランナーから高評価の書き込みをいただいているということは認識をしている。一方、会場内の動線や荷物預かりにおいては、非常に分かりづらい、時間がかかったというような意見を会場内でもいただいていることを認識している。特にトイレ数については、改善をしていきたい。ホスピタリティ、また記念品等も含めて、フィニッシュタオルがなかったというような意見も含め、ランナー目線で改善に向けた検討を行っていければ。次の大会に向けて給食等の配置を検討して、ランナーの方に喜んでいただける配置のほうを検討していきたい。関門の閉鎖時刻について、市民生活への影響等を考慮すると、すぐに時間を延ばしたいということで調整するのはちょっと難しいが、できるだけ多くのランナーがゴールをできるようにということで検討をしていきたい。

					(3) 大会に協力いただくボランティアの方々については、基本的には公募によりお願いをしている。何より円滑な大会を進める上では、多くのボランティアの方々に参加をいただくということが非常に重要。今後も多くの方にランナーを支える立場から自発的に参加いただける大会となるよう、周知や研修会等をしっかりと実施しながら理解いただけるよう努めていきたい。
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	相川	文化芸術都市創造計画について (1) 文化芸術基本法にある多様な分野との文化芸術との連携について (2) 公共空間、まちづくりのアートスタイルについて	(1) 文化芸術を支援する専門組織であるアーツカウンシルさいたまとともに、多様な分野と文化芸術との連携を図っていきたい。 (2) さいたま国際芸術祭のレガシーとして、プラザウエストや南区の花と緑の散歩道などの公共空間に作品を展示している。町なかで文化芸術活動を展開することを希望する市民等に対しては、アーツカウンシルさいたまによる相談やマッチングを行うなど、市内文化芸術活動の活性化に取り組んでいるので、アーツカウンシルさいたまの相談窓口をぜひ活用していただきたい。今後も市民の皆様が公共空間や町なか等の身近な場所で気軽に文化芸術に触れることができる環境づくりに努めていく。
2024年 6月定例会	まちづくり	議案外	阪本	ドッグランについて	現在市内における公園内のドッグランについては、緑区の大間木公園、新見沼大橋スポーツ広場の2か所。今後の公園内のドッグランの整備については、具体的な計画はないが、地元からのニーズがあれば設置を検討していきたい。今後新たに設置する場合のドッグランの有料化という点については、彩湖・道満グリーンパークといった他自治体の事例、また民間施設の事例を参考にしながら、料金設定については研究していくとともに、指定管理者による自主事業等において、より高品質な管理運営が期待されるので、研究していきたい。
2024年 9月定例会	文教	議案外	三神	渋沢栄一の肖像が描かれた新一万円札の発行に当たって (1) これまでの取り組み (2) 今後に向けて	(1) 教育委員会としては、渋沢栄一の肖像が描かれた新1万円の発行に当たって実施したイベント等は特にない。 (2) 大正5年(1916年)に建てられた当時の浦和町公会堂、通称恭慶館。渋沢栄一揮毫の額は令和3年度に市民に公開し、現在浦和博物館で所蔵している。映像資料の活用については、相手方と丁寧にやり取りを行い、渋沢栄一揮毫の額を展示するとともに、映像を活用する方策も含め検討していく。
2024年 9月定例会	文教	議案外	三神	より身近な美術館、博物館にむけて (1) ボランティアの関わり (2) 学芸員によるギャラリートークや展示解説	(1) 教育育成活動の一環として、大宮盆栽美術館において、展示ツアーガイドを毎週月曜日、土曜日、日曜日に開催しているほか、校外学習の受入れやワークショップ、さいたま国際盆栽アカデミーの補助等を行っている。岩槻人形博物館においては、校外学習の受入れや常設展示の展示解説を行っているほか、ワークショップや講座、講演会の補助等を行っている。漫画会館においては、ギャラリートーク、イベント時の来館者サポートを行っている。今後も研修等を通じて学習機会を提供し様々な活動に協力いただき、来館促進にもつなげていきたい。浦和美術館では、多世代交流ワークショップや展覧会鑑賞後に自由な創作ができる夏の創作コーナーなど市民参加、体験の場を設けている。今後は創作コーナーでのボランティアの復活や多世代間イベントでの活動支援ボランティアについて積極的に検討していく。博物館では、市立博物館浦和くらしの博物館民家園、与野郷土資料館において、公募による市民

				<p>ボランティアに一定の研修を実施し、てんびん棒やしよいこ等を使った体験学習や主催講座などの指導者等として参画している。市立博物館では、市立高校の生徒によるボランティアの受入れも行っている。ボランティアの高校生が夏休み子ども博物館の体験講座において、子どもと触れ合いながら、講師のサポートを行い、キャリア教育の一環となるよう努めている。今後も様々な場面における多様な世代のボランティア活動を推進し、身近な美術館・博物館を目指している。</p> <p>(2) 浦和美術館では、年3回の各展覧会で学芸員が展示室内で作品解説を行うギャラリートークを実施している。より多くの方に参加してもらえよう週休日や夜間での実施や他の美術館の学芸員を招いての専門ギャラリートークなど、展覧会の内容やニーズに応じて実施している。個別対応については、予定した日時でのギャラリートークのほか、公民館や学校などのグループ鑑賞等個別に相談を受けて日程調整し、対応している。参加者から好評をいただいた。博物館では、春に開催する企画展及び秋に開催する特別展において、学芸員による展示解説を実施している。この展示解説では、その場で参加者から質問を受け、学芸員が答える形式を取っていて、好評である。今後も個別対応については、事前に連絡をいただいたうえで、日程を調整し、市民の要望に応えられるよう努めていく。</p>
--	--	--	--	---

明日の力は市民の力

15. 市民協働・公民学連携による地域課題の解決

(質問数10-20)

2023年 6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	自治会運営について ①業務量の見直し ②組織・運営の見直し	① 自治加入率については、年々減少していて、大きな課題である。自治会運営の負担軽減を図るため、昨年度から2つの自治会にモデル自治会を担っていただき、自治会電子回覧板モデル事業を実施している。今年度は、モデル自治会を10自治会程度に拡大し、さらなるメリットや課題について検証していく。公共施設でのw i - f i 設置の状況については、指定管理者によりすべての施設に設置されている。 ② 20か所のコミュニティセンターがあり、2者の指定管理者により、管理・運営されている。各施設には、地域住民や利用団体から構成される「コミュニティ施設地域連絡協議会」が設置されている。またコミュニティセンターが主体となって自治会と連携を図っていくことについては、自治会との連携強化を含め検討していく。
2023年 9月定例会	文教	議案外	佐々木	公民館の館内清掃について (1) 館内清掃の現状：頻度や方法（業者委託の有無） (2) この3年間の清掃会社への費用の変化 (3) 今後の公民館の環境整備についての考え方	(1) 10区の拠点公民館が業務委託により実施している。公民館の職員についても、施設管理の一環として、施設内を点検して、汚れが目立つときには清掃を行っている。 (2) 建物総合管理で一括契約等により、正確な清掃業務委託の算出が困難な施設、これは主に複合施設の中に入っている公民館ということで、そういった公民館が生涯学習総合センターをはじめ4館ある。それを除いた公民館全56館の清掃業務の経費になるが、令和2年度が約6180万円、令和3年度が約6107万円、令和4年度が約5731万円である。委託料の額が落ちているということは、大きな原因としては、入札の結果というふうに捉えている。それぞれ各地区館において現状に合わせた形で清掃するのが、やはりきめ細かな清掃のサービスができるというふうに捉えている。 (3) 各区の拠点館が、区内の公民館の実情を把握した上で仕様書を作成していく、今のやり方が適切であると考えている。引き続き、地域の学びの拠点として、利用者の方が気持ちよく清潔感を持って利用できるように、適切に施設の管理運営に努めていく。
2024年 2月定例会	市民生活	議案外	高柳	町名の変更等について (1) 失われた町名について (2) 旧町名の復活について	(1) 区画整理等の実施により町名が継承されなくなった町名については、旧与野市の大字 与野、旧浦和市の西浦和及び大字井沼方の3町名となっている。大字与野については昭和62年10月、西浦和については昭和53年7月、大字井沼方については平成18年9月となっている。現在の町名は、大字与野の現在の町名は桜丘、本町西、円阿弥、本町東、下落合。西浦和は内谷、曲本、四谷。大字井沼方は東浦和である。 (2) 金沢市以外の市町村において旧町名を復活した事例としては、東京都千代田区や長崎 県長崎市、埼玉県内では鴻巣市で旧町名を復活させた事例がある。県内の鴻巣市においては、直近の事例ですが、平成27年8月に旧町名である鞠子及び新屋敷を街区符号として復活させたとのこと。

				(3) 具体的な手続きについて	(3) 住民から町名を変更する要望書を提出していただく際には、住居表示に関する法律に規定される住所の表示が住民の日常生活に不便を与える地域であり、地域住民が住所を変更することについて合意していることが条件であると考えている。また、町名や町界は地域住民の生活や地域コミュニティに直接影響があることから、町名や町界の変更を要望する際は、変更案を住民から提案いただくことを想定している。その際、新たな町名の案が住居表示に関する法律に規定される。できるだけ従来の名称に準拠し、できるだけ読みやすく、かつ簡明なものに該当すれば、旧町名の使用も可能となると考えている。さいたま市町名町界審議会条例では、委員は、学識経験を有する者、地縁による団体の代表者、関係行政機関または市内の公共的団体の代表者と規定しているので、所管としては、いずれかの規定に合致し、かつ歴史的見地から意見をいただける方を委員として選任させていただきたいと考えている。
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	社会教育がまちを変える (4) オープン委員会での事例から～若者の声をカタチに～	(4) 今年度、まずは子供たちの身近な居場所である3つの児童センターにおいて子供運営会議を開催し、各館10万円の予算の範囲内で、古くなった図書を更新を子供たちに検討してもらおうモデル事業を実施している。今後はこのモデル事業の実施状況を踏まえながら、児童センターの運営に限らず、子供や若者の提案をより幅広い施策や予算へ反映する方策についても検討していく。高校生たちからの地域課題解決に向けた声の反映で、大宮駅西口バスロータリーが非常に混雑するので床面にロードペイントをという声で、2024年4月にバス会社と行政とが連携して完成した。
2024年 6月定例会	文教	議案外	三神	新設大和田地区小学校について (1) 地域からの 要望の反映について (2) 今後について	(1)(2) 通学距離、また全体の児童数、各学年の児童数、こういった偏りをしっかりと勘案をして、就学を選択できる特定地域の一部設定等も含めながら、しっかりと今後最終案を固めて、地域の方々、保護者の方々に説明していきたい。通学路に関して、今後学校やPTAの方々と一緒に道路を歩くなどしながら、現地を確認して、危険な箇所はしっかりと安全対策が取れるように努めていきたい。情報の引継ぎ、継続性という点は、新設校の基礎づくりとなるような教員の配置、これをしっかりと念頭に入れながら、安心して子どもたちが生き生きと学校に通えるように、最大限配慮していきたい。通級の種別については、発達障害、情緒障害、通級指導教室の設置を予定している。発達障害により学習面・生活面に困難がある児童、これが在籍していることを把握しているので、そういった状況を踏まえながら、本通級指導教室を設置していきたい。ハード面については、しっかり魅力をつくり出していきたい。新しい時代の学校にふさわしい施設、地域に誇れる学校にしていきたい。
2024年 6月定例会	市民生活	議案外	永井	市民活動について (1) 本市における市民活動の 状況について (2) 本市の市民活動における後継者不足の課題について	(1) 市民活動サポートセンターの来館者数については、平成30年度は48万1,058人、新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、その後、令和4年度は31万1,311人、令和5年度は35万2,395人となっている。市民活動団体がチラシやポスター等を作成することができる印刷作業室の利用状況については、コロナ禍で活動が制限され、外出の自粛を求められていた状況から、回復傾向にあると考えている。 (2) 活動を継続していく上での課題として、後継者の不足が挙げられる。また、コロナ禍において、メンバーの脱会や後継者不足を理由に、解散や活動停止となった団体も一定数あった。

					若年層向けのセミナーや市民活動と地域の関わりを学ぶセミナーなどを開催しており、地域活動を始めるきっかけを提供することで、地域人材の育成に努めている。
2024年 6月定例会	まちづくり	議案外	相川	旧大宮警察署跡地公園について (1) 市民協働実施アイデア募集をすることについて (2) 水辺やアートトイレを設置することについて	(1) 現在（仮称）大宮警察署跡地公園の基本計画の検討に向けて、地域住民や地元小学生などとのワークショップを予定している。対象は、地域住民はもちろんですが、地元の小学生、学校等にも相談して、より多くの意見を聞くための手法や当初予算参加者の拡大について考えていて、今後鋭意検討を進めていく (2) 現在の公園整備について、暑い時期に涼しさを与える噴水、ミスト装置とか、日陰をつくるという意味で緑陰を確保するパーゴラやあずまやを設置するということが考えられる。地元の方々や検討していくという手法を取っている。アートトイレについては、地元市民とワークショップなどで意見を取り交わしていく際に、意見などを聞きながら、検討すべきものだというふうに考えている。
2024年 9月定例会	本会議	一般質問	出雲	子どもたちの満足な遊びのために (1) プレイパーク・ボール遊びができる環境の確保に向けて (2) ハード対策の充実 (3) (仮称) 身近な公園のルールガイドラインの作成について	(1) (2) (3) プレイパークを市内各地に展開できる仕組みづくりに取り組んでいく。公園内の禁止事項が多過ぎるといった課題を認識しており、今後のこどもまんなか社会を実現していくためにも、地域特性や公園の状況に応じた柔軟な公園のルールづくりができる仕組みの構築を目指している。地域が主体となって定めることができる「(仮称) 身近な公園のルールづくりガイドライン」の作成に取り組んでいる。ガイドライン作成に向けて、実施事例を作っていけるよう取り組んでいく。現在、さいたま市では、ルールづくり促進に併行し、早期に実現可能な取組として、実験的に、近隣や他者への影響が少ない公園において、ボール遊びのルールを掲載した看板を設置し、ルールの緩和を行っている。公園のハード整備の件について、防球ネット設置や利用者間のすみ分け等のハード対策を充実させることについては、隣接する住宅へのボールの飛込みを防ぐ方法としても、快適な公園利用を促進する方法としても、有効な手段であるが、ボール遊びに伴う近隣への騒音や他の公園利用者への影響について、地域の方々の理解が必要であるため、まずは、公園利用者や近隣に住むの方々が納得できるルールづくりを地域主体で進めるとともに、地域から理解が得られるなどの条件が整うようであれば、公園の新規整備やリニューアルに際して、子供たちが遊びやすいハード整備についても検討していきたい。
2024年 9月定例会	保健福祉	議案外	添野	成年後見制度の利用の促進について (1) 利用の状況 (2) 市民後見人養成研修	(1) 成年後見制度の利用者数、さいたま家庭裁判所公表の資料によれば、令和3年12月末現在が1,548人、令和4年12月末現在では1,590人、令和5年12月末現在は1,612人となって、増加傾向となっている最高裁判所の資料、令和5年1月から12月までの成年後見制度の利用開始の主な原因については認知症が最も多く62.6%、それから知的障害が9.9%、統合失調症が8.8%の順という形になっている。後見人に対する報酬の支払いが困難な方向けの報酬助成制度の利用件数、令和5年度は高齢者、障害者合わせて224件。成年後見制度の相談に関しては、本市が社会福祉協議会に委託している高齢者・障害者権利擁護センターが中心となっている、地域包括支援センターや障害者生活支援センター、それから、各区高齢介護課、支援課などでも相談を受け付けている。 (2) 高齢者・障害者権利擁護センターにおいて、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任することや、担い手の確保等から市民後見人養成講

				(3) 地域連携ネットワーク協議会	<p>座を実施している。研修修了者のうち、後見人として活動を希望する方については、選考の上、市民後見人候補者として登録させていただいている。令和5年度松時点では、登録者は25人のうち実際に受任をされている方は3名。後見人として活動する上での課題としては、必要な知識、経験等が多岐にわたるため、不足する知識等を補っていく必要。本市としては、その課題に対応するため、市民後見人候補者に対するフォローアップ研修を実施するほか、弁護士等専門職にアドバイザーとして助言を受ける機会などを設けている。</p> <p>(3) 令和3年度からさいたま市成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会というものを設置している。当協議会は、弁護士、司法書士、社会福祉士、後見活動を行っているNPO法人の方などにより構成されている。地域における成年後見制度利用促進に向けた課題等について意見交換、協議等を行っている。ネットワーク協議会において、市民後見人の活用など、成年後見制度利用促進のための課題の共有、それから意見交換等を行い、どのように中核機関である権利擁護センターの取組に意見を反映させることができるかが課題だとは考えている。</p>
2024年 9月定例会	保健福祉	議案外	三神	<p>コミュニティスクールと児童生徒の参画について</p> <p>(1) コミュニティスクールと児童生徒の参画について</p> <p>(2) 児童生徒の参画</p>	<p>(1) 学校と地域住民、保護者等が信頼関係を深め、学校運営の目標やビジョンを共有し、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組んでいる。</p> <p>(2) 児童生徒の意見が学校運営協議会においてどのように提案され、その意見が反映されるのかについては、決まったパターンはないが、学校の実情に応じ様々なプロセスを工夫して取り組んでいる。児童生徒の思いや願いを受け、学校運営協議会において熟議が行われ、取組に反映されていく事例が増えていくことを期待している。管理職、地域の理解をどのように高めていくかについて、「コミ丸」のようなもので、より具体的な好事例を共有していくというふうな形をしていきたい。あわせて、研修会についても直接参加するものと、あと映像を使っていつでもどこでも視聴することができるような形の研修なども工夫しながら、広く理解を深めていきたい。児童生徒が直接参加する事例等については、本年度作成した実践事例集等において、好事例を広く共有できるようにしながら、よい取組を広げていきたいというふうに考えている。</p>